

平成26年度被災者台帳調査業務

報告書

平成27年3月
内閣府（防災担当）

平成26年度被災者台帳調査業務報告書について

本報告書は、平成26年度に実施した以下の（１）から（４）の調査等について取りまとめ、報告するものである。

（１）被災者台帳の作成状況等に関する調査

平成26年４月１日時点で、全市区町村を対象に被災者台帳の導入実績及び今後の導入予定等について回答結果を集計した。

（２）導入市区町村の先進事例調査

上記（１）の調査で導入済と回答があった市区町村のうち８市区町村につき、ヒアリング調査を実施し、その結果を事例集として作成した。

（３）被災者台帳の導入予定市区町村への支援（導入支援実証）

被災者台帳をこれから導入予定の市区町村に対し、被災者台帳導入済の地方公共団体の担当職員等のアドバイザーが４回程度訪問・助言し、被災者台帳作成のための横断的な組織の構築とルール作成を支援した。

（４）チェックリストの作成

上記（２）及び（３）で得られた課題、知見、成果等を集約し、平時からの被災者台帳整備のための体制構築を行うために市区町村が実施すべき項目を整理した。また、実際に被災者台帳に掲載する際の標準的な項目も例示した。

さらに、参考資料として、関係法令、関連通知等について掲載した。

目 次

第1章 本調査業務の概要	1
1. 被災者台帳に係る経緯.....	2
2. 本調査業務の目的.....	2
3. 被災者台帳の概要.....	3
(1) 被災者台帳とは.....	3
(2) 被災者台帳整備のメリット.....	5
(3) 被災者台帳の形式.....	6
4. 本調査業務の内容.....	8
(1) 被災者台帳の作成状況等に関する調査.....	8
(2) 導入市区町村の先進事例調査.....	13
(3) 導入支援実証.....	13
(4) チェックリストの作成.....	13
第2章 被災者台帳の作成状況等に関する調査結果	15
被災者台帳の作成状況.....	16
第3章 被災者台帳先進事例集	23
1. 事例集掲載の地方公共団体について.....	24
2. 市区町村の取組み事例について.....	25
(1) 岩手県釜石市.....	25
(2) 岩手県大槌町.....	28
(3) 宮城県石巻市.....	32
(4) 千葉県佐倉市.....	37
(5) 東京都豊島区.....	41
(6) 新潟県柏崎市.....	46
(7) 兵庫県西宮市.....	51
(コラム) 西宮市総合防災訓練における被災者台帳作成訓練.....	56
(8) 岡山県津山市.....	57
(コラム) 受入被災者台帳の事例.....	61

3. 都道府県の取組み事例について.....	62
(1) 岩手県	62
(2) 東京都	67
(3) 新潟県	70
第4章 導入支援実証	75
1. 導入支援実証の概要.....	76
(1) 公募による支援対象団体の募集.....	76
(2) 導入支援実証対象の市区町村の選定.....	76
(3) 導入支援実証対象の市区町村の概要・特徴.....	77
2. 導入支援実証の取組み事例.....	78
(1) 東京都府中市	78
(2) 東京都八丈町	105
(3) 福井県福井市	115
第5章 チェックリスト	129
1. 被災者台帳作成チェックリスト(市区町村内導入編).....	130
2. 被災者台帳運用における関係部署間の情報の取扱いについて.....	138
第6章 被災者台帳データ項目の例示	143
被災者台帳データ項目の例示.....	144
参考資料	149
1. 被災者台帳に関連する法令.....	150
2. 関連通知.....	153

第1章 本調査業務の概要

1. 被災者台帳に係る経緯

(1) 災害対策基本法等の一部改正（平成25年6月）前

被災者台帳については、災害発生後に迅速かつ効率的に被災者支援を行うため、各部署が保有する情報を共有するものであるが、災害対策基本法施行前においても、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における西宮市をはじめとして、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災等における被災地方公共団体の中でも、各地方公共団体における個人情報保護に配慮しつつ、情報の共有を行ってきた。

(2) 災害対策基本法等の一部改正（平成25年6月）以降

被災者台帳の作成については、上記のような経緯がありつつ、以下のような要因から、必ずしも作成が進んでこなかった。

- 必要な情報について、審査手続き等を経ることが必要なため、時間がかかり、災害発生後の迅速な情報共有が困難
(→災害発生前から審査手続き等を行っておくことにより対応可能であるが、実際に災害発生前から手続き等を行っている地方公共団体は多くない)
- 「目的外使用」への理解について、法令による明確な目的が明示されていなかったため、関係部署（特に保有情報を提供する部署）からの協力を得ることが困難
- 他の地方公共団体（都道府県、市町村外避難者がいる場合の避難先市町村等）との情報提供、情報収集に関する手続きが明示されていなかったため、他の地方公共団体との情報共有が困難
- 被災者の援護のための各種支援措置がある事業者等への情報提供について、手続きが明示されていなかったため、市町村が保有する被災の情報について、外部提供が困難

これらの課題を解決し、市町村における被災者台帳の作成を推進するため、平成25年6月の災害対策基本法改正により、第90条の3に被災者台帳の作成について規定が設けられた。

2. 本調査業務の目的

災害対策基本法に位置付けられた被災者台帳について、掲載すべき項目等に関する調査・検討を行い、そのとりまとめ結果を先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストとして本報告書に集約し、地方公共団体に提示する。最終的には、地方公共団体における情報の共有化等を進め、適切な被災者支援及び地方公共団体の事務の効率化・迅速化を推進するものである。

3. 被災者台帳の概要

(1) 被災者台帳とは

被災者台帳とは、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものである。

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には支援の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない市区町村の職員は必ずしも被災援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われず、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくない。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災市区町村の関係部署において共有・活用することが効果的である。

このため、平成25年の災害対策基本法改正により、被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理することにより、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定が整備されている。

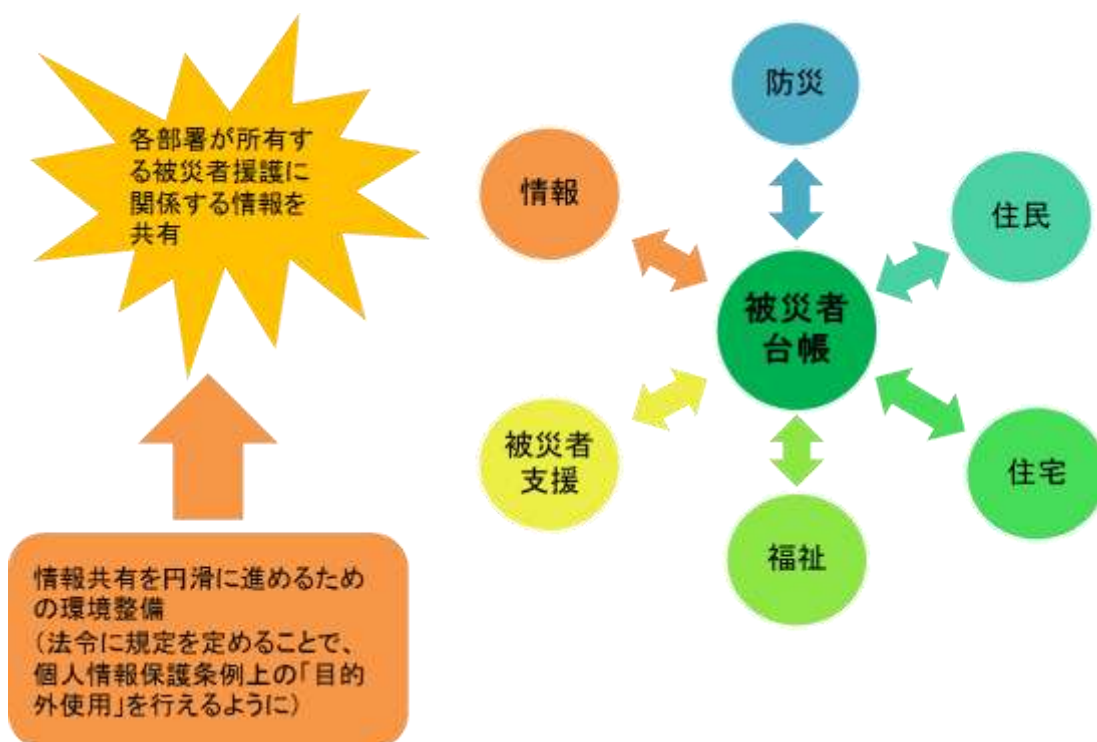


図1 被災者台帳の概要

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（被災者台帳の作成）

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - 六 援護の実施の状況
 - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年九月二十一日総理府令第五十二号）（抄）

（被災者台帳の作成）

第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

(被災者台帳に記載又は記録する事項)

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(台帳情報の提供に関し必要な事項)

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

(2) 被災者台帳整備のメリット

被災者台帳を活用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されている。

① 関係部署による情報共有による重複の排除

- ・ 各部署で同様の情報を収集するための手間の排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
- ・ 罹災の状況等、市区町村内の他の部署が有している罹災証明書に記載された情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる

② 援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・ 援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・ 二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能

③ 迅速な対応

- ・ 援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能

④ 被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・ 被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・ 他の地方公共団体との情報共有により、市区町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・ 本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金の減免等に必要な情報についても、市区町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続きの軽減が期待される

例：罹災証明書の省略を可能とする事例

被災者台帳を活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市区町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能とされている。

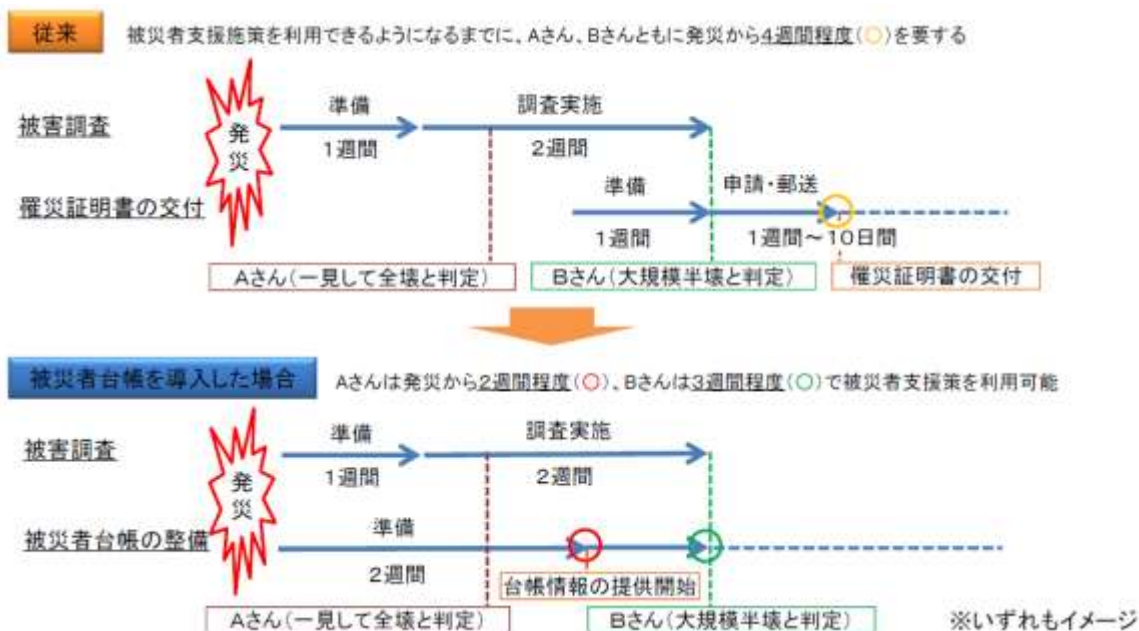


図2 被災者台帳の整備による被災者支援の迅速化

(3) 被災者台帳の形式

被災者台帳は、市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成することができるものである。作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適切な手段により作成されることが望ましい。

そのため、目的に合致するものとして作成され、法及び施行規則に規定する情報が記

載又は記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えないこととされている。

表1 主なシステム等の比較

形式	利点	課題
紙媒体による 台帳構築	<ul style="list-style-type: none"> 被災者からの要請があった際に紙、筆記用具等があれば対応ができることから、機材や機材を稼働させるための電力、通信環境が途絶していても活用可能。 他の媒体と比較して、最もコストがかからない。 書き込みを行えば誰でも情報更新が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 手作業による集計が必要なため、集計等には作業を要する。また、検索機能を持たないため、後で資料を見返す際に多大な手間がかかる。 保存にスペースを要する。 台帳を PDF 化するなどで共有可能ではあるが、他の媒体と比較し、関係部署において情報共有する媒体としては、管理・共有・保存が行いにくい。
Excel、Access などによる台 帳構築	<ul style="list-style-type: none"> サーバーに依存しない環境であっても、作成可能（ソフトがインストールされているパソコンであれば、作成可能）。 システムを導入する場合と比較して、一般的にコストがかからない。 一定程度の集計・検索が可能。 一般的なソフトを活用する場合、基本的な操作方法について特別な研修を要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度な機能を有するソフト（当該市区町村において、平時使用されていないソフト）については、基本操作についても研修が必要な場合がある。 同じファイルを更新する場合、複数の担当が業務を実施する際にデジタルファイルの同期が困難となり、データの整理に過大な時間を要する場合がある（ファイル名を変える、各部署のファイルと合計ファイルを作成するなどの工夫で対応可能になるが、とりまとめ部署等でファイルの合算などの作業が発生する）。 関数やピボット集計などによるファイルを作成している場合、担当の異動等により、更新や機能の十分な活用ができない場合がある。 データマッチングが必要。 データ量に制約がある。
被災者支援の ためのシステム による台帳 構築	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害において、他の媒体と比較して最も処理能力が高いことから、より迅速かつ効率的な対応も可能。 他部署で有しているシステムとの連動も対応可能（被災後の入力作業が軽減、迅速なデータベースの作成が可能）。 被災者台帳に関連する各種事業との連動が可能となっているシステムが多い（避難所管理、物資管理、仮設住宅、公営住宅入居管理、罹災証明書等の交付等）。 複数の担当や複数部局の担当が業務を実施してもデータが自動で同期される（同時更新可能）。 	<ul style="list-style-type: none"> 操作スキルの習得が必要。操作方法に関する研修が重要。 他のシステムや関係部署が保有するデータをシステムに活用できるデータに変換することが必要。 他の媒体と比較して、システム導入やサーバーの設置等の初期コスト、ランニングコストがかかる（システムについて、無償で提供されているものもある）。 データマッチングが必要。

4. 本調査業務の内容

本調査業務の全体像は、下図に示すとおりである。

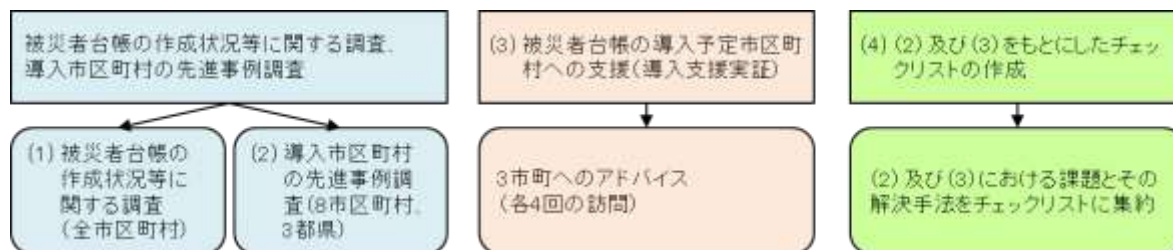


図1 平成26年度被災者台帳調査の全体像

(1) 被災者台帳の作成状況等に関する調査

全市区町村（1,719市町村、23特別区）を対象に、平成26年4月1日現在で、被災者台帳の導入実績（現在または過去、被災者台帳を整備しているか・したことがあるか）、今後の導入予定について、調査を実施した。

調査の流れは、以下のとおり。

- ①平成26年6月13日：内閣府から各都道府県被災者台帳担当部署へ各市区町村への依頼と調査結果の取りまとめ依頼の事務連絡を発信
- ②平成26年7月7日：各都道府県から内閣府への取りまとめ報告締切

調査の質問項目は、以下のとおり。

平成26年度被災者台帳の作成状況等に関する調査

(記入上の留意事項)

- ・平成26年4月1日の貴市区町村の状況に基づいて回答してください。
- ・回答は、別シート「回答用紙」にご記入下さい。
- ・各都道府県が指定する期日までにご返信願います。

問1 被災者台帳について現に作成しているか（現に被災者がいる場合）、または、過去に作成したことがあるかをお答えください。

- 1 現に被災者が存在している場合）作成している ⇒問5へお進みください。
- 2 過去の災害で作成したことがある災害発生時に被災者台帳の作成が可能となるよう、システムを導入 ⇒問5へお進みください。
- 3 災害発生時に被災者台帳の作成が可能となるよう、様式を作成済み ⇒問5へお進みください。
- 4 作成していない（作成したことがない） ⇒問2へお進みください。

（注）作成または作成経験のある地方公共団体は、以下、質問4まで回答不要です。

問2 被災者台帳を作成されていない要因（理由）をお答えください。【複数回答可】

- 1 災害が発生していない（災害が発生すれば作成する。）
- 2 財政的に困難（予算が確保できていない）
- 3 作成方法がわからない
- 4 その他
（その他の要因を具体的にご記入ください。）

問3 どのような支援があれば、今後、作成するかをお答えください。【複数回答可】

- 1 被災者台帳に載せる項目の例示
- 2 被災者台帳作成のための手順の明示
- 3 作成団体の事例紹介
- 4 サンプル版の配布
- 5 財政的な支援
- 6 職員研修等、スキルアップに関する支援
- 7 個人情報保護の取扱いに関する見解の明示
- 8 首長等幹部への制度の周知
- 9 講師、アドバイザー等の派遣
- 10 その他
（その他の具体的な支援をご記入ください。）

問4 被災者台帳を作成する予定はありますか。

- 1 作成作業中（いつ頃完了予定か教えて下さい）
- 2 計画中
- 3 未定
- 4 予定なし

問1で4とご回答いただいた場合は、以上で終了です。

以下、被災者台帳を作成または作成経験がある地方公共団体向けの問です。

(被災者台帳を作成していない地方公共団体は、以下の問は回答不要です。)

問5 被災者台帳の作成形式はどのようなものかをお答えください。

- 1 システム（地方公共団体システム機構（旧地方自治情報センター）が提供しているシステム）
- 2 システム（民間事業者が提供するシステム）
- 3 システム（自団体において開発したシステム）
- 4 その他のシステム
(システム名をご記入ください。)
- 5 Access、Excel等を活用したデータベース形式
- 6 Word等を活用した個表形式
- 7 紙媒体（書き込み式）
- 8 その他
(その他の作成形式をご記入ください。)

問6 被災者台帳に掲載した項目をお答えください。【複数回答可】

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 被災日時点の住所又は居所
- 5 現在の住所又は居所
- 6 住家の被害の状況
- 7 住家以外の被害の状況
- 8 被災者支援（援護）の実施の状況
- 9 要配慮者情報（介護、高齢、障がい、低所得等）
- 10 電話番号その他の連絡先
- 11 世帯の構成
- 12 罹災証明書の交付の状況
- 13 区市町村外に提供した場合の提供先
- 14 13における提供日時
- 15 家屋台帳情報
- 16 15において所有が確認された場合の地番
- 17 所得の状況
- 18 相談窓口等での対応状況
- 19 人的被害の状況
- 20 その他
(その他の具体的な項目をご記入ください。)

問7 被災者台帳の作成はどのように行うこととしているか、または、行ったかをお答えください。

- 1 住民基本台帳に基づいて
- 2 被災状況に基づいて
- 3 住民からの罹災証明書の申請に基づいて
- 4 課税対象住家台帳に基づいて
- 5 その他
(その他の基礎データ等をご記入ください。)

問8 作成主務部署をお答えください。

- 1 災害対策部署
- 2 被災者支援担当部署
- 3 税務担当部署
- 4 情報担当部署
- 5 消防
- 6 災害に対応するために臨時に設置された部署
- 7 総合調整担当部署（首長直轄部署）
- 8 その他
(その他の具体的な部署をご記入ください。)

問9 作成主務部署、情報を保有する部署、被災者支援を実施する部署等被災者台帳作成活用に関係する部署による横断的な組織体制がありますか

- 1 有
- 2 無

問10 情報の提供、収集、共有について、明文化したルール（規則）はありますか
（ある場合はルール（規則）の電子媒体を提供ください）

- 1 有
- 2 無

問11 被災者台帳の作成手順（マニュアル等）を作成していますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

問12 被災者台帳に関する研修・訓練（制度の説明、市町村内の情報収集や共有方法等）を実施していますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

問13 被災者台帳作成に当たり、個人情報保護審査会に諮りましたか

- 1 諮った ⇒問14へお進みください。
- 2 諮らなかった ⇒問15へお進みください。

問14 個人情報審査会に諮った場合の審査に要した期間はどれくらいですか

- 1 1週間未満
- 2 1～3週間
- 3 1ヶ月程度
- 4 1ヶ月以上

問15 個人情報審査会に諮らなかった理由をお答えください。

- 1 個人情報保護条例の規定により、住民の身体・生命・財産を保護する目的で作成するため、目的外使用は可能と判断
- 2 行政情報については、他の業務も含めて包括的に目的外使用の手続きを取っており、被災者台帳作成のためだけに、個別審査を実施しなかった
- 3 行政目的達成のためと判断したため（目的外使用ではない）
- 4 その他

（その他の具体的な理由をご記入ください。）

問16 作成した被災者台帳の情報を貴地方公共団体以外に提供したことはありますか

- 1 有 ⇒問17へお進みください。
- 2 無 ⇒終了です。

問17 貴地方公共団体以外の提供先はどこですか【複数回答可】

- 1 都道府県
- 2 他の区市町村
- 3 社会福祉協議会
- 4 町内会長、民生委員
- 5 区市町村内の他の機関（公営企業部局、消防、教育委員会）
- 6 被災者支援を実施するNPO
- 7 電気・ガス等公共料金事業者（公営企業部局を除く）
- 8 被災者本人
- 9 被災者の親族
- 10 その他

（その他の具体的な提供先をご記入ください。）

問18 外部に提供するために、どのような手続きを取りましたか【複数回答可】

- 1 本人の同意
- 2 個人情報保護審査会等条例に基づく手続き
- 3 提供先からの依頼文書
- 4 提供先からの個人情報取り扱いに関する文書（誓約書、契約書等）
- 5 その他

（その他の具体的な手続きをご記入ください。）

**今一度ご回答内容をご確認願います。
ここで終了です。お疲れ様でした。**

(2) 導入市区町村の先進事例調査

(1) の調査で被災者台帳を導入済の市区町村のうち、8 市区町に対してヒアリングを行い、被災者台帳導入の手順、課題、課題の解決方法、作成時間、所要予算、掲載項目を調査し、その結果を取りまとめて先進事例集を作成した。また、積極的に市区町村への被災者台帳の導入支援に取り組んでいる3 都県に対してもヒアリングを行い、参考として先進事例集に掲載した。

(3) 導入支援実証

導入支援実証は、被災者台帳の導入を検討している市区町村に対して、内閣府職員、被災者台帳導入済市町村の職員等によるアドバイザーが助言を行い、平時から情報の収集・提供・共有に関するルール作り及び運営のための横断的な組織づくりを支援した。組織には、情報保有部署・防災担当部署・情報担当部署・被災者支援担当部署等の多岐にわたる部署が関係する。支援対象の市区町村は、公募により申し込みのあった市区町村から3 市町が選定された。

実証方法は、アドバイザーを市町に派遣し、約4 回程度の現地アドバイス及び電話やメールによる打合せの中で被災者台帳のための体制づくりについて助言を行った。

(4) チェックリストの作成

チェックリストは、平時からの被災者台帳作成のための体制構築を行うために、市区町村が実施することが適切と考えられる事項を整理したものである。被災者台帳導入市区町村ヒアリングで情報収集した被災者台帳導入の手順や関係部署の絞り込み方法等に加えて、導入支援実証で特に議論された課題や課題解決手法等へのアドバイザーの助言を反映した。

第2章 被災者台帳の作成状況等に関する調査結果

被災者台帳の作成状況

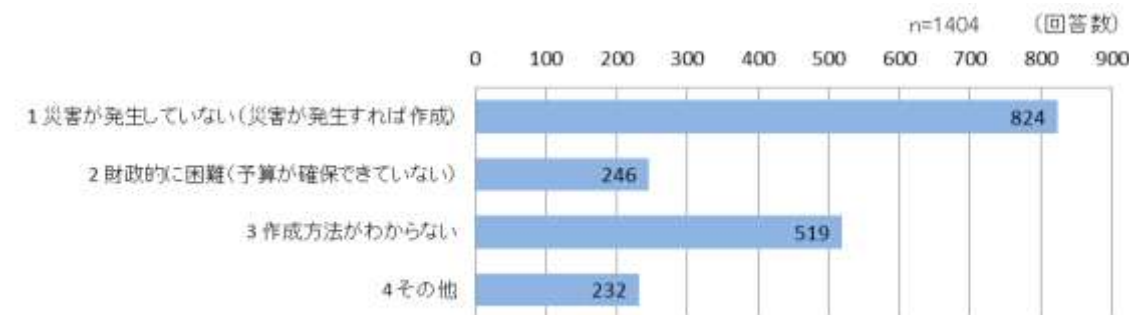
(1) 平成26年4月1日時点の被災者台帳の作成状況について

問1 被災者台帳について現に作成しているか（現に被災者がいる場合）、または、過去に作成したことがあるかをお答えください。



(2) 被災者台帳が未作成の場合

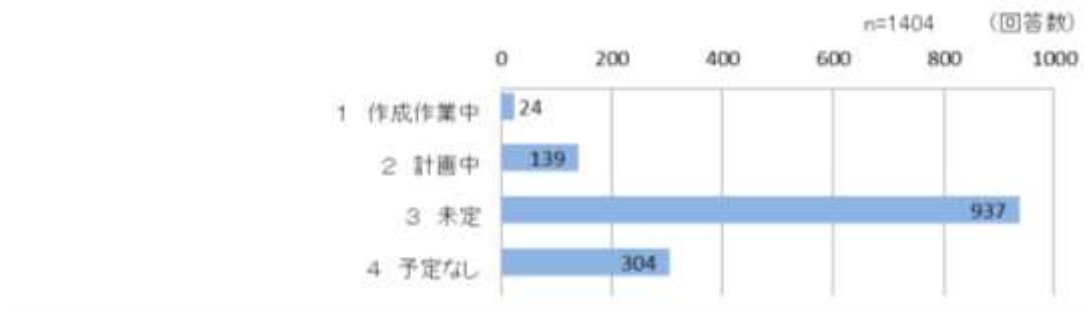
問2 被災者台帳を作成されていない要因（理由）をお答えください。【複数回答可】



問3 どのような支援があれば、今後、作成するかをお答えください。【複数回答可】

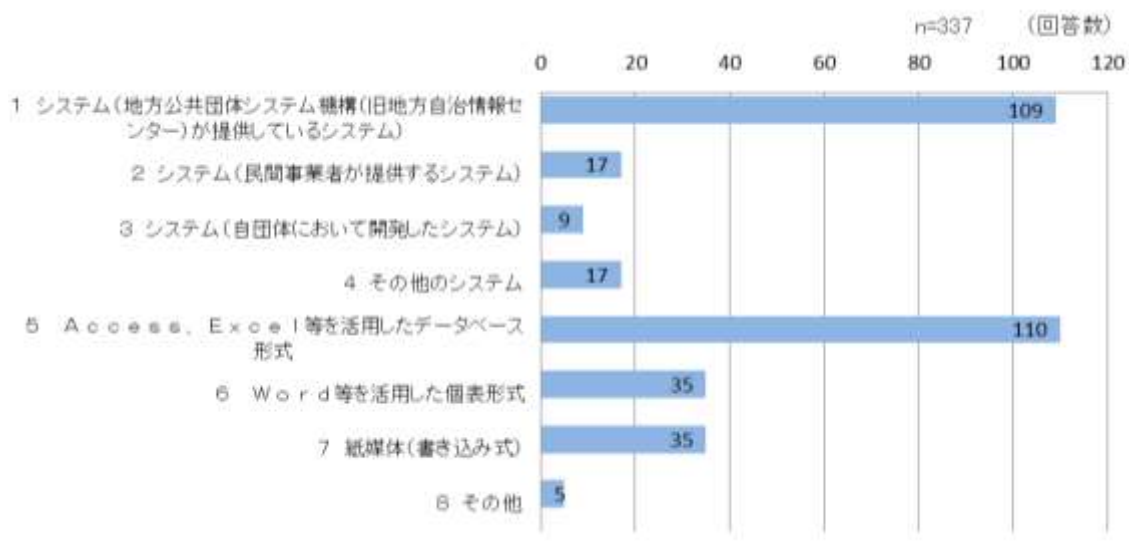


問4 被災者台帳を作成する予定はありますか。

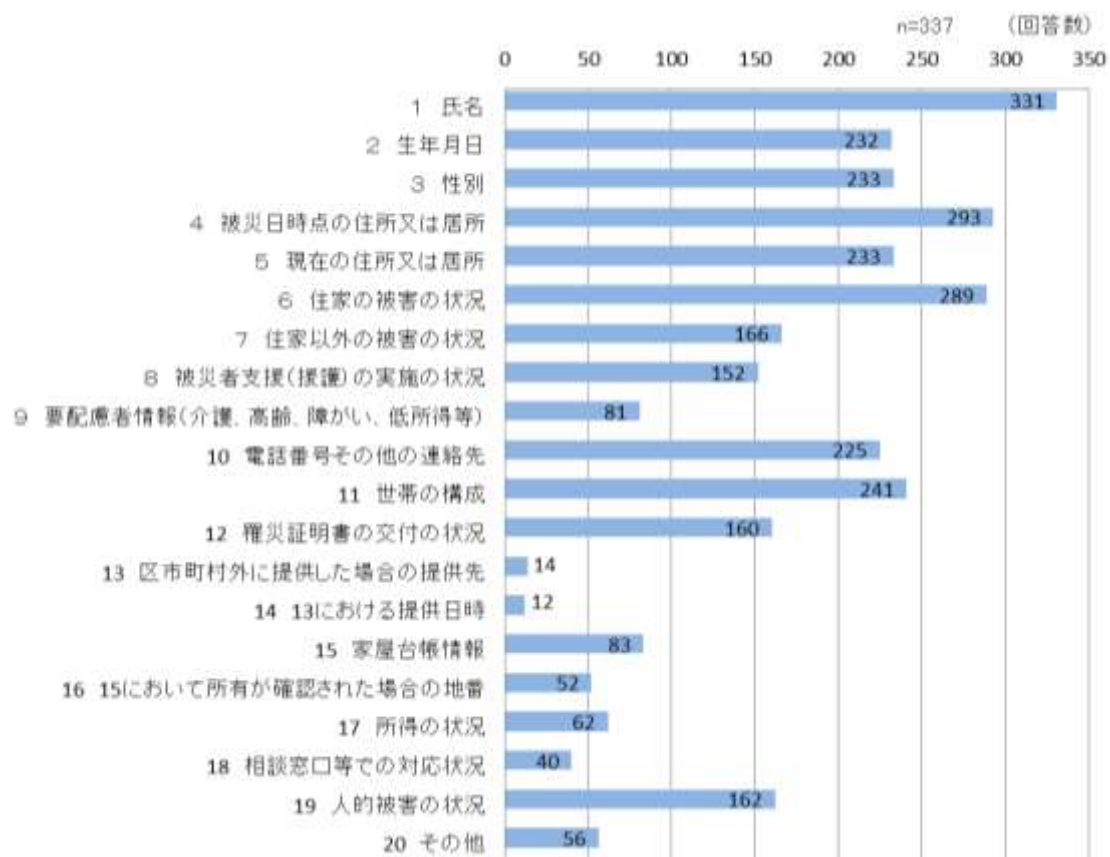


(3) 被災者台帳を作成している場合

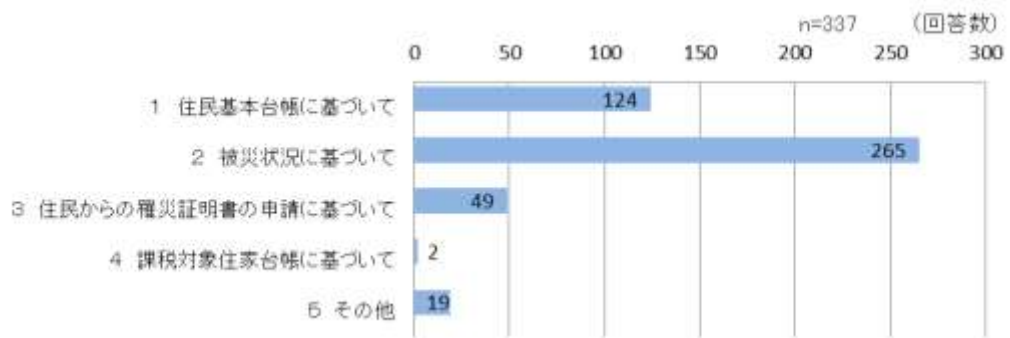
問5 被災者台帳の作成形式はどのようなものかをお答えください。



問6 被災者台帳に掲載した項目をお答えください。【複数回答可】



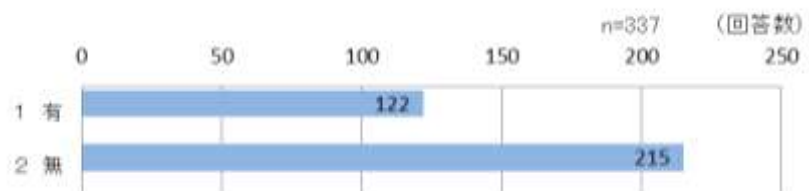
問7 被災者台帳の作成はどのように行うこととしているか、または、行ったかをお答えください。



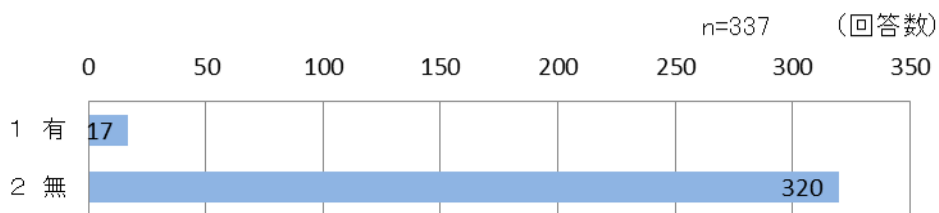
問8 作成主務部署をお答えください。



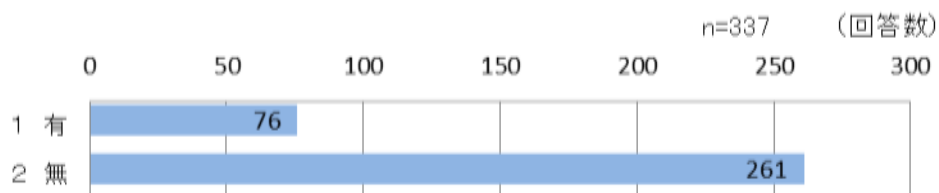
問9 作成主務部署、情報を保有する部署、被災者支援を実施する部署等被災者台帳作成・活用に関係する部署による横断的な組織体制がありますか。



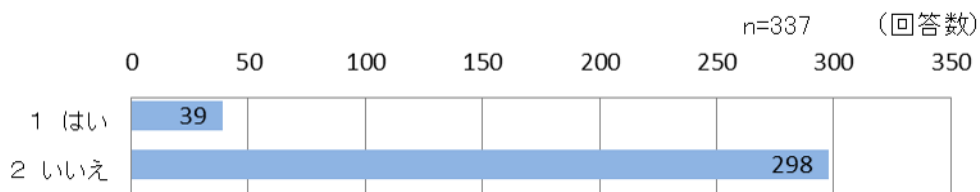
問 10 情報の提供、収集、共有について、明文化したルール（規則）はありますか。
（ある場合はルール（規則）の電子媒体を提供ください）



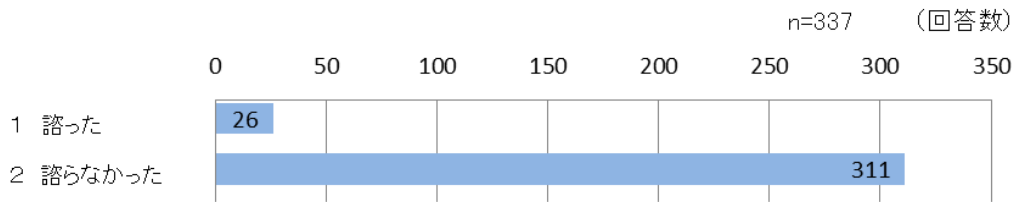
問 11 被災者台帳の作成手順（マニュアル等）を作成していますか。



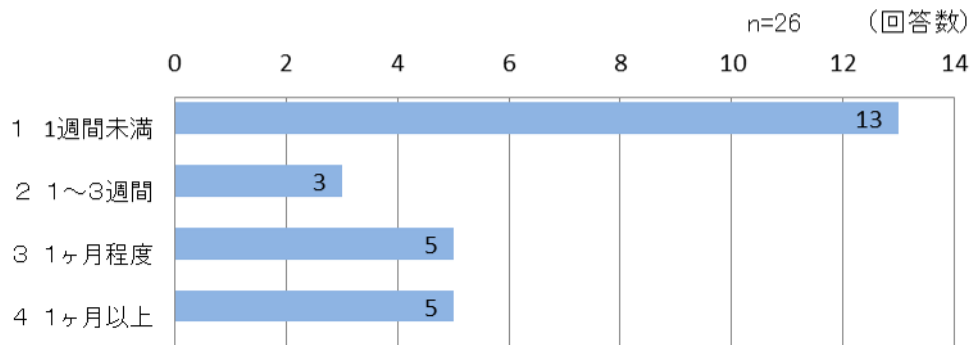
問 12 被災者台帳に関する研修・訓練（制度の説明、市町村内の情報収集や共有方法等）を実施していますか。



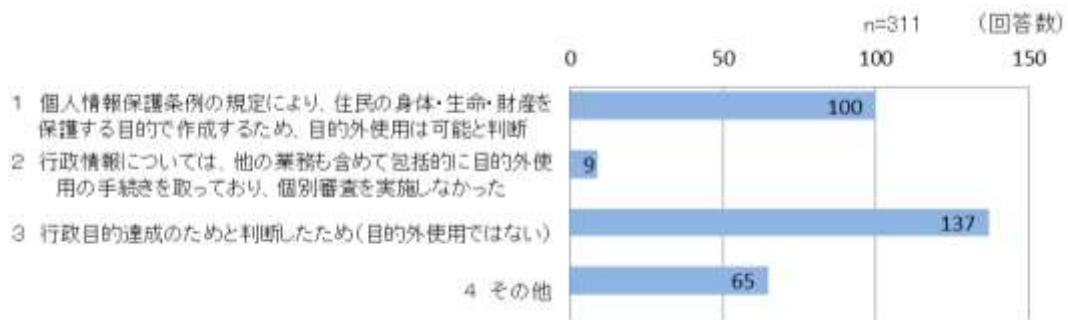
問 13 被災者台帳作成に当たり、個人情報保護審査会に諮りましたか。



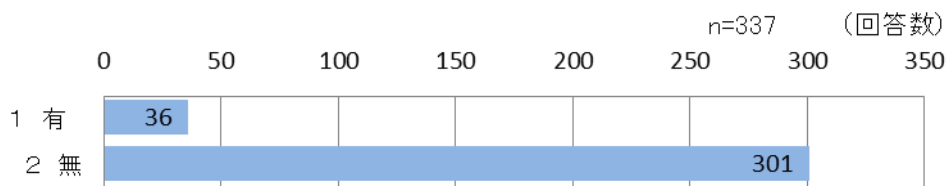
問 14 個人情報審査会に諮った場合の審査に要した期間はどれくらいですか。



問 15 個人情報審査会に諮らなかった理由をお答えください。



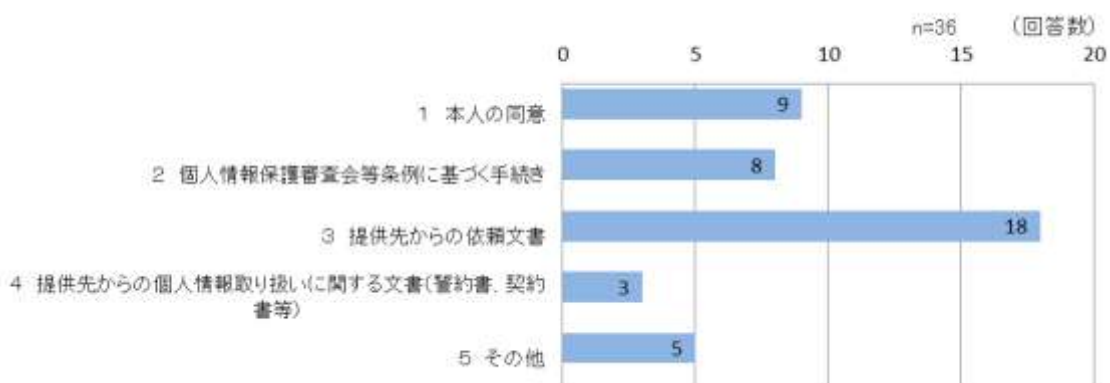
問 16 作成した被災者台帳の情報を貴地方公共団体以外に提供したことはありますか。



問 17 貴地方公共団体以外の提供先はどこですか。【複数回答可】



問 18 外部に提供するために、どのような手続きを取りましたか。【複数回答可】



第3章 被災者台帳先進事例集

1. 事例集掲載の地方公共団体について

第2章に記述した調査結果を踏まえて、被災者台帳の導入や導入に向けた体制整備等において、先進的な取り組みを行っていると考えられる以下の市区町に対して、訪問による詳細調査を実施し、その取り組みを先進事例集として取りまとめた。

- (1) 岩手県釜石市
- (2) 岩手県大槌町
- (3) 宮城県石巻市
- (4) 千葉県佐倉市
- (5) 東京都豊島区
- (6) 新潟県柏崎市
- (7) 兵庫県西宮市
- (8) 岡山県津山市

また、都道府県内の市区町村への被災者台帳の導入推進や、都道府県と市区町村の被災者情報の共有のための施策を実施している都県にも、訪問による詳細調査を実施し、その取り組みを取りまとめた。

*岩手県：県内の市町村に被災者台帳システムを導入し、県内市町村間の住民の移動があった場合に相互に情報共有を図り、的確な被災者支援、住民の利便性を向上させるためのルール作りや新システムの導入を準備中。

*東京都：平成26年度から3年間の計画で東京都マネジメント研修（この研修は、被害認定調査から被災者台帳活用までをマネジメントできる中核的職員を育成するための研修）を開始した。

*新潟県：今後の防災対策を検討するため、平成25年8月に県、市町村、民間団体が合同で「被災者台帳の導入検討ワーキング」を立上げ、被災者生活再建支援業務の標準化や被災者台帳の在り方等につき検討中。

2. 市区町村の取組み事例について

(1) 岩手県釜石市

1) 釜石市の基本情報

- ・人口：36,934人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：441.43km²

2) 岩手県被災者台帳システム及び被災者台帳支援システムの作成の経緯

東日本大震災後の平成23年4月、岩手県経由で財団法人地方自治情報センター（現、地方共同法人地方公共団体情報システム機構）所管の被災者支援システムの導入支援の申し出があり、試験運用をはかった。その後、同年5月、岩手県総合防災室より京都大学防災研究所等が開発した岩手県被災者台帳システム⁽¹⁾の導入について打診があった。県が中心となって被災市町村のデータのとりまとめを行うことを目的として整備されることとされ、構築・運用に係る費用は全て県の負担であったことから、市においても、導入に向けてデータ整備を開始した。担当職員数は1名で、同年12月に稼働可能な状態となった。

罹災証明書の発行などの支援業務は、被災時に被災者台帳がなかったことから、業務担当部署が有している各々のデータベースを用いており、必要に応じて相互に連携して対応してきた（なお、平成26年7月時点においても業務担当部署においては各々のデータベースを活用しており、岩手県被災者台帳システムを支援業務のメインシステムとしては用いてはいない）。

支援が進むにつれ、災害後の居所の変化に対応した被災者支援の必要性が高まった。そこで、既存の住民基本台帳システムをベースに、被災者台帳と宛名情報の連携を可能とするなどの機能を追加した被災者台帳支援システム⁽²⁾を開発した（平成26年3月に稼働、現在本格運用に向けて調整中）。

今後、岩手県が整備を進めている新たな被災者台帳システムを導入する計画がある。

平成23年4月	財団法人地方自治情報センター所管の被災者支援システムを試験運用
平成23年5月	岩手県被災者台帳システムの導入の打診
平成23年12月	岩手県被災者台帳システムが稼働可能な状態となった。
平成25年	被災者台帳支援システムの開発
平成26年3月	被災者台帳支援システムの試験稼働開始

3) 組織・体制

岩手県被災者台帳システムの管理は、全庁的な取組みとして総務企画部広聴広報課が担当している。同課には被災者台帳の主担当として職員1名が在籍しており、また民間企業からの応援職員が1名在籍している。

⁽¹⁾ 京都大学防災研究所が中心となって東日本大震災に際し岩手県の包括的支援に向けて開発したシステム。

⁽²⁾ 発災時や最新の住民基本台帳登録の住所に加え、現在の「居場所」など複数の住所情報を登録可能にしたシステム。

その他、市の基礎データの更新を、市民課の臨時職員2名が担当している。

情報提供、情報利用部署は、以下のとおりである。

関連部署(部)	総務企画部		市民生活部	保健福祉部	復興推進本部
関連部署(課)	税務課	広聴広報課	市民課	地域福祉課	生活支援室
主担当部署		○			
情報提供部署	○		○	○	○
情報利用部署	○		○	○	○

岩手県被災者台帳システムの掲載項目とその利用方法に関して、関連部署に説明会を開催し、岩手県から説明した。また、復興推進本部の会議においても、全般的な被災者支援についての情報共有を行っている。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

平成26年7月時点で、業務担当部署は、それぞれが有しているデータベースを更新しながら、罹災証明書の発行などの具体的な支援業務を行っている。この方式で庁内においては大きな支障はなく業務を行うことができている。岩手県被災者台帳システムは、このデータベースを共有の記録として保存する目的で用いられている。

【台帳の形式】

被災者台帳支援システムは、災害後の居所の変化に対応するため、住所情報を重ねて入力することが可能な点に特徴がある。検討段階ではあるが、参考として、以下に被災者台帳支援システムの5つの基本情報を示す。

① 発災時住基 (単位: 個人)

災害発生日時点の住民基本台帳データ(東日本大震災の場合は平成23年3月11日付)。

② 最新住基 (単位: 個人)

現時点での住民基本台帳データ。

③ 現在住所 (単位: 世帯/個人)

各被災世帯・被災者の現在の居所を整理したデータ。住民基本台帳上で管理される公的に登録されている住所とは異なり、個々の被災世帯・被災者が生活再建を進める過程で移動した居所を登録する。

④ 状態

災害に伴う各個人の生存・死亡・行方不明を整理したデータ。行方不明後に死亡した場合(死亡判定)、生存後に死亡した場合(災害関連死)など、災害発生から時間がたった場合であっても変化する場合があり、この履歴を登録する。

⑤ 罹災証明発行記録

罹災証明書の発行記録データ。被災者個人と家屋被災程度を結びつけるために必要な情報である。

【データ項目について】

被災者台帳支援システムのデータ項目は、データ整理と並行して検討を進めている。

今後は、個人番号（マイナンバー）の活用により、市外（例：県有情報）からの情報取得等、情報の共有が可能になると考えられる。

【外部への情報共有化】

岩手県被災者台帳システムは岩手県が設置したサーバーを活用している。県はこのサーバーを閲覧可能なため、情報が共有できている。

【個人情報保護審査会】

東日本大震災後に審査会は開催せず、書面開催を行った（審査会の開催が困難であり、かつ緊急な対応が必要だったため）。答申まで要した期間は1週間程度であった。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

庁内における情報共有のルールについては、釜石市情報セキュリティ規定に準じている。

また、部署間における情報の共有化のルールについては、文書化されたものはない。情報共有が必要な場合は、その都度目的を明確にして依頼を行い、個別に部署間で調整している。この調整内容については、記録を保存している。

5) 取組み中の課題**【運用上の課題】**

- ・運用手順やシステムの操作方法についての担当者間の引継が円滑に行われるようにしていく必要がある。運用マニュアルの整備や訓練が必要である。
- ・東日本大震災が発生した時点で岩手県被災者台帳システムがなかったこともあり、現状各部署で保有しているデータベースを主に用いて支援業務を行っているが、相互の関連性がないためデータベースに漏れがある可能性がある。そのため、被災者台帳というひとつのデータベースを用いるのが望ましい。

【システム開発上の課題】

- ・職員の異動があることから、誰でも使うことのできるシステムが望ましい。
- ・一定期間で被災者台帳のデータを更新する運用となっているため、各種情報が被災者台帳に反映されるまでタイムラグがあり、最新の情報を知るには情報保有部署に問い合わせる必要がある。日常の業務システムと被災者台帳システムの連動が図られると利用しやすく、各部署で行うデータ更新が被災者台帳システムに随時反映されるシステムの方が利便性は高い。

(2) 岩手県大槌町

1) 大槌町の基本情報

- ・人口：12,735人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：200.59km²

2) 岩手県被災者台帳システムの作成の経緯

被災者生活再建支援業務及び住宅再建支援業務を推進するために、部署ごとに保有している被災者の情報を整理・集約した被災者台帳を作成するとともに、その被災者台帳を閲覧する仕組みが必要であった。被災者台帳の作成に関して、岩手県及び新潟大学危機管理室、新潟大学災害・復興科学研究所を中心とした支援チームの協力が得られたこと、岩手県被災者台帳システム⁽¹⁾が無償提供されたことで導入にはずみがついた。

東日本大震災直後の混乱状態の中で、被災者台帳の導入について関連部署の理解と協力を得ることは困難が伴った。そのため、関連部署から提供されたデータの整理・集約・不備や不整合の修正については、支援チームが主体的な役割を果たした。

今後、岩手県が整備を進めている新たな被災者台帳システムを導入する計画がある。

平成24年4月	岩手県復興局生活再建課主催の被災者台帳システム説明会に参加 被災者台帳システムへの基本データ登録
平成24年6月	被災者台帳システム適用検討（適用範囲、対象業務、運用方法など）
平成24年7月	被災者台帳システムに8業務を登録 被災者台帳システム試験運用開始（利用課：被災者支援室のみ）
平成24年10月	本格運用開始準備（データ最新化、ユーザ登録）
平成24年11月	被災者台帳システム本格運用開始（利用課数：11） 基本データ及び業務データ定期更新運用開始
平成25年2月	新規3業務登録
平成25年3月	4月機構改革（組織改編）に伴うユーザー登録（追加・削除）

3) 組織・体制

現在の担当部署は被災者支援室であり、日常管理や月に1度のデータ更新は同室の職員1名が担当している。

被災者台帳の整備と活用の意思決定者は被災者支援室の長である。首長を含めた幹部に対して、被災者台帳の整備、運用に関する報告を行っている。

情報提供部署・情報利用部署は以下のとおりである。このうち総務部税務会計課は被害認定調査や罹災証明書に関して、民生部町民課は住民基本台帳情報に関して情報提供を行っている。

⁽¹⁾ 京都大学防災研究所が中心となって東日本大震災に際し岩手県の包括的支援に向けて開発したシステム。

関連部署(部)	総務部			民生部				産業振興部		復興局				総合政策部
関連部署(課)	税務会計課	総務課	消防課	町民課	保健福祉課	被災者支援室	長寿課	農林水産課	商工観光課	復興推進課	都市整備課	環境整備課	用地課	総合政策課
主担当部署						○								
情報提供部署	○			○		○								
情報利用部署	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

関連部署は、①被災者台帳整備部署（被災者支援室）による指定、②庁内調査による関係部署の特定、③情報利用部署からの申請により決定した。

被災者台帳掲載項目とその利用について、関連部署への説明は、説明会や電子メール（一部は文書）を通して行われた。また日常の関連部署への情報通知は、被災者支援室が庁内の電子掲示板を利用して行っている。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

岩手県被災者台帳システム導入による効果は、以下のとおりである。

- ①庁内で情報共有できる。
- ②24時間365日、いつでも必要な情報を閲覧できる。
- ③庁内ネットワークに接続されているパソコンであれば、どのパソコンでも使用できる。
- ④ユーザーごとに閲覧できる情報を制限できる。

(A業務をB課にのみ公開することができる。)

- ⑤業務データの一括更新が容易である。

(外部ファイルからデータを取り込み、差分のみ更新できる。)

- ⑥データの利活用が容易である。

(業務データと基本データを組み合わせて外部ファイルに出力できる。)

また、岩手県被災者台帳システムにおいて具体的に利用可能な業務は以下のとおりである。

No.	業務名	業務の説明
1	現住所	現住所、電話番号、緊急連絡先、現住所確認日、現住所確認方法など
2	生活再建支援金	生活再建支援金（基礎支援金、加算支援金）の申請・支給に関する情報
3	災害弔慰金	災害弔慰金の申請・支給に関する情報
4	災害障害見舞金	災害障害見舞金の申請・支給に関する情報
5	災害義援金	災害義援金の申請・支給に関する情報
6	災害義援金（独自）	（大槌町独自）災害義援金の申請・支給に関する情報
7	災害援護資金	災害援護資金の申請・支給に関する情報
8	生活再建住宅支援事業	生活再建住宅支援事業補助金の申請・支給に関する情報
9	引越補助金	（大槌町独自）引越補助金の申請・支給に関する情報
10	新築住宅支援事業	（大槌町独自）新築住宅支援事業補助金の申請・支給に関する情報
11	住宅再建支援事業	（岩手県）住宅再建支援事業補助金の申請・支給に関する情報
12	新築利子補助金	（大槌町独自）被災者新築利子補給住宅支援事業補助金に関する情報
13	中古住宅購入支援事業	（大槌町独自）被災者中古住宅支援事業補助金に関する情報
14	防集事業利子補助金	防災集団移転促進事業利子補助金に関する情報
15	防災集団移転促進事業	防災集団移転促進事業の対象世帯の情報
16	申し立て情報	申し立てによる世帯分離や居所変更に関する情報

【台帳の形式】

既存のシステムである住民基本台帳データをベースとして、必要な情報を取捨選択のうえ、統合もしくは参照を行い、岩手県被災者台帳システムを活用している。

具体的なデータの種類としては、上記の No. 1（現住所）～No. 16（申し立て情報）の業務用のデータや災証明発行データなどを使用している。

【データ項目について】

基本情報（住基情報、り災証明書情報）の他に、現住所情報、各種支援状況（生活再建支援金、災害弔慰金、災害義援金、災害援護資金、生活再建支援事業、大槌町引越補助金、大槌町新築住宅支援事業補助金など）がある。なお、基本情報については岩手県被災者台帳システムのデータ項目をそのまま活用している。

【外部への情報共有化】

警察、検察、弁護士、応急仮設住宅自治会に、被災者台帳の情報を提供したことがある。また、その際に使用する情報提供依頼文書のサンプルを用意している。

【個人情報保護審査会】

東日本大震災後に審査会は開催しなかった。審査会の庶務担当課（総務課）が個人情報保護条例及び公文書公開条例に基づき審査会の開催有無を判断することとしている。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

被災者台帳の作成手順について、毎月月初に実施する被災者台帳のデータ更新手順は作成済みである。以下にその一例を示す。

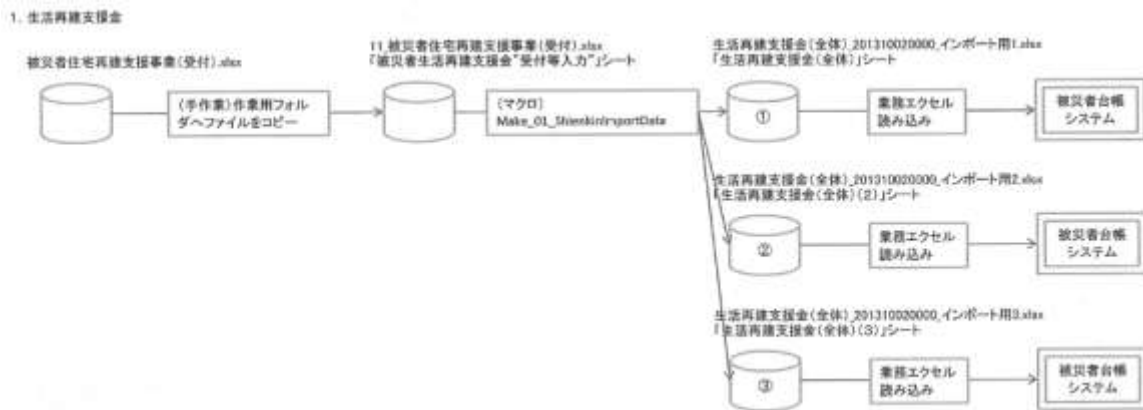


図1 被災者台帳のデータ更新手順の例

被災者台帳情報を収集するためのルールは文書化されたものはないが、毎月月初に情報提供部署より被災者台帳整備部署へ電子ファイルにて情報提供を行うこととなっている。また、情報利用部署が被災者の新たな居所や連絡先などの情報を把握した場合は、随時、被災者台帳整備部署へ電子メールや電話にて通知することとなっている。

庁内における情報共有のルールについては文書化されたものはないが、情報保有部署向けの説明会資料に、一定の注意事項等を記載している。

5) 取り組み中の課題

【運用上の課題】

- 被災者台帳整備部署は平成23年11月に被災者支援室に一元化されたが、将来的には組織改編の可能性はある。簡易的なデータ更新手順は作成済みだが、より整備されたマニュアルが必要であると考えている。

【システム開発上の課題】

- 月に一度、被災者台帳のデータを更新する運用としているため、各種情報が被災者台帳に反映されるまで最大1ヶ月のタイムラグがあり、最新の情報を知るには、情報保有部署に問い合わせる必要がある。日次(またはリアルタイム)でデータ更新するのが望ましいが、それを実現するには相応のシステムや仕組みが必要である。
- 実際の住所や世帯構成が住民基本台帳とは異なるケースが多々ある。システムに実際の住所を入力する項目があると望ましい(付随して、世帯構成・り災程度などの項目の他、死亡日・死亡分類・住宅困窮フラグなどもあるとよい)。

(3) 宮城県石巻市

1) 石巻市の基本情報

- ・人口：150,966人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：555.78km²

2) 被災者自立支援システム構築（被災者台帳の作成）の経緯

東日本大震災後に危機対策課において財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）所管の被災者支援システム⁽¹⁾を導入し、罹災証明書や被災証明書の発行を行った。また、仮設住宅への入居対応には健康推進課の石巻きずなシステム（被災者の家族構成や現住所の情報）、独自支援金の支給には生活再建支援課の災害援護資金貸付業務管理システムを活用していた。

これら情報の集約化を図り、住民にきめ細やかなサービスを提供すべく、市長自らの指示事項として被災者自立支援システム⁽²⁾導入プロジェクトを開始した。まずは、平成25年8月に庁内関係課長を対象とした被災者台帳制度の説明会を開催した。同年12月に、平成25年度情報通信技術利活用事業費補助金の交付が決定し、システム会社と業務委託契約を締結した上でシステム構築中の状況にある。

このシステムは、被災者情報を一元的に管理でき、住まい・介護・医療・生活支援などを一体的に行う地域包括ケアに役立て、復興公営住宅などへ移転する被災者の生活再建を長期的にきめ細かく支援することを目指している。また、被災者情報の可視化による復興まちづくりや被災者の生活再建等のための各種政策立案への活用の期待もある。

平成25年8月	副市長と危機対策課が中心となって庁内関係課長を対象とした被災者台帳制度の説明会を実施
平成25年9月	庁内関係課長を対象とした内閣府による説明会
平成25年12月	被災地域情報化推進事業 補助金交付決定
平成26年2月	被災者自立支援システム構築にかかる第1回庁内課長会議（システム構築意義の共通理解）
	被災者自立支援システム構築にかかる第2回庁内課長会議（活用方策の検討）
平成26年4月	被災者自立支援システム構築にかかる第3回庁内課長会議（活用方策の最終確認）

(1) 阪神・淡路大震災において西宮市において開発・活用された後、拡充や整備が続けられてきた被災者支援業務のためのシステム。

(2) 住民基本台帳をベースに被災者支援システムや石巻きずなシステムといった既存システムを組み合わせることで構成される、包括的な被災者支援を行うために石巻市が開発を進めているシステム。

3) 組織・体制

主担当部署は、危機対策課である。

第3回庁内課長会議で活用方策が最終確認されており、情報利用部署、情報提供部署が下表のとおりに定められている（表中の①～⑤は次項4)における分類に対応）。

関連部署(部)	総務部	生活環境部	健康部			福祉部			復興政策部	建設部	復興事業部					
	危機対策課	市民課	健康推進課	包括ケア推進室	介護保険課	保険年金課	福祉総務課	生活再建支援課	障害福祉課	地域協働課	建築指導課	復興住宅課	集団移転推進課	用地管理課	用地課	区画整理第2課
主担当部署	○															
情報提供部署	① ② ③	① ② ③	① ③ ④ ⑤			④		① ② ③ ④ ⑤	①		① ② ③	③ ④ ⑤	③ ④ ⑤	③ ④ ⑤	③ ④ ⑤	⑤
情報利用部署	① ②		① ③ ④ ⑤	④	① ④	①	① ④	③ ④		⑤		②		②	②	

この他に、関係課として総務部の総務課と情報システム課、復興政策部の復興政策課とICT総合推進室、復興事業部の基盤整備課が定められている。

また、オブザーバーとして財務部(市民税課、資産税課、納税課)、福祉部(保護課)が参加している。市では税務当局について、現状は情報提供すべき項目は無いこととするが、平成28年1月の社会保障・税番号制度導入も迫っており、いずれ税務当局も含めた庁内情報共有が求められる。

なお、被災者自立支援システムが平成27年2月に本稼働することに伴い、その効果的な運用方法を検討するため、本稼働に併せて「(仮称)石巻市被災者自立支援システム運営会議」を平成26年度中に設置する予定である。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

第3回庁内課長会議で活用方策の最終確認では、具体的な活用フェーズとして以下の5項目に分類している。また、それぞれの項目ごとに、情報を活用する関係課と、情報を提供する関係課を取り決めている。なお、情報の照会には、必要に応じて部分的な閲覧制限を設けることとしている。

①災害予防、応急の各対策

- ・市民の転出入や年齢・家族構成の変化、障がい・要介護度の有無や程度の変化等を定期的に反映した「避難行動要支援者名簿」を作成・更新
- ・石巻市災害時備蓄計画に定める行政備蓄物資の内容や量を算定・管理・変更
- ・避難所の入退所を管理する事務の省力化
- ・被災者一部負担金免除等の対象者を容易に把握
- ・避難所から応急仮設住宅や在宅、復興公営住宅に移る際の、健康情報の一元化と健康支援

②復興公営住宅・防集宅地の事前登録の徹底とその後のフォロー

- ・市民の「実際の居所」のデータベースの作成・管理・更新
- ・事前登録未回答世帯の動向の確認と住宅再建の勧奨

③応急仮設住宅の集約と被災者の移転

- ・移転集約先での、近所付き合いの配慮や支え合いの醸成といった環境づくり
- ・退去を促す方策を検討する際の、健康状態や生活状況等の把握や自立再建の支援
- ・被災者に対する、支援制度の活用状況の全体把握と、制度の適切な活用の呼びかけ

④復興公営住宅等へ移転した被災者の孤立防止・健康支援等と地域包括ケアの展開(専門多職種による情報共有)

- ・切れ目のない継続した支援の構築
- ・訪問支援員による支援結果の情報集約と課題解決への利用

※民間事業者等が関係者に含まれることが想定されるため、情報保護の対策が必要

⑤各地域でのコミュニティづくり

- ・コミュニティ再生・強化を図るための、世帯情報や住民の意向の把握
- ・コミュニティづくりのためのキーパーソンを見つける手段としての活用

この他、⑥社会保障・税番号制度の導入、⑦地方税法との関係、について将来的に視野に入れていく予定もある。

【台帳の形式】

既存のシステムである、住民基本台帳システム、石巻きずなシステム、災害援護資金貸付業務管理システム（被災者に対する支援金義援金貸付金などの管理）、被災者支援システム（罹災証明、被災証明、被災時住所）等をもとに、情報の取捨選択のうえ、統合・参照を行い、統合データベースを構成する。これを利用して、包括的な被災者自立支援システムを構築することとしている。

ここから定型的な被災者カルテ台帳を構築し、情報集約化や一元管理に役立てることとしている（被災者カルテ台帳では、各個人又は世帯別の情報が統合データベースを元にして抽出され、Web画面上で地図と併せて一覧できるよう可視化される。またデータについてはExcel形式で出力することができる。）。

また、住居表示台帳や都市基盤復興状況図からGISによる可視化が可能なデータベースを構築し、住宅マッチング、コミュニティの可視化、復興と移転の関係分析などに役立てる計画もある。

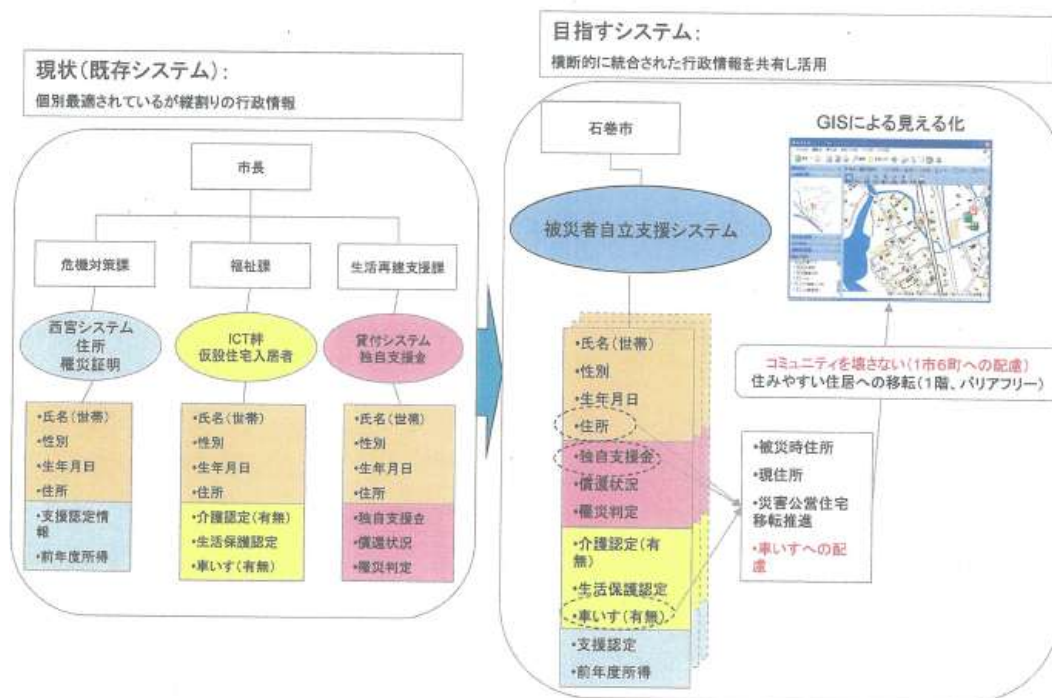


図1 被災者自立支援システムについて

【データ項目について】

データ整理を行う中で検討しているところである。データ項目一覧表を将来的に作成予定である。

【外部への情報共有化】

NPO 団体や社会福祉協議会、さらに民間警備会社との情報共有化を推進し、連携を深めていく可能性を検討している。また、個人を特定しないビックデータの活用として、マー

ケティングなどにも使える期待がある。

【個人情報保護審査会】

今後の開催を予定している。条例により、答申までのスケジュールは 90 日以内を努力目標としている。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

地域防災計画に被災者台帳に関する記述を追加すべく、改訂中である。

また、被災者台帳の作成手順マニュアル（被災者カルテ台帳システム操作マニュアル）や被災者台帳の情報提供ルールについて、検討や調整をしている。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

- ・運用を見据えた所管部署は、防災部門・福祉部門・IT 部門・復興部門等の協力体制に不安がある。
- ・運用中における個人情報取扱いのルール化が難しい。
- ・今後、被災者台帳に関して職員に運用方法を周知徹底していく必要がある。

【システム開発上の課題】

- ・独自システムの開発が難しい。
- ・被災者支援業務担当課における業務課題の把握が難しい。
- ・データ提供課から個人情報保護上の懸念に関連した理解を求めることが難しく、担当課長による庁内会議で、システム開発のプロセスに必要なシステム企画及び要件定義の基本となる論点整理を行った。

(4) 千葉県佐倉市

1) 佐倉市の基本情報

- ・人口：177,652人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：103.59km²

2) 被害認定等集計表の構築（被災者台帳の作成）の経緯

佐倉市では、平成20年度に地域防災計画の修正作業において過去の被災地の事例等を収集した。その中で、大量の罹災証明書を発行することや、被害認定調査実施済み物件情報と解体証明書発行対象物件情報を連動させるためには、データベースを構築することが必要であると気づき、検討を開始した。当初は、財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）所管の被災者支援システムの導入を検討し、検証した。

しかし、佐倉市のコード体系には合わなかったことや、システムの不具合や更新が必要になった時に即座に自前で対応することは困難であること等の問題点が明らかになった。これを契機に、佐倉市独自のシステムの作成に着手した。平成21年に作成した被害認定等集計表を、東日本大震災において実稼働し、被害認定調査の記録や罹災証明書の発行業務で相応の効果上げた。平成25年6月の災害対策基本法改正を受け、被害認定集計表に被災者台帳に関する法定項目を追加し、これを被災者台帳として取扱うこととした。

平成20年	(財)地方自治情報センター所管の被災者支援システムを導入・検証
平成21年	被害認定等集計表（現在のシステムのβ版）を作成
平成23年9月	東日本大震災で被害認定等集計表を実運用開始
平成25年1月	東日本大震災における実運用を踏まえ改修
平成25年10月	台風26号にて被害認定等集計表（改修版）を運用
平成25年	6月の災害対策基本法改正を受け、被害認定集計表に被災者台帳に関する法定項目を追加

3) 組織・体制

主担当部署は、市民部防災防犯課である。東日本大震災時には、被害認定調査と被災者台帳への調査結果の入力、罹災証明書発行を市民部防災防犯課で行った。罹災証明書の発行については、地域防災計画で防災担当が実施する旨定められていることと、東日本大震災時の実績も踏まえ、今後も防災防犯課が実施する予定である。なお、被災者台帳の運用については複数の担当者で行っており、引継に支障は生じていない。

作成済み被災者台帳については、作成部署である防災防犯課の専用ドライブに保存されており、他所属がアクセスすることはできない。このため、情報の共有化は、利用の希望があった部署に対し、情報の更新があった場合等において、適宜、提供する方法を採っている。

東日本大震災時の対応を参考にすると、情報提供部署・情報利用部署は以下のとおりである。

関連部署(部)	市民部			企画政策部	税務部		福祉部	環境部	都市部
関連部署(課)	防災防犯課	市民課	健康保険課	財政課	市民税課	資産税課	社会福祉課	廃棄物対策課	建築住宅課
主担当部署	○								
情報提供部署		○ (住民情報)							
情報利用部署			○	○	○	○	○	○	○

住民情報の提供に際し情報保有部署には、閲覧申請書（公用申請）をもって要請した。情報利用部署については、利用の希望があった部署に提供した。住民基本台帳法において「市町村において（中略）住民に関する事務の処理の基礎とする」とされていることから、住民情報の利用について、改めて情報利用部署から、情報保有部署に対する手続きは行っていない。

以上の事務の流れから、被災者台帳掲載項目に係る情報収集・情報共有等に関する横断的な組織は設置していない。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

被災者台帳（被害認定等集計表）の導入による効果は、以下のとおりである。

①被災者台帳のデータを他所属に提供し、漏れのない被災者支援に資する。

被害認定等集計表は、Excel で作成しており、ファイル容量が軽く、各部署でそのまま使用できること等の理由により他所属への提供が容易である。

②Excel 上の機能だけで運用でき、情報利用部署における用途に合わせて容易に加工できる。

③ピボット集計を用いて集計や二次表の作成が容易に行える。

④差込印刷機能を使うことで、罹災証明書の迅速かつ大量発行に効果を発揮する。

【台帳の形式】

被害認定等集計表は、被災者の援護を実施するための基礎情報処理を行うために、調査番号、被災者の氏名、被災者の住所をキーにして Excel でデータベース化を行うものである（項目の例：住家等の被害認定調査結果、住家・非住家の別、被災者生活再建支援金申請状況、義援金申請状況、その他援護の実施状況、罹災証明書発行情報等）。

防災防犯課で被害認定等集計表に情報を入力し、要請のあった各情報利用部署に Excel ファイル形式でデータを提供する。各部署が必要な情報を追加入力し運用しており、防災防犯課では提供したデータのフィードバックは受けていない。ただし、支援状況について照会を行う場合はあり、このような部署間でデータを照合する場合は、調査番号がキーとなる。被害認定調査の結果が再調査により変わった場合や追加の被害認定調査結果があった場合は、入力情報を更新し、その旨を示したうえで、情報利用部署に再度データを提供する。

平成 21 年の作成以降、バージョンアップは随時行っている。他の地方公共団体でもカスタマイズして活用することができ、その説明書も作成してある。

【データ項目について】

前述の通り、調査番号、被災者の氏名、被災者の住所をキーにして、住家等の被害認定調査結果、住家・非住家の別、被災者生活再建支援金申請状況、義援金申請状況、その他援護の実施状況、罹災証明書発行情報等のデータ項目を設けている。更に、平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正を受け、世帯情報記入欄（単数または複数）など、法定項目の追加を行った。

【外部への情報共有化】

外部へ情報提供する際は、情報を提供する旨を支援対象となった被災者に説明し、合意を得られた被災者のデータを社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（佐倉市社会福祉協議会災害見舞金及び千葉県共同募金会災害見舞金支給のため）へ提供した実績がある。一定規模以上の被害が発生した場合、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会より見舞金が支給されることをあらかじめ把握していたことから、支援対象となった被災者に対し、被災情報を伝える旨を説明し、理解を得る方法を採用した。

情報提供ルールについて文書化はしていないが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により規定が設けられたことから、今後は、改正災害対策基本法の規定に基づき、対応を行う予定である。

【個人情報保護審査会】

被災者台帳情報は被災者への援護を目的とする情報であることから、当該情報を市の内部で利用することは目的内利用であると判断し、個人情報保護審議会には諮っていない。

外部提供については、佐倉市個人情報保護条例において、本人同意がある場合、可能とされていることから、上記のとおり、本人同意を得ることにより、個人情報保護審議会に諮る必要は生じていない。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

被害認定等集計表の概要書や説明書、各地方公共団体でカスタマイズするための説明書を既に作成している。

被害認定等集計表を被災者台帳として位置付ける必要があり、今後、地域防災計画を修正する予定である（平成27年2月予定）。被災者台帳の作成手順については現在作成中である。ただし、被害認定等集計表への入力、Excelの操作であり、作成手順マニュアルがない状態でも、対応可能である。

他部署が情報を利用する際のルールは特段定めていないが、被災者への援護の実施に必要な限度内で情報を利用し、不要となった場合はその時点で申し出ることとしている。情報の取扱いについては、他の情報と同様、佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報セキュリティポリシーを遵守している。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

- ・被害認定等集計表のフォーマット全体の変更を行う際は、原システムの作成者の協力が必要になる。
- ・担当者が変わってもメンテナンスができるように、仕様書や設計書が必要なため、作成していく予定である。

6) その他

被害認定等集計表については、佐倉市の協力を得て内閣府が提供を受け、内閣府において編集のうえ、「簡易なファイル（Excel版被災者台帳）」として公表の予定である。

(5) 東京都豊島区

1) 豊島区の基本情報

- ・人口：271,643人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：13.01km²

2) 罹災証明書発給訓練と被災者生活再建支援システム導入の経緯

豊島区は、平成22年7月に東京都が中心となって開催した「災害に係る住家被害認定等の効率的実施に向けた調査研究会」に参加した。この研究会において、震災復興マニュアルに沿って罹災証明書を発災後すみやかに発給することを実現させるためのツールとして被災者生活再建支援システム⁽¹⁾に着目した。平成23年1月には庁内の最高意思決定機関である政策経営会議にて、罹災証明書発給訓練に全庁的に取り組むことが決定された。

平成23年9月には、当該システムを実際に利用して、参加した区民の合意を得ながら罹災証明書発給訓練が行われた。震災後の活動のイメージの共有や、防災課だけでなく各関連部署の行うべき役割についての全庁的な意思統一など、導入の効果を得ることができた。

平成24年度は、当該システム導入に必要な個人情報の取扱いについて、「個人情報保護審議会」に諮り承認を得たほか、東京都や東京消防庁と協定を締結した。平成25年3月には当該システムが導入され、区職員のための研修会が行われた。また、同年8月に発生した大雨災害においては、当該システムを利用して罹災証明書を発給した。

平成22年7月	災害に係る住家被害認定等の効率的実施に向けた調査研究会（東京都）に参加
平成23年1月	政策経営会議にて、罹災証明書発給訓練に全庁的に取り組むことを決定し、庁内に周知 個人情報保護審議会にて、住民基本台帳（全件）の外部提供が全会一致で承認
平成23年8月	被害調査、データ化、罹災証明書発給などについて、区職員の事前研修会を実施
平成23年9月	被災者生活再建支援システムを利用し、区民の合意を得ながら罹災証明書発給訓練を実施
平成24年7月	個人情報保護審議会にて、個人情報の本人外収集、外部提供、電算処理等を全会一致で承認
平成25年1月	東京都と、「罹災証明発行に係る情報提供等」に関する三者協定を締結
平成25年3月	東京消防庁と、「震災時における罹災証明発行」に関する三者協定を締結 導入したシステムの研修として、区職員の研修会を実施
平成25年8月	発生した大雨災害において、豊島区で初めて、導入したシステムを利用して罹災証明書を発行

3) 組織・体制

現在の主担当部署は防災課である。

関係部署については、「豊島区震災復興マニュアル」の中で被害認定調査や罹災証明書発給等の個別業務については担当部署が定められているものの、被災者台帳の整備・運用に伴う役割分担、各部署との連携、各部署が必要とする情報は明確化されていないため、今後復興マニュアルに沿って整備する予定である。ただし、罹災証明書発給訓練や研修の

⁽¹⁾ 京都大学が中心となって開発した、住家被害調査から罹災証明書発給、その後の復興支援まで効率的に処理できるシステム。

中で実際に災害時対応業務を体験することにより、各関係部署は行うべき役割について一定の認識を持つことができた。

関係部署間で、罹災証明発給や、被災者台帳構築に関して議論する会議体は特に設けられていない。これは、罹災証明書発給訓練や被災者生活再建支援システム導入への協力体制について、防災課と都市計画課が主体となって取組み、政策経営会議の決定事項として全庁的に周知し合意を得たためである。

4) 概要・活用状況

【被災者生活再建に向けた準備】

被災者生活再建支援システム導入に向け、以下の課題が検討された。

- ①罹災証明書の発給業務において、住民基本台帳に登録されていない所有者の情報、非住家や動産の情報、あるいは火災による被害情報など、区が所有していない情報の収集が必要となる。
- ②被害認定調査について、短期間（発災後 30 日以内）に住家被害の認定調査を終了し、その後に罹災証明書の集中発給を開始することとしている。公平性と迅速性を両立するため、調査員の確保、研修プログラム、調査担当部署の明確化、消防署との連携等が必要となる。
- ③個人情報の取扱いについて、個人情報保護審議会への諮問や東京都や東京消防庁との協定の締結をする必要がある。
- ④区民が納得できる罹災証明書を早期に発給し、被災者台帳を作成することで、漏れない各種支援を継続して行う仕組みが必要となる。

【被災者生活再建支援システムでの被災者台帳作成について】

迅速・公正な被害調査から罹災証明書発給、生活再建支援まで、長期間にわたり効率的に災害時業務をサポートするためのシステムである。

被災者と対面でデータを確認しながら、納得性の高い罹災証明書を発給することができ、なおかつ大規模災害時には、倒壊・火災の区別なく同一会場で罹災証明書を集中発給することができる。

そして罹災証明書を発給する中で様々なデータを収集・統合することにより、被災者台帳の作成を行うことができ、各種支援（義援金、応急仮設住宅、生活再建支援金、税・料の減免措置など）が漏れなく行き届いているかのチェックが可能となる。

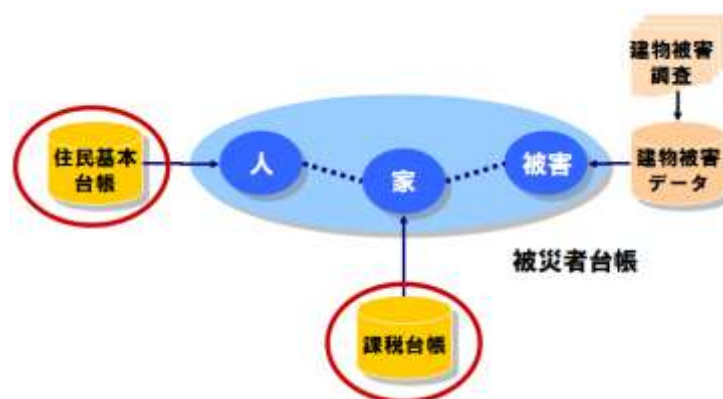


図1 データの統合による被災者台帳の作成

【データ項目について】

現在は導入時の設定をそのまま活用しているが、今後、見舞金に関する項目を追加する予定である。

【被災者生活再建支援システム導入の効果】

以下の①～③のような導入の効果があった。

- ① 被害認定調査、罹災証明書発給、被災者支援の疑似体験ができた。震災後の活動イメージや道筋が見えてきた。
- ② 全庁的な意思統一ができ、防災課だけでなく幅広い課に、災害時に行うべき役割についての自覚が生まれた。
- ③ 庁外の組織と連携を行うことができた。具体的には東京都（総務局・主税局）や東京消防庁（豊島消防署・池袋消防署）との連携を構築することができた。

【個人情報保護審議会】

罹災証明書発給訓練に向けて、都主税局の所有する固定資産家屋課税台帳と、区の所有する住民基本台帳の情報を統合させる必要があったため、平成22年12月に東京都から住民基本台帳情報の提供依頼があった。これを受け平成23年1月の庁内政策経営会議にて個人情報保護審議会への諮問が決定し、翌週に開催された個人情報保護審議会において住民基本台帳（全件）の外部提供が全会一致で承認された。

また被災者生活再建支援システムの導入に向けて、①固定資産家屋課税台帳・被害調査結果に係る個人情報の本人外収集、②住民基本台帳・固定資産家屋課税台帳上の個人情報の外部（消防署）への提供、③住民基本台帳・家屋台帳上の個人情報の電算処理、④当該システムの構築及び保守の業者委託について、平成24年7月に個人情報保護審議会に諮り、全会一致で承認された。

【外部との協定の締結、情報共有】

平成 25 年 1 月に、東京都（総務局・主税局）と「罹災証明発行に係る情報提供等」に関する三者協定を締結し、東京都主税局から固定資産家屋課税台帳データの提供を区が受けることとしている。

また、平成 25 年 3 月には、東京消防庁（豊島消防署・池袋消防署）と「震災時における罹災証明発行」に関する三者協定を締結し、火災に関する被害データの提供を区が受けることとしている。

なお、災害対策基本法改正に伴う取組みとして「災害時要援護者名簿」を作成し、地域の防災組織・消防署等と共有している（要援護者の範囲や支援内容については今後整備する予定であるが、要援護者の個人情報開示については豊島区防災対策基本条例で外部提供できることが定められている）。

【研修の実施】

平成 23 年 8 月に、罹災証明書発給訓練の実施にあたって、被害調査・データ化・罹災証明書発給等に関する区職員向けの事前研修会を実施した。研修の中で、各関係部署においての役割分担についても説明した。

また、平成 25 年 3 月には、導入された被災者生活再建支援システムに関する区職員向けの研修会を実施した。

【罹災証明書発給訓練】

平成 23 年 9 月、例年行っていた避難所の運営訓練に加えて、区民参加型の罹災証明書発給訓練を、実際に被災者生活再建支援システムを使用して実施した。

区、主税局、消防署の三者による罹災証明書の発給を行った。また参加区民から訓練従事者が個人情報を利用することについて同意書を通じて合意を得ながら訓練を進めた。



写真 1 罹災証明書を申請する訓練参加者



写真 2 罹災証明書の発給を待つ訓練参加者

【文書・ルール・マニュアルの整備】

平成25年8月に発生した大雨災害において、豊島区で初めて被災者生活再建支援システムを利用して罹災証明書を発給した。この経験をもとに、小規模災害に対して罹災証明書を発給するための職員用システム操作マニュアルを作成した。

その他のマニュアル作成やルール化については、今後行っていく予定である。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

豊島区では、被災者台帳の庁内共有や、被災に備えた事前訓練の徹底が重要だと考えている。人事異動によって担当者が替わってしまうことがあるため組織的な定着が困難であり、また被災者生活再建支援システムを使いこなすためにも、訓練については継続的に行うことが今後の課題である。

①システムを使いこなす

- ・調査単位（街区）の決定、調査票（チャート）の事前印刷
- ・水害などの小規模災害や訓練での活用による習熟
- ・生活再建支援に向けた個人情報利用の本人同意 等

②罹災証明書の集中発給の準備

- ・集中発給場所の指定
- ・集中発給マニュアルの検討（会場レイアウト、システム運用方法、機器の調達方法等）

③東京都版ガイドラインの活用

- ・職員向けガイドライン研修会
- ・複合被害、人的被害等の課題の検討

【システム上の課題】

被災者再建支援システムが庁内のLAN環境と接続しておらず、関係部署で操作・閲覧することができない状況にあり、今後整備する必要がある。また、警察署や消防署等の外部とのネットワーク化についても検討中である。

(6) 新潟県柏崎市

1) 柏崎市の基本情報

- ・人口：89,143人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：442.7km²

2) 被災者台帳作成の経緯

平成8年6月に定めた「新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱」の中で、罹災証明書の発行及び被災者台帳の整備等について定められている。平成16年の中越地震においては市内の限定的なエリアでの被害であったが、平成19年の中越沖地震で市全域に被害を受けた。そのため、全市を対象とした被災者台帳の作成を余儀なくされ、その後試行錯誤をしながら現在の被災者台帳の形（様式はExcel）となった。なお、平成25年度からは、新潟県が主体となった「被災者台帳の導入検討ワーキング」のコアメンバーとして参画しており、被災者台帳の作成やその他事務の標準化を目指し、今後も対応していく予定である。

平成8年6月	新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱を規定
平成16年10月	新潟県中越地震が発生
平成19年7月	新潟県中越沖地震が発生、罹災証明書発行用のデータベースを構築し活用
平成23年7月	新潟・福島豪雨が発生し、Excel版被災者台帳で対応
平成24年度	罹災証明書及び被災者台帳の様式並びに事務分掌に係る例規改正（市災害応急対策実施要綱）
平成25年8月	新潟県防災局が中心となり進めている「被災者台帳の導入検討ワーキング」にコアメンバーとして参画
平成25年度	防災基本計画及び新潟県地域防災計画の修正に合わせ、柏崎市地域防災計画に被災者情報の把握・共有化、罹災証明書の発行の記述を追加

3) 組織・体制

主担当部署は、財務部税務課である。同課は、防災・原子力課が収集した災害の発生情報を基に、被災家屋等の調査、被災者台帳の整備、罹災証明書の発行を行っている。被災家屋の調査結果を被災者台帳へ入力することで整理を進め、罹災証明書の発行につなげるという流れである。庁内の他の部署が被災者台帳情報の活用を希望する場合は、保有個人情報目的外利用申請書を税務課に提出し、税務課は市長宛に保有個人情報目的外利用届を提出することとしている。

上記により、税務課以外の部署は被災者台帳の入力・加工はできず、閲覧については、所定の手続きを経た場合のみ許されるものである。

情報提供部署・情報利用部署には、以下の部署が想定される。

関連部署(部)	危機管理監	市民生活部	財務部			市民生活部	福祉保健部			都市整備部	教育委員会
関連部署(課)	防災・原子力課		税務課	用地管財課	納税課	クリーン推進課	福祉課	介護高齢課	国保医療課	建築住宅課	子ども課
被害情報収集部署	○										
主担当部署			○								
情報提供部署			○								
情報利用部署	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 表に記載の情報利用部署は、一例として載せている。被災者台帳の存在は全庁的に周知されているため、災害の規模や対応により変動する可能性がある。

(注2) 被害情報を把握する防災・原子力課防災係の担当者は、3名。

被害調査の実施・データ化する税務課家屋係の担当者は、11名。

罹災証明書を発行する税務課証明係の担当者は、3名。

(注3) 中越沖地震では、復興支援室を立上げた。

年に1回程度、災害発生情報を集約する防災・原子力課と、被災家屋の調査・罹災証明書を発行する税務課が連携し、関連部署を集めた担当者会議を開催している。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

中越沖地震において被災者台帳を活用した際の効果は、以下のとおりである。

- ①被災者台帳のデータから、受けられる支援をまだ受けていない「取り残された被災者」を把握した。把握方法は、支援メニューごとの申請状況から差分を発見し、「取り残された被災者」の個々の状況に応じた行政からの積極的な働きかけが実現した。
- ②多数の被災者に対し、罹災証明書を迅速に発行することができた。

【台帳の形式】

現行の被災者台帳は、Excelを用いている。データは、被害情報に関する項目、被害認定調査班が現地調査後に記入する項目、被災者台帳として定める項目、県への被害報告に使用する項目によって構成される。

なお、以下に挙げる項目の例示は水害用である。

①被害情報に関する項目

防災・原子力課は、「被害調査班連絡票兼被災者台帳」に基づき記入した後、被害認定調査班（税務課）の担当者へ電子データで送付する。

日付	時刻	項目_1	項目_2	受・確認の別	発信機関	発信者氏名	受信機関名	受信者氏名
(記載例)		被害	建物被害	受	住民	xx(発信者から申し出のあった住所)	防災・原子力課	〇〇主任

情報伝達手段	場所(住所・所在地)	内容	総務班から被害調査班への調査依頼日時
TEL	△△町9-3	□□宅。住宅内に浸水があり床が剥離した。外壁も一部剥がれている。	4月4日 午後1時

図1 被災者台帳／①被害情報に関する項目（柏崎市）

②被害認定調査班が現地調査後に記入する項目

被害認定調査班（税務課）が現地調査後に記入する。一部の項目はGIS（地理情報システム）から抽出する。

【被害調査班記入】 調査日時(月・日・時刻)	【被害調査班記入】 調査者氏名	【被害調査班記入】 被害判定結果	【被害調査班記入】 判定結果における被害部位	【被害調査班記入】 被害判定結果(床上・床下浸水の区分)	【被害調査班記入】 床上浸水深(床面からの高さ)
4月4日午後2時	〇、△	半壊に至らない	床の剥離、外壁破損	床上浸水	50cm

(GISからの抽出項目)

【被害調査班記入】 所有者番号・氏名		【被害調査班記入】 家屋所在地番			【被害調査班記入】 判定結果における建物種別		
123456	〇〇 × ×	△△町	123	45	居宅	店舗	車庫

【被害調査班記入】判定結果における建物構造				*被災者台帳/内部管理項目 (同棟本番)	*被災者台帳/内部管理項目 (管理番号)
構造	屋根種類	地上階数	延床面積		
木造	亜鉛鋼板葺	1	123.45	111111	999999

図2 被災者台帳／②被害認定調査班が現地調査後に記入する項目（柏崎市）

③県への被害報告に使用する項目

防災・原子力課は、当該項目を用いて県危機対策課への被害報告をする。

*防災記入項目 (県報告/住・非区分)	*防災記入項目 (県報告/家屋種別)	*防災記入項目 (県報告/世帯人数)	*防災記入項目 (県報告/判定結果)

図3 被災者台帳／③県への被害報告に使用する項目（柏崎市）

④被災者台帳として定める項目

被害認定調査班（税務課）が、罹災証明書発行申請に基づき、罹災証明書発行後に記入する。

被災者台帳 (管理用ID)	証明書交付日 (変更日)	被災者台帳 (罹災年月日)	被災者台帳 (世帯構成人数)	被災者台帳 (被災世帯代表者氏名)	世帯代表者 性別	被災者台帳 (被災世帯構成員氏名1)	構成員1 性別

被災者台帳 (被災世帯構成員氏名2)	構成員2 性別	被災者台帳 (被災世帯構成員氏名3)	構成員3 性別	被災者台帳 (被災世帯構成員氏名4)	構成員4 性別

被災者台帳 (被災世帯構成員氏名5)	構成員5 性別	被災者台帳 (被災世帯構成員氏名6)	構成員6 性別	被災者台帳 (罹災場所)	被災者台帳 (罹災の程度)	被災者台帳 (罹災物件)

図4 被災者台帳/④被災者台帳として定める項目（柏崎市）

【データ項目について】

平成25年6月の災害対策基本法改正以前から、氏名・性別・被災日時点の住所又は居所・住家の被害状況・住家以外の被害の状況・世帯の構成・家屋台帳を項目としている。

【外部への情報提供】

過去に外部へ情報提供した実績はない。そのため、情報を外部に提供するルールも策定されていない。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

中越沖地震での教訓を活かし、「地震による被害認定調査マニュアル」を作成している。被災者台帳の情報に関する提供・共有・活用のルールは明文化されていないが、被害調査班用の水害対応マニュアルの中では、被害調査結果を台帳作成に反映させる手順について記載している。

5) 被災者台帳の課題

【中越沖地震においてできなかった課題】

- ・調査票の記載内容をデータ化するにあたり、多大な時間・労力・コストを要した（調査票自体の精度が低いため、データの精度も低くなった。）。
- ・再調査の依頼は2年にわたり、調査結果が変わった場合、従前の情報を利用した他部署への伝達に苦慮した。
- ・被災者台帳の担当（主管課、担当職員）が不明確であったため、データの更新作業等の分担も不明瞭であった。

【取組み中の課題】

- ・ 法定受託事務の災害（被害）報告等に利用できるように項目を見直している。
- ・ あらゆる種類の災害、大規模災害に対応できる被災者台帳による生活再建支援の仕組み
- ・ 大規模・広域災害時における、応援・受援への備え
- ・ 平常時及び災害対応時の個人・世帯情報の管理のあり方（マイナンバーを含めた議論）

(7) 兵庫県西宮市

1) 西宮市の基本情報

- ・人口：482,506人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：100.18km²

2) 被災者支援システム構築（被災者台帳の作成）の経緯

西宮市では、昭和36年から各種業務システムの開発に取り組み、それらの相互連携を行うため独自の宛名情報を用いた統合データベースシステムを整備するなど、先進的な情報システム化が進められていた。この中で各業務についてノウハウを習得しながら、市職員が情報システムの開発や運用にあたるという体制が整えられていた。

阪神・淡路大震災において情報処理を活用した膨大な被災者支援業務を行うため、被災者支援システム⁽¹⁾が情報システム課の職員によって開発され、被災者台帳を基盤とした被災者証明書（罹災証明書）の発行、各種義援金の配分管理、災害援護資金貸付業務の管理などに活用された。その結果、罹災証明書の発行待ち時間の大幅短縮や災害後の業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性をはかることができた。

その後、さらに有意義な活用ができるようにするため、Webシステムとして汎用化し、現在では①避難所関連、②緊急物資、③仮設住宅、④倒壊家屋、⑤復旧・復興、⑥犠牲者・遺族、⑦要援護者支援といったサブシステムが拡充・整備され、横断的な管理が可能になっている。また、このように汎用化された被災者支援システムを総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）のプログラムライブラリへ登録し、全国すべての地方公共団体に無償配布・提供するといった取り組みも行われている。

西宮市での最近の活用事例としては、東日本大震災の被災者の受入を目的としてシステムを改修するなど、被災者台帳の管理以外の業務においても状況に応じて多様にシステムが用いられている。

併せて、地方公共団体情報システム機構の事業主体である被災者支援システム全国サポートセンターを西宮市情報センターが運営主体として、受託・開設しており、全国地方公共団体の導入支援等サポートを実施している。また、東日本大震災の被災地対応はもとより、各種災害対応支援の経験・教訓を生かし、例年システムの機能改善・改修を行っており、平成26年3月に被災者支援システム Ver. 6.00 がリリースされているところである。

⁽¹⁾ 阪神・淡路大震災において西宮市において開発・活用された後、拡充や整備が続けられてきた被災者支援業務のためのシステム。

昭和 36 年	市が基礎自治体情報化への取組みを開始
平成 7 年	阪神・淡路大震災の災害対応において、被災者支援システムを構築
平成 16 年	台風 23 号の災害対応において、Web 版の被災者支援システムを初めて使用
平成 18 年 7 月	Web システムとして汎用化、財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）のプログラムライブラリへ登録
平成 20 年 11 月	西宮市情報センターが運営主体となって被災者支援システム全国サポートセンターを開設
平成 21 年 1 月	全国すべての地方公共団体にシステムを CD-ROM で配布
平成 23 年 3 月～	東日本大震災の被災地支援を行い、被災者受入のため被災者支援システムを改修
平成 24 年 3 月	被災者支援システム Ver. 5.00 リリース（面的複合災害への対応、個人情報の追跡履歴管理追加、避難者受入台帳への対応等）
平成 25 年 3 月	被災者支援システム Ver. 5.50 リリース（内閣府指針準拠の調査票一括出力への対応等）
平成 25 年 8 月	豪雨災害対応のため被災者台帳を使用（主に家屋被害の管理）
平成 26 年 3 月	被災者支援システム Ver. 6.00 リリース（GIS を利用可能なサブシステムの拡充、避難者情報登録のマルチブラウザ対応、被災者台帳の汎用項目追加への対応等）
平成 26 年 8 月	台風 11 号の災害対応のため被災者台帳を使用（主に家屋被害の管理）
平成 27 年 3 月	被災者支援システム Ver. 7.00 リリース予定

3) 組織・体制

被災者台帳掲載項目とその利用について、地域防災計画、災害時職員行動マニュアルに記載している。特に災害時職員行動マニュアルは阪神・淡路大震災の経験を踏まえて作成された後に毎年更新されており、全庁に対して該当部分を読むよう周知している。

災害時にどの部局がどのような業務を行うかについては予め整理され、その中で情報システム課は被災者支援システムの立ち上げ及び管理を行うこととなっており、そのほかの部署もそれぞれの災害時業務に応じて被災者支援システムを利用する体制となっている。

なお、日常のシステム管理やデータ更新は情報システム課が行っており、担当職員は 3 名である。

情報システム課は庁内体制や情報の流れの全体像を把握しており、システム上での情報共有が徹底されている。そのため、個々の情報利用部署で事後的に整合が困難なデータベースを作成することを防ぐことができている。

情報提供部署・情報利用部署は以下のとおりである。

関連部署(局)	防災危機管理局	政策局	総務局	市民文化局	教育委員会	健康福祉局	都市局
関連部署(部など)	防災総括室	情報政策部	税務部			保健所	住宅部
関連部署(課)		情報システム課					
主担当部署	○	○					
情報提供部署				○			
情報利用部署	○	○	○	○	○	○	○

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

被災者支援システム導入によるメリットは、以下のとおりである。

①災害別の個人情報等の管理

平常時の業務で使用する住民情報は日々更新されるが、災害時の業務は基本的に災害発生時に住民登録がある市民（＝被災者台帳に登録される市民）を対象とする。そのため、災害別に被災者台帳を管理する必要があるが、被災者支援システムはこれに対応している。

②情報の迅速な抽出

災害関連の業務を念頭に作成されたシステムなので、少ない手順で災害関連の情報が確認できる。

③容易で詳細な情報共有、情報連携

1つのシステム内で災害時の被災者支援業務を行うことができるため、情報連携が容易である。特に個人情報部分を共通して扱うので、市民それぞれの状態を迅速に把握でき、きめ細やかな災害時の対応が可能になる。

④情報保存と継続性

システムのデータベースを保存しておくことで、災害時の業務が終了した後の業務（遺族対応や慰霊祭、貸付金の管理など）にも有効である。また後日の情報分析や統計作業にも使用できる。

⑤被災者支援業務の正確性及び公平性の担保

災害発災日の住民基本台帳を基盤とする被災者台帳により、被災者に対する正確且つ公平な被災者支援業務が履行できる。

【台帳の形式】

既存のシステムである住民基本台帳データをベースとして、必要な情報を取捨選択のうえ、統合もしくは参照を行い、被災者台帳を作成している。また、災害時に必要な避難所・緊急物資・仮設住宅・被災家屋等の管理もでき、それらの情報を統合して罹災証明書の発行・義援金・支援制度等の管理を行うことができるような統合データベースとして、被災者支援システムを構築している。

被災者支援システムの基盤として、各々の市民に個人番号を付与することによって、西宮市独自の宛名データベース及び住所辞書が構築されている。このため、横断的なデータの突合や相互連携、GISを用いた地図上への情報の反映が可能となっている。

また、想定していない状況や各災害固有の事例に対応しなければならない際にも柔軟に改修可能であり、現在は住民情報総合支援システムとして活用するまでに至っている。



図1 被災者支援システムについて

【外部への情報共有化】

東日本大震災において西宮市へ避難されてきた方の情報については、県に提供し、避難前に居住の市区町村と連携を図った実績がある。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

被災者台帳の作成手順について、担当外でも理解できるように、災害時職員行動マニュアルに作成の流れを、説明書に操作方法をそれぞれ記載している。

運用マニュアル、システムセットアップマニュアル、災害時の対応マニュアル、情報利用部署向け研修マニュアル等を独自に作成し、運用体制を整えている。また、被災者台帳担当者が異動する場合の引継に備えて、引継マニュアルを用意している。

情報提供ルールについては、本人同意が得られたものについては、J-anpi⁽²⁾にて公開できるようになっている。

【研修・訓練】

防災危機管理局と情報システム課が各情報利用課へ操作研修を行っており、被災者支援システムの操作概要の周知を進めるとともに、利用課自身で研修を実施できるよう推進している。また、情報システム課の新規配属職員向けにサーバーの立ち上げ訓練も実施し、ベテラン職員が登庁できないケースにおいてもシステムを運用できるよう備えている。

また、平成26年11月5日に市の総合防災訓練において被災者支援システムの運営訓練を行った。当訓練では「避難所の開設から運営までの一連の流れを実動すること」をメインテーマのひとつとしており、福祉避難所連携訓練における避難行動要支援者の把握に被災者支援システムを活用することも同時に行われた。この総合防災訓練には避難者を想定し、学生や避難行動要支援者が実際に参加した。

⁽²⁾ 大規模災害が発生した際に、各通信キャリアや地方公共団体など様々な企業・団体が収集した安否情報をまとめて検索できる無料の安否情報横断検索サイト。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

- ・危機管理意識の風化を予防するため、阪神・淡路大震災を知らない職員に対して、全庁一丸となって住民第一義の危機管理意識を啓蒙することが必要だと考えている。
- ・阪神・淡路大震災の経験及び教訓の継続的な伝承と、情報システムの重要性の再認識及び実践訓練の恒常的实施が必要だと考えている。特に災害時の情報共有は全庁的な仕事であるという意識づけを日頃から広め連携体制を整えておくことが重要である。
- ・災害時職員行動マニュアルに比べ簡易的なマニュアルの作成が望まれる。

(コラム) 西宮市総合防災訓練における被災者台帳作成訓練

平成26年11月5日、南海トラフ巨大地震を想定し、阪神・淡路大震災時の対応の経験や教訓の伝承、防災力の向上、職員の育成を目的として、約600名（市職員200名、住民・学生等400名）が参加し、西宮市総合防災訓練が行われた。避難誘導訓練、救出・救助訓練、BC(生物・化学)災害対応訓練、ヘリからの情報伝達訓練と並行して、避難所開設から運営、閉鎖までの実動訓練が行われ、この中で被災者台帳が作成された。

会場となった体育館に避難所を開設し、学生や避難行動要支援者が避難するとの想定の中、避難者役が記入した避難者情報を8名の市職員が被災者支援システムに入力し、被災者台帳が作成された。収集された避難者情報はJ-anpiシステムと連携された。

被災者台帳の作成においては、避難者情報の入力方法について事前研修を受けた職員と、事前研修なくマニュアルをもとに入力操作を行った職員とを比較し、研修の効果の検証をした。また、避難所でExcelに仮入力する方法と、避難者情報原票を本部で集中してシステム入力する方法について、被災者台帳の作成効率を比較したりするなど、多くの工夫を講じた。

なお、本防災訓練全体の特徴として、市職員のみが作業を行うのではなく、避難者となった住民や学生なども避難所開設や災害トイレの設置、炊き出しなどの作業に参加する形で運営されたことが挙げられる。



写真1 体育館での避難所開設・運用訓練



写真2 被災者支援システム班の訓練

(8) 岡山県津山市

1) 津山市の基本情報

- ・人口：105,557人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：506.36km²

2) 被災者支援システムの導入（被災者台帳の導入）の経緯

津山市では、平成10年10月に襲来した台風10号による短時間の集中豪雨により、全壊4戸、半壊5戸、一部損壊43戸、床上浸水1,740戸、床下浸水1,414戸などの住家被害をはじめ、非住家、農林施設、公共土木施設のほか水道等のライフラインに甚大な被害が発生した。本災害において、罹災証明書の発行件数は3,572件、発行枚数は6,501枚にのぼった⁽¹⁾。

前記水害や東日本大震災を経て、安全・安心に対する住民意識が高まる中で、平成23年6月の定例市議会において、財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）所管の被災者支援システム⁽²⁾導入についての論議がなされ、翌平成24年度には被災者支援システム導入が予算化、整備に至った。

津山市が被災者支援システムを導入する以前から、市地域防災計画において被災者支援業務の担当部署が定められており、被災者支援システム導入は、各関係部署における各種証明書の発行手続きを含む被災者支援業務の効率化にも繋がるとして、導入にあたり特に困難となる事項は発生しなかった。

平成10年10月	台風10号による短時間の集中豪雨によって甚大な被害が発生
平成23年6月	定例市議会において「被災者支援システム」導入について議論
平成23年6月～	担当部局で研究・検討
平成24年4月	「被災者支援システム」導入が予算化
平成25年3月	「被災者支援システム」を整備

3) 組織・体制

危機管理室と情報政策課の2部署が主担当部署となり、相互協力しながら運用体制を構築している。

平常時では危機管理室において担当部署対象システムごとにアカウント制御し、対象外のシステムにアクセスできないよう管理されている。災害発生時に市災害対策本部において被災者支援システム運用の必要があると判断されたときに、危機管理室・情報政策課は関係担当班へパスワードを交付し、災害対応に必要な処理を実施する体制となっている。被災者支援システムのシステム管理やデータ更新は情報政策課が所管し、システムの保守管理については電算システム会社に委託されている。

情報提供部署・情報利用部署は、以下のとおりである。

⁽¹⁾ 津山市「台風10号災害 ～津山市の記録1998年～」（平成12年3月）より。

⁽²⁾ 阪神・淡路大震災において西宮市において開発・活用された後、拡充や整備が続けられてきた被災者支援業務のためのシステム。

関連部署(部)	総務部		財務部		環境福祉部		都市整備部
関連部署(課)	危機管理室	情報政策課	納税課	課税課	市民課	生活福祉課	建築住宅課
主担当部署	○	○					
情報提供部署					○		
情報利用部署	○		○	○	○	○	○

市地域防災計画による防災配備体制事務分掌等に基づき、関連部署が決定されている。
 なお、被災者台帳掲載項目に係る情報収集・情報共有等に関する部署横断的な組織（関係部署による連絡会議等）は設置していない。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

被災者支援システムの導入によるメリットは、以下のとおりである。

①一元管理

大規模災害時に被災から復興・復旧までの全ての流れを同じシステム上で一元管理できることで、迅速かつ正確な情報管理、関係部署間の情報共有等が期待できる。また、本庁舎と市内4つの市支所間で、迅速に情報共有を行うことができる。

②業務手続きの標準化

被災者支援システム導入は、市地域防災計画や防災配備体制、マニュアル等で定めていた事務分掌、事務手順等についての点検の機会となり、業務手続きの標準化が進んだ。また、把握すべき情報を抜け漏れなく収集できることが期待できる。

③業務の効率化

平成10年の台風10号による災害時には、罹災証明書等の発行に多大な労力がかかったが、システム導入により各種証明書が機械出力となり、業務の効率化が期待できる。

【台帳の形式】

既存の市住民基本台帳データをベースとして、必要な情報を取捨選択のうえ、統合もしくは参照を行い、被災者台帳が作成される。また、災害時に必要な避難所、緊急物資、仮設住宅、被災家屋等の管理もでき、それらの情報を統合して罹災証明書の発行や義援金、支援制度の管理を行うことができるような統合データベースとして、被災者支援システムは構築されている。

住民基本台帳には宛名情報が付されている。各部署で所管している情報にも宛名情報がふられており、被災者支援業務の遂行においても確実にデータを突き合わせることができる。



図1 被災者支援システムについて

【データ項目について】

被災者支援システムのデータ項目のうち、以下の項目を抽出した帳票を被災者台帳としている。

世帯番号、被災時住所、現在の居所、移転日、現避難情報、電話番号、備考、世帯区分、世帯人数、所有形態、所有者番号、被害の状況、建物用途、第1次調査、第2次調査、再調査の申請、第3次調査、その他の支援認定情報（支援金、援護資金貸付）、個人番号、氏名、外字、続柄、性別、住記・外録区分、生年月日（年齢）、死亡日（死亡時満年齢）、人的被害、災害障害発生、就学、学年、福祉種別、入院／施設、異動理由、異動年月日

被災者台帳項目とその利用については、関係部署間での説明会等を通じて周知している。

【個人情報保護】

市個人情報保護条例に基づき管理されている。

【文書・ルール・マニュアルの整備】

被災者台帳の作成手順について、マニュアルが作成されている。

被災者支援システムの運用ルール、運用手順書が作成されており、これらの中で、平常時に毎月1回住民基本台帳から取り込んでいるデータを更新すること、災害発生時のユーザー権限の発行、関係部署における使用可能な機能、訓練の実施等が定められている。

【研修・訓練】

被災者支援システム導入時に関係部署向けに操作説明会が開催されている。また、上記システム運用ルールにおいて、システム操作訓練を毎年1回以上実施することとしている。

なお、訓練（入力操作等）を行う際はその直前にパスワードを交付し、訓練終了後は速やかにパスワードが変更される運営となっている。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

- ・被災者支援システムの導入後、幸いにも大規模災害は発生していない一方で、関係各部署の被災者支援業務担当者のシステムに対する意識が希薄になることを懸念している。そのため、定期的な訓練の実施とともに、人事異動の際の引継の徹底など、担当者の意識付けや操作の習熟に向けた取組が必要と思量される。

【システム開発上の課題】

- ・マイナンバー制度と被災者支援システムを連携させるためのシステムバージョンアップを、平成26年11月から順次実施していくこととしている。住民基本台帳にマイナンバーが付番される時期と同時期に、被災者支援システムでもマイナンバーが扱えるようになる予定である。

(コラム) 受入被災者台帳の事例

東日本大震災の被災者受入れにあたって

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、被災地から多くの被災者が県外へ避難した。避難者を受け入れた地方公共団体では、避難者の抱える悩みや不安を取り除くことがきわめて重要であることが再認識されることとなった。

大分県津久見市総務課では、大分県の様式を使用して受入被災者台帳を作成した。受入れた被災者の家族構成、困っていること、今後の希望等をヒアリングし、本人の同意を得て庁内の 4 部署（総務課、福祉事務所、健康推進課、長寿支援課）で情報共有をしている。台帳自体は、Excel の個票形式となっており、主管課の総務課でしか操作することができない。

受入被災者台帳										市町村	No.
現住所				世帯主氏名							
被災時住所				転入月日							
電話番号				メールアドレス							
氏名		続柄	性別	年齢	健康状態等	職業(被災時)学 年	その他				
1							個人情報提供の同意 口頭(月 日) ・ 同意書 ・ その他()				
2							被災時の住居の状況				
10							現在困っていること・悩み・不安				
							今後の希望				
県内の親族・友人等		氏名	被災者支援制度に関する事項(周知・申請等の状況)								
		住所									
											被災者氏名
年月日	記 事										処理、対応、担当者名

図 1 大分県津久見市の受入被災者台帳

3. 都道府県の取組み事例について

(1) 岩手県

1) 岩手県の基本情報

- ・人口：1,284,732人（平成26年9月1日時点）
- ・面積：15,278km²
- ・市区町村数：14市・15町・4村

2) 次世代被災者台帳システム構築の経緯

東日本大震災発生後の平成23年4月、京都大学防災研究所・新潟大学を中心とした支援チームから、被災者台帳システムを用いた総合的な生活再建支援の実現についての提案があった。県は同チームの研究開発した被災者台帳システム⁽¹⁾の導入を決定し、平成26年7月時点で、県内の7市町村で運用されている。

現状では、東日本大震災津波の被災者は沿岸12市町村を含め県内31市町村において未だ仮設住宅等での仮住まいを余儀なくされている。このような広域的に避難する被災者の支援を効率的に行えるよう、全県的な環境整備を行い、被災者生活再建支援の推進を加速していく必要性が高まっている。

このため、各市町村への説明を実施しながら、県が事業主体となって現行の岩手県被災者台帳システムをベースとした新たな被災者台帳システム（以下、次世代被災者台帳システム⁽²⁾）を整備する計画を進めている（なお、本システムは国庫補助制度「復興まちづくり ICT 基盤整備事業」を活用して整備し、平成27年度から運用開始予定である）。

平成23年4月	京都大学・新潟大学を中心とした支援チームより、被災者台帳システムの導入の提案
平成23年5月	被災者台帳システムの導入の決定
平成24年4月	被災者台帳システムの運用の開始
平成26年2～6月	次世代被災者台帳システム整備について、各市町村への説明を行った。
平成26年7月	国庫補助制度「復興まちづくり ICT 基盤整備事業」の交付決定
平成26年8月	次世代被災者台帳システム整備事業着手
平成27年度	次世代被災者台帳システム運用開始、及び現行の岩手県被災者台帳システム運用停止（予定）

(1) 被災住民の生活再建を目的に京都大学と新潟大学のプロジェクトチームが研究開発したシステム。

(2) 岩手県が事業主体となって広域的に避難する被災者への支援を効率的に行うために整備を進めているシステム。

3) 組織・体制

主担当部署は、総合防災室となっており、関連部署は以下のとおりである。システム整備関連、国庫補助金関連、個人情報保護条例関連の各関連部署は、情報共有や会議（打合せ）を実施し協議体制を構築している。

関連部局	総務部		政策地域部		保健福祉部	復興局
関連部署	法務学事課	総合防災室	市町村課	情報政策課	地域福祉課	生活再建課
主担当部署		○				
システム整備関連		○	○	○	○	○
国庫補助金関連		○		○		
個人情報保護条例関連	○	○				

また、システム運用については復興局（東日本大震災津波に係るもの）と保健福祉部（今後発生の災害に係るもの）が担当することとなっている。

4) 概要・活用状況

【情報の利活用】

各市町村が全県的に統一した次世代被災者台帳システムを整備・運用することによるメリットは以下の①～③が考えられる。また、県が各市町村と情報を共有することについて、④及び⑤のメリットが考えられる。

- ① 被災市町村を他の市町村が応援する場合、全市町村が同一システムを利用していることにより、罹災証明書発行等の業務応援が迅速かつ円滑に行われる。
- ② 市町村庁舎が被災した場合、他の市町村等のパソコンから被災市町村職員が専用 ID でログインすることにより、被災市町村業務の遂行継続が可能になるなど、災害発生に備えた体制の充実・強化につながる。
- ③ 被災市町村と避難先市町村で同一の被災者情報を共有することが可能となり、双方の被災者支援業務の負担軽減につながる。また、漏れのない支援を受けることが可能になるほか、被災者の生活再建の意向に沿った情報や支援を適切に受け取れることが可能となる。
- ④ 1つのサーバー内でデータ集計が可能となり、統計情報等を活用し、被災者の情報を把握しながら、県が主体となった被災者支援の円滑な検討・実施が可能になる。
- ⑤ 被災者台帳システムの統計情報を活用し、県税減免施策、支援計画策定など、戦略的かつ有効な施策を実施することが可能となる（例えば、県税減免措置情報、みなし仮設住宅入居情報、保健師による保健指導情報などを、県から市町村に提供することが考えられる）。

【台帳の形式】

次世代被災者台帳システムでは、クラウドネットワーク（県庁にサーバーを設置し、各市町村と LGWAN⁽³⁾ を活用して接続）により、県や各市町村間の連携が可能となる。この際、各市町村では、LGWAN に接続可能なパソコンを用意すれば被災者台帳システムの利用が可能であり、新たな機器等を購入する必要がない点に特徴がある。図 1 に運用イメージを示す。

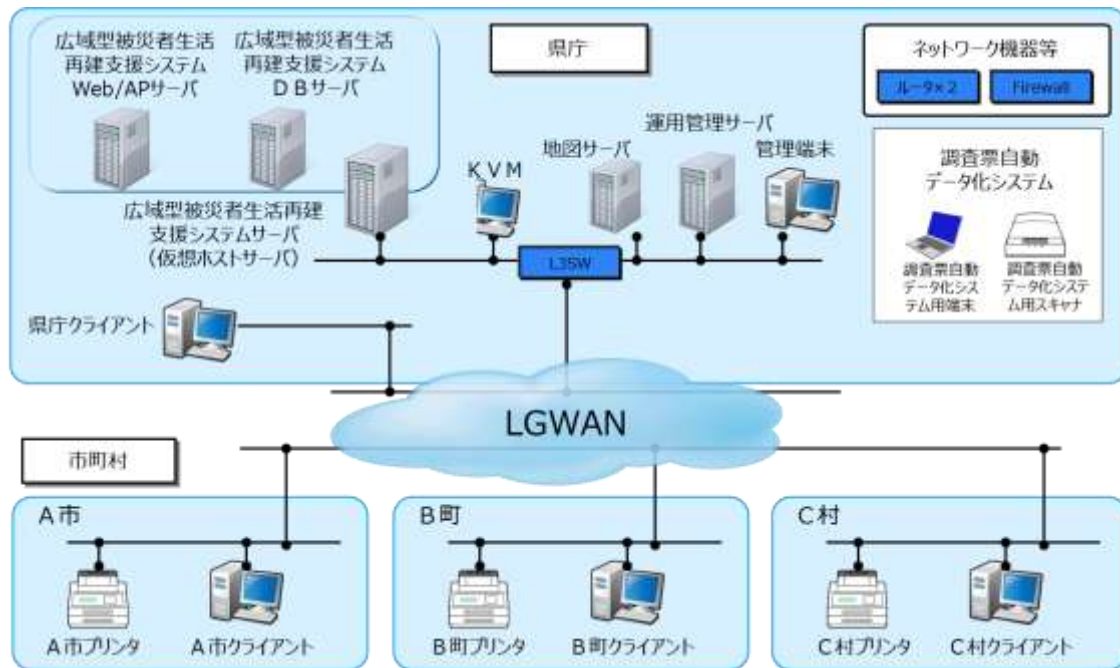


図 1 次世代被災者台帳システムの運用イメージ

次世代被災者台帳システムの代表的機能は以下の①～④である（次世代被災者台帳システムの概略図を次ページ図 2 に示す）。

- ① 住民データ管理機能：住民基本台帳システム等の基幹システムから抽出・収集した情報に基づき、被災者の住所、調査対象建物等の情報を管理。
- ② 建物被害状況データベース機能：建物被害認定調査結果等をデータベース化し、このデータベースを上記①の住民データと連携させ、個々の被害情報を一括管理。
- ③ 罹災証明書発行機能：上記①及び②のデータベースを連携させ、各種支援の根拠となる罹災証明書を発行。
- ④ 支援状況管理機能：上記③で発行された罹災証明書に基づいて実施された各種支援の状況等を逐次入力し、データベースに情報を蓄積させることで個々の被災者支援情報を管理。また、必要な情報を検索・抽出し、各種業務の支援を行うほか、被災地から他市町村に移動した被災者に対する支援状況についても、被災地・避難先で情報共有が可能。

⁽³⁾ 地方公共団体の組織内のネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。

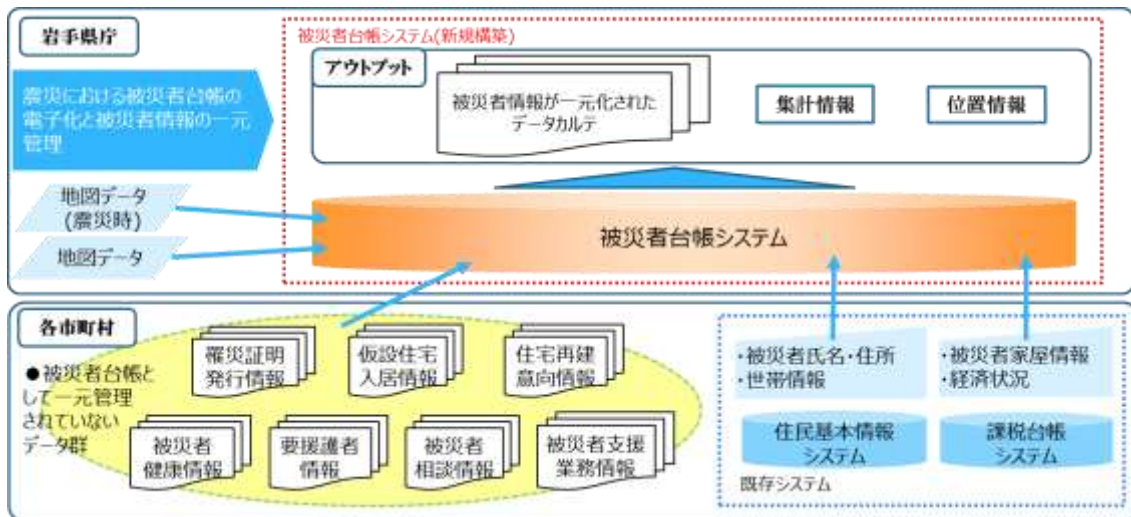


図2 「岩手県次世代被災者台帳システム」概要図（情報の流れ）

【各市町村への説明】

次世代被災者台帳システムにおける県下の各市町村での情報共有化について、説明と同意確認を行った。平成26年11月時点で、大半の市町村が導入する意向を示している。

平成26年2月	全市町村への説明会を実施
平成26年3月	全市町村へ次世代被災者台帳システム導入同意確認を文書により実施
	5市町村に個別説明を実施
平成26年6月	全市町村への説明会を実施
平成26年10月	全市町村への説明会を実施

説明は、以下の①～④について行った。

- ① 東日本大震災津波被災者の支援を継続する目的で整備するものであること
- ② 今後発生する災害においても使用が可能なこと
- ③ 設備（運用）に対する費用負担
- ④ 個人情報保護条例との関係

また、各市町村からは、市町村側での整備必要機器、データの更新頻度、個人情報の取扱いの整理、市町村側の作業内容などについて質問や意見があった。

【費用負担】

次世代被災者台帳システム整備においては、事業主体負担分が「震災復興特別交付税」で措置される国庫補助制度を活用している。そのため、実質的には県や各市町村の負担なしで整備しようとするものである。

運用費用については、民間業者へ委託する維持管理経費を、県と各市町村が折半して負担することとしている。この各市町村負担分については、市町村規模に応じた費用負担とするため、その2分の1ずつを市町村数と人口比で按分することとしている。

【個人情報保護審議会】

東日本大震災に対応した個人情報の取扱いについては、東日本大震災津波後の平成 23 年 6 月に個人情報保護審議会に諮問した。諮問から答申までに要した時間は 2 週間であった。

また、今後発生する災害に係る個人情報の取扱いについて、平成 26 年 12 月に個人情報保護審議会に諮問した。

5) 取組み中の課題

【運用上の課題】

- ・被災者台帳システム運営等を利用者・管理者（県・市町村等）が協議する場の設置
- ・被災者台帳システム活用のポイントやシステム運用の指針等の整理・提示
- ・今後発生する災害に被災者台帳システムを活用した迅速なる対応を可能とするためには、平常時から被災者台帳システムに住民基本情報を登録しておくことが有効であるが、被災者台帳作成に係る平常時における個人情報の取扱いが法的に位置づけられていないことから、その取扱いを整理していく必要がある。

(2) 東京都

1) 東京都の基本情報

- ・人口：13,202,041人（平成26年1月1日時点）
- ・面積：2,188.67km²
- ・市区町村数：23特別区・26市・5町・8村

2) 被災者生活再建支援業務マネジメント研修取組みの経緯

東京都では、阪神・淡路大震災の教訓を基に平成15年3月に大地震発生後に被災した都民の生活安定を速やかに図るための行政活動を遅滞や混乱のないように実施するための行動指針として「東京都震災復興マニュアル」を策定した。また、平成21年3月には区市町村における事前対策や復興マニュアル策定等を支援するため、「区市町村震災復興標準マニュアル」を策定した。

その後、震災時に被災した都民への生活再建支援サービスを迅速に実施するため、住家被害認定調査に基づく罹災証明書発行とその後の各種支援とを一体的に実現すべく、平成22年7月に「災害に係る住家被害認定等の効率的実施に向けた調査研究会」を設置した。

平成23年3月に東日本大震災が発生した際、被災地の地方公共団体の中には、被災者の生活再建支援業務において混乱と遅滞が散見された。そのため、平成24年7月に「災害に係る住家被害認定、罹災証明書発行等に関するガイドライン」を策定した。

平成25年10月に大島町で大規模な土砂災害が発生した際、東京都総務局総合防災部を中心に職員派遣や応急支援を実施した。

平成26年度からは、被災者生活再建支援マネジメント研修（以下、「東京都マネジメント研修」という。）を実施している。原則として、参加メンバーを固定させて、被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳の構築、被災者台帳を用いた生活再建支援業務の実施までを一貫して習得できる研修の機会として提供した。

本研修の取組みは、最低3年間は継続する予定である。

平成15年3月	「東京都震災復興マニュアル」を策定
平成21年3月	「区市町村震災復興標準マニュアル」を策定
平成22年7月	「災害に係る住家被害認定等の効率的実施に向けた調査研究会」を設置
平成23年3月	東日本大震災が発生
平成24年7月	「災害に係る住家被害認定、罹災証明書発行等に関するガイドライン」を策定
平成25年10月	大島町で大規模な土砂災害が発生し、東京都総務局総合防災部等から職員派遣及び応急支援
平成26年4月	被災者生活再建支援業務マネジメント研修への取組みを周知
平成26年6月	第1回研修の実施（以降1ヶ月に1回のペースで実施）
平成26年11月	第6回研修で被災者台帳を用いた生活再建支援業務をテーマに実施

3) 研修の全体像

東京都マネジメント研修は、被災者生活再建支援の一連の業務をマネジメントできる中核的職員の育成を目的としている。そのため、区市町村の参加者は最大で3名とし、少なくとも1名は全回にわたって参加することを条件とした。1回目は講義形式のみであったが、2回目以降は前半を講義形式、後半を演習やグループ討議を含むワークショップ形式とした。

前例のない研修プログラムのため、今年度は研修を実施しながら参加者ととも研修プログラムを作成していくこととした。

	実施日	研修内容
第1回	6月19日	プロジェクトマネジメントの全体像
第2回	7月2日	建物被害認定調査
第3回	7月24日	調査票のデジタルデータ化
第4回	8月20日	り災証明書発行データベース構築およびり災証明書申請受付・発行
第5回	11月5日	り災証明書発行マネジメント
第6回	11月28日	被災者生活再建支援
特別回	2月18日	WBS (Work Breakdown Structure) とりまとめ報告会

本研修の参加地方公共団体は、以下のとおりである。

都内区市町村	港区、大田区、新宿区、江東区、町田市、豊島区、練馬区、渋谷区、葛飾区、板橋区、杉並区、中野区、江戸川区、西東京市、三鷹市
東京都	総務局総合防災部

参加者は、防災部門の担当者が多い。講師は、被災者生活再建支援システムの研究機関である京都大学、新潟大学の研究者及び本システムに関係する民間事業者である。

また、本研修では、ワークショップを通じてWBS (Work Breakdown Structure) を作成し、実施すべきマネジメント業務項目として取りまとめ、成果物としている。



写真1 グループごとの座学



写真2 グループごとのワークショップ

4) 第6回研修（被災者台帳を用いた生活再建支援業務）の内容

被災者台帳で個々の被災者に対する業務の対応状況を確認し、被災者からの相談に対して適切な助言をできるようにする。被災者が申請書で申請するまでは支援をしないという従来の方法では、支援から取り残される被災者が発生してしまう。

そこで、被災者台帳を用いた生活再建相談対応の意義として以下の効果があげられること等につき、研修を行った。

- ・被災者の置かれている状況を聞き、受けられる支援メニューを個別に提示する。
- ・被災者から受け取る支援金申請書を確認し、被災者に支援金を確実に支払う。
- ・金銭面だけでなく、長期的な被災者の生活再建に向けて公的な視点からの適切なアドバイスをを行う。
- ・被災者から聞き取った情報や、対応した内容を確実に記録し、長期的かつ継続的に支援を行う。

5) 今後の目標

平成 26 年度に実施した研修内容を振り返り、より充実した研修を構築するとともに、研修を通じて取りまとめられた WBS を基に将来的には業務ガイドラインを作成したい。

(3) 新潟県

1) 新潟県の基本情報

- ・人口：2,314,589人（平成26年9月1日時点）※「新潟県推計人口」による
- ・面積：12,583km²
- ・市区町村数：20市・6町・4村

2) 被災者台帳導入検討ワーキング取組みの経緯

新潟県での過去の大規模災害への対応、東日本大震災、災害対策基本法の改正等を踏まえ、被災者台帳やその関連業務標準化の検討を目的として、新潟県では平成25年9月より被災者台帳導入検討ワーキング（以下、導入検討WG）に取り組んでいる。本WGは、チームにいがた合同支援体制検討WGや広域避難受入検討WGと並んで、県の防災対策検討合同WGの1つとして位置づけられている。

平成25年度は、住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務について、中越地震や中越沖地震での経験を踏まえた業務フローの整理・問題点の検討が行われた。この成果は中間報告書に取りまとめられ、各市町村に配布されるとともに、平成26年度以降の導入検討WGでの基礎資料となっている。

また導入検討WGを踏まえた取組みとして、被害認定調査業務に係る業務の標準化、応援・受援体制の構築を図るため、現地研修や座学研修が実施された。平成25年9月及び平成26年8月に豪雨被害を受けた京都府福知山市に対し、県・市町村合同で応援を実施した。

平成25年8月	全体説明会（導入検討WGの開催趣旨説明・被災者台帳に係る事例検討）
平成25年9月	第1回 導入検討WG （生活再建支援制度の全体像の確認・新潟県中越沖地震を踏まえた被災者台帳導入の課題）
平成25年10月	住家被害認定調査研修会（現地研修）・京都府福知山市への応援（被害認定調査実務）
平成25年11月	第2回 導入検討WG（災害に係る住家の被害認定調査について）
平成26年1月	第3回 導入検討WG（罹災証明書の交付事務について）
平成26年2月	住家被害認定調査研修会（座学研修）
平成26年3月	第4回 導入検討WG（総括・中間報告書について・今後の検討課題について）
平成26年5月	全体説明会（平成25年度取組みの振り返り、平成26年度の検討予定項目の摺合せ）
平成26年7月	第5回 導入検討WG（昨年度の振り返り、被災者台帳の作成プロセスについて）
平成26年8月	京都府福知山市への応援（被害認定調査関連業務）

3) 導入検討 WG の組織・体制

被災者台帳導入検討 WG の主担当部署は、新潟県防災局防災企画課である（主担当者 1 名）。

参加団体は以下のとおりである。（平成 26 年度）

県内市町村	新潟市、 長岡市 、三條市、 柏崎市 、 小千谷市 、 十日町市 、村上市、糸魚川市、上越市、 燕市 、佐渡市、魚沼市、胎内市、 阿賀野市 、出雲崎町、刈羽村
県	防災局防災企画課、県民生活・環境部震災復興支援課
オブザーバー	新潟県市長会

（注 1）太字は、中越地震・中越沖地震の被災経験があるコアメンバー（平成 25 年度）

（注 2） は、平成 26 年度からの参加団体

各団体の出席者は、実務担当者層としている。

また、市町村の出席者の所属については、多くが防災、税務の担当課となっている。被災者台帳導入検討 WG への参加は各市町村の任意としているが、非参加の市町村に対しても、議事録や会議資料の提供、各種会議の場での報告などを通じて情報共有を図っている。

また、平成 25 年度は震災経験の蓄積のある 4 市（長岡市、柏崎市、十日町市、小千谷市）から構成されるコアメンバー会議を設け、実施例などの聞き取りや意見交換を行った。その内容を元に議事内容・業務フロー等の整理を行い、被災者台帳導入検討 WG にて報告や検討を行っている。

その他に、代表的な被災者台帳に係るシステムについて、その機能や先行導入市町村の導入経緯などを調査・検討するシステム検討部会を今後立ち上げていく予定である。



写真 1 導入検討 WG の様子

4) 導入検討WGにおける議論

【検討の意義】

- ・被災者台帳を整備することにより、災害時の迅速な支援の実施、被災者の負担軽減、積極的な被災者生活再建支援展開が期待される。
- ・業務の標準化により、大規模災害発生時における円滑な応援体制の構築、災害対応経験を多く有する市町村における知見の普及及び承継が図られる。

【平成 25 年度の検討内容・成果】

- ・中越地震、中越沖地震等を踏まえた業務フローの整理、問題点の検討
- ・災害に係る住家の被害認定調査、罹災証明書の交付事務を中心に検討
- ・検討成果を取りまとめた「中間報告書」を作成・配布

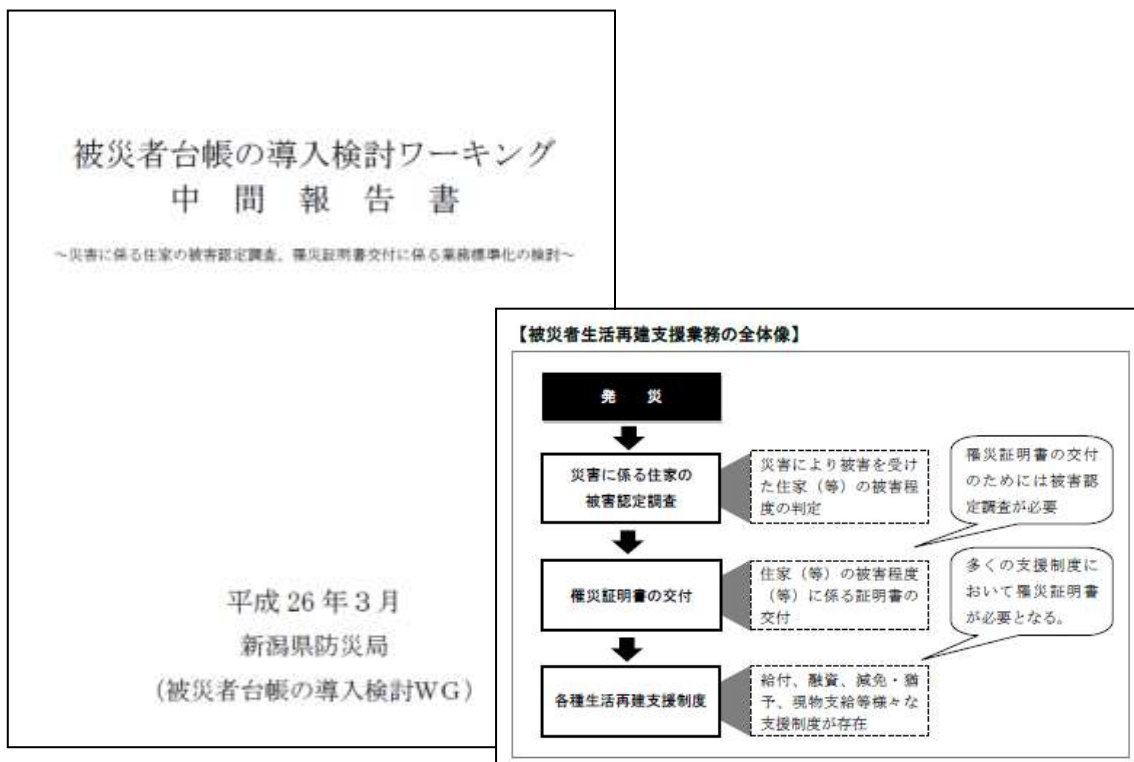


図 1 被災者台帳の導入検討ワーキング中間報告書（新潟県）

【平成 26 年度の検討予定内容】

- ・「被災者台帳システム研究会（仮称）」を立上げ、別途、被災者台帳に係る既存システムについて検討
- ・被災者台帳の作成プロセス
- ・各種被災者支援制度の整理
- ・個人情報等関係法令の整理
- ・被災者支援業務の標準化の検討
- ・被災者台帳の構成（項目等）とデータベース化の検討について

【研修】

平成 25 年 10 月と平成 26 年 10 月は、実地による住家被害認定調査研修を実施した。また、平成 26 年 2 月は、座学による住家被害認定調査研修を実施した。

【他県への応援】

下表のとおり平成 25 年、26 年と連続して京都府福知山市への応援を実施した。

年度	災害	応援期間	業務	参加地方公共団体
平成 25 年度	台風 18 号	平成 25 年 9 月 30 日～10 月 2 日 (実働は 10 月 1 日のみ)	被害認定調査実務	県 2 名、3 市 6 名
平成 26 年度	豪雨災害	平成 26 年 8 月 25 日～8 月 30 日	被害認定調査データ 確認作業等	県 2 名、8 市 13 名

【県内での知見の共有】

- ・導入検討 WG での検討により、災害対応の知見を参加市町村と共有した。
- ・導入検討 WG 未参加市町村に対しても、各回の議事録・会議資料の提供、中間報告書の配布、各種会議での報告等により共有を行った。

5) 今後の予定

平成 26 年度中に検討内容を踏まえ、一定のとりまとめを行う予定。

第4章 導入支援実証

1. 導入支援実証の概要

(1) 公募による支援対象団体の募集

平成26年7月2日に各都道府県被災者台帳ご担当者宛に、導入支援実証に協力いただく市区町村募集の事務連絡(申込みの締切は7月22日)を発出した。

募集にあたっての留意事項として以下の4点を明記した。

- *被災者支援のための特定のシステム導入等に関する支援ではなく、その前段階としての市区町村内における情報共有のための組織づくり、ルール作りを支援する。
- *ご協力いただける市区町村に対しては、平成26年8月から27年3月の間で、4回程度のアドバイザー派遣を通じ、被災者台帳の作成に重要な、関係部署による連絡体制(担当者会議等)の整備、情報の収集・共有のための仕組みづくりなどを支援する。
- *被災者台帳の作成に当たっては、主担当部署のみならず、住民に関する各種情報を有する部署、被災者支援を実施する部署、個人情報保護を担当する部署、情報管理を行う部署など、多くの関係部署が連携することが重要である。このため、導入支援実証にご協力いただく市区町村については、関係部署の協力が確実に得られることが前提となる。
- *1回の派遣で、原則、2日間のアドバイスを予定している。いずれか1日で会議の場におけるアドバイス、他の1日で担当部署への個別アドバイスを想定しているが、市区町村のご都合、アドバイザーの都合、往復の交通機関を勘案して、1日間の対応もあり得る。

(2) 導入支援実証対象の市区町村の選定

本事業では、東京都府中市、東京都八丈町、福井県福井市を対象に選定した。なお、主な選定理由は、以下のとおり。

対象市区町村	主な選定理由(特徴)
東京都府中市	過去に大規模災害を受けた経験がない中で、災害対策基本法の改正を機に庁内に専門部会を立ち上げて取組みを開始。 また、応募段階で本取組みにつき市長へ説明済であったため。
東京都八丈町	人口規模が1万人未満と小規模な町における体制作りの実証をするため。
福井県福井市	過去に福井地震や福井豪雨に見舞われており、自然災害への危機感を持っている。 また、関係部署を幅広く想定して応募したため。

(3) 導入支援実証対象の市区町村の概要・特徴

導入支援実証対象に選定された市区町村の概要・特徴は、以下のとおり。

	東京都府中市	東京都八丈町	福井県福井市
面積	29.34 km ²	69.52 km ²	536.19 km ²
地形の特徴	南端に多摩川が東へ流れ、多摩川を境に北方は平野が続き、南方は多摩丘陵が広がっている。	富士火山帯に属するひょうたん型をした火山島であり、南東部の三原山と北西部の八丈富士から成り立っている。	市の中心は、福井平野にあり、一部は日本海に面しているが、他は山地に囲まれている。
位置	東京都のほぼ中央に位置する。新宿からは西方約22kmに位置し、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。	東京の南方287km離れた海上に位置している。	日本海に面した都市で本州のほぼ中央に位置し、名古屋圏や近畿圏に比較的近い場所に位置している。
人口 ^{*1}	253,424人	7,899人	266,836人
道路・鉄道等	道路網は、東京の区部と立川、八王子等の郊外拠点を、中央自動車道、国道20号、東八道路が東西に結び、南北方向を小金井街道、府中街道、鎌倉街道が結ぶ。府中市を通る鉄道路線はJR 南武線、JR 武蔵野線、JR 中央線、京王線、西武多摩川線の3事業者5路線がある。	島の周囲を循環している都道215号の八丈循環線、島の中心部を横断する都道216号線、漁港のある洞輪沢地区と都道215号線を結ぶ都道217号線がある。3路線の総延長距離は、約60kmである。	福井駅は整備が進み、北陸新幹線の受入れも準備完了している。北陸本線、えちぜん鉄道がある。国道8号線が主要道である。
過去の主な災害	大きな災害は特になし。	1487年12月、1518年2月、1522年 - 1523年、1605年10月、1606年1月に火山噴火の記録あり。	水害：過去から九頭竜川、足羽川、日野川の氾濫があった。最近では平成16年7月に福井豪雨があり、災害救助法の適用を受けた。 地震：昭和23年6月に福井地震が発生し、福井市内で930人が死亡した。
被害想定 ^{*2}	首都直下地震等による被害想定は、立川断層帯地震で最大となり、建物被害（全壊）1,559棟、避難者は61,507人にのぼると想定される。	東京都の南海トラフ巨大地震による被害想定では震度は5弱の推定であるが、津波は3.28～18.07mに達すると想定され、多大な被害が想定される。	福井地震が再来したと想定した場合、福井県全体で約7万7千棟の木造家屋が大破し、多大な人的被害も想定される。

*1 平成26年3月31日時点の住民基本台帳人口

*2 それぞれ以下の資料により記載されている。

府中市：府中市地域防災計画（平成26年修正）

八丈町：国土交通省関東地方整備局の南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について

福井市：福井県防災会議の福井県震災対策計画、面積は平成27年2月末時点福井市ホームページを参照

2. 導入支援実証の取組み事例

(1) 東京都府中市

1) 実証の全体像

	第1回 実施項目	第2回 実施項目	第3回 実施項目	最終回 実施項目	
時期	訪問 (アドバイザー)				実施事項
9/4(木)	第1回 (浦安市、内閣府)				<ul style="list-style-type: none"> ・市長への協力についての御礼、本事業の概要説明 ・被災者台帳に関する説明、質疑応答(内閣府) ・導入支援実証スケジュール案の提示、協議 ・府中市における取組状況の確認 ・アドバイザー(浦安市)から取組事例紹介、質疑応答 ・被災者台帳所管部署の確認 ・被災者台帳関係部署の確認(業務種類、情報等の洗い出し等) ・課題の克服方法等につき、アドバイザーより助言
	府中市において実施 (または作業、検討等)				<ul style="list-style-type: none"> ○被災者台帳の所管部署の検討 ○被災者台帳を利用して実施予定の業務種類・関係部署の洗い出し作業 ○各部署の所管情報(データ)の持ち方を確認・一覧表の作成
11/7(金)	第2回 (浦安市、内閣府)				<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署への個別ヒアリングの実施 ・府中市から第1回以降の取組につき報告 ・被災者台帳を利用した業務に必要な情報(データ)の検討 ・情報共有の枠組みの検討 ・課題の克服方法等につき、アドバイザーより助言
	府中市において実施 (または作業、検討等)				<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組から分かってきた課題の整理 ○被災者台帳を利用した業務に必要な情報(データ)の確認・一覧表の作成 ○業務種類・関係部署の、見直し・検討
12/22(月)	第3回 (浦安市、内閣府)				<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署への個別ヒアリングの実施 ・府中市から第2回訪問以降の取組につき報告 ・第2回以降の取組につき情報共有、課題等につきアドバイザーから助言 ・被災者台帳を利用した業務に必要な情報(データ)の検討・一覧表の作成 ・情報収集・共有方法のルール化の検討 ・被害認定調査の業務内容及び実施体制の説明(内閣府)
	府中市において実施 (または作業、検討等)				<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組から分かってきた課題の整理 ○アドバイザーの助言を実行 ○今後の取組方針の検討
3/4(水)	最終回 (内閣府)				<ul style="list-style-type: none"> ・第3回訪問までの取組につき受託事業者より概要報告 ・府中市の課題等につきアドバイザーより助言 ・今後の取組方針につき意見交換 ・アドバイザーより総括的な助言

アドバイザー：

浦安市役所 液状化対策推進室長

醍醐 恵二氏 <第1回～最終回>

内閣府 政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付参事官補佐（被災者台帳等担当）

北村 崇史 <第1回～最終回>

2) 第1回の実施概要

① 日時 平成26年9月4日（木） 13：30～16：30

時刻	打合せ内容	対象職員等
13：30～13：40	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の概要説明、協力への御礼 ・ご挨拶 ・アドバイザーの紹介 	市長、行政管理部（防災危機管理課、情報システム課）、市民部（総合窓口課、資産税課）、福祉保健部（高齢者支援課、障害者福祉課、地域福祉推進課）、都市整備部（建築指導課）、府中消防署予防課
13：40～14：40	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳に関する説明、質疑応答 ・導入支援実証スケジュール案のご提示、意見交換 	
14：50～15：50	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市における取組み状況の確認 ・アドバイザー（浦安市）から取組事例紹介、意見交換 	
15：50～16：30	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署の業務担当内容等の確認 ・現状課題等に対するアドバイザーからの助言 ・第2回訪問における実施事項の協議 ・第2回訪問までの取組事項の確認 	



写真1 第1回の状況

② 会議の主な内容

●府中市における取組状況

- ・ 災害対策基本法改正に伴い、被災者台帳の作成が求められていることを受けて「府中市災害対策等庁内検討委員会罹災証明・被災者台帳等作成に関する専門部会」を設置した。
- ・ 5月9日に第1回会議を開催し、被災者台帳を作成できる体制を整備していく必要があることを説明し理解を求め、今後取組むべき課題について検討していくこととした。
- ・ 今回、内閣府から被災者台帳調査導入支援実証協力団体に応募したことで国やアドバイザーからの支援により罹災証明書交付システムや被災者台帳作成整備に向けた取組みができることを期待している。
- ・ 今後、専門部会の構成組織やメンバーについてさらに充実させ、さまざまな課題に取り組んでいく。

●浦安市における取組状況について

東日本大震災での被害状況、取組事例について、アドバイザー（浦安市）から情報が提供された。

●関係部署の現状確認

各部署の業務担当内容、所有情報、現状課題を協議し、下表のとおり整理した。なお、業務担当部署は検討を進めるにあたり、暫定的に設定したものであり、今後、各部署の合意を得ながら決定していく。

部署名	業務内容、所有情報、課題、など
市民部 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳の管理を担当。 ・住民登録外などのため、居住者の全データを所有しているわけではない。
市民部 資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税台帳、被災情報の管理を担当。 ・被害認定調査は資産税課が中心となり、他の部署と連携しながら実施することが地域防災計画に定められている。 ・データ共有上の個人情報の取扱いや、被害認定調査の実施方法と職員研修が課題。
福祉保健部 地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受け入れや社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡調整を担当。 ・義援金の支給配分方法を現在検討中。
福祉保健部 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険資格台帳、高齢者に関する記録台帳、要配慮者に関する台帳の管理を担当。 ・高齢者避難行動支援者名簿は手あげ方式のため、全てを包含しているわけではない。
福祉保健部 障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の情報をベースとした障害者受給台帳の管理を担当。

部署名	業務内容、所有情報、課題、など
(会議後に聴取)	・センシティブな情報のため、災害時にどこまで共有できるかが課題。
都市整備部 建築指導課	・被災建築物の応急危険度判定を担当。 ・平成7年以降の建築計画概要書に含まれる家屋情報（建築主等、建築面積、延べ面積、配置図等）を所有。 ・建築計画概要書の長期保存を行っている。
府中消防署 予防課	・火災に関する原因調査の実施や火災罹災情報に関する業務を担当。 ・住民情報や建物情報を共有できると火災原因調査に活用できる。 ・ただし、情報共有するには事前に協定等を締結する必要がある。
行政管理部 情報システム課	・データ管理を担当。 ・被災者のデータをどのように収集して活用できるかが重要だと認識している。 ・住基データと固定資産税データとは同じ個人番号を使用しているためマッチングさせることは可能だと思うが、うまく結合できるか現時点では不明である。

●現状課題等に対するアドバイザーからの助言

各部署からの説明や質疑応答を通してアドバイザーから以下の助言が示された。

<アドバイザー（浦安市）からの助言>

- ・浦安市における被災者台帳の所管部署は固定資産税課であった。家屋台帳をベースに被害情報を付与した簡単なシステムであった。
- ・震災後、被災者には、罹災証明書の交付や被災者生活再建支援制度に係る支援金等を支給することになるが、これは、あくまでも震災当時、浦安市に在住していた市民が対象となる。このため、家屋の持ち主（税情報）と居住者（住基情報）の照合作業が必要となる。この照合作業（データのマッチング）について、浦安市では独自に付与したIDで情報を管理しており、税情報に係る所有者IDと住基IDが一定のルールのもと、共通していることから、問題なく行うことができた。また、GIS（地理情報システム）の基本となる「共用空間データ」が整備されていたため、地番・建物・その建物に居住する住民の情報を結びつけて整理できる環境が出来ていたことも作業を円滑に進められた要因である。
- ・生活再建支援金の支給のように居住者のための支援業務と税の減免のように家屋の持ち主に対する支援業務があり、これらは密接に関連し、別の業務を生むことになる。情報を一元的に管理するような部署が必須となる。東日本大震災当時は情報部門の数名と企画部門の数名は現場に入らずに各部署の情報集約に努めたことが結果的に良かった。

<アドバイザー（内閣府）からの助言>

- ・被災者台帳は、被災者支援の基盤である。被災者支援については、「災害対応」というより、通常の行政サービスの一つとして、各部署も当事者意識を持って対応することが重要。平時に各部署で行政サービスを提供している市民が被災したことによって、通常の行政サービス+被災者支援を行うという意識であれば、行政サービスを提供しているほぼすべての部署が関係部署となる。防災担当部署だけに委ねるものではない。
- ・被災者台帳は、被災者支援のための「基盤」として、市が保有する情報を共有するためのものであるため、ソフト・ハードに区分されるものではない。被災者台帳の導入支援は情報共有のための組織作りやルール作りを重視して行いたい。まずはルール決めを行い、次のステップとして、どのようなシステムを導入するかを検討していただきたいと考えている。
- ・被災者台帳の利用期間は、被災者の支援が継続する範囲において活用する。長期にわたる場合は、10年、20年ということも想定されるが、長期の支援を必要としない場合は、数ヶ月という場合も想定される。いずれにしても、災害の状況、規模、必要とされる被災者支援政策により異なる。。
- ・担当者の異動や市町村外からの応援職員による運用によって、台帳の記載エラーや継続使用への影響が生じないように情報は一貫して管理する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿について、住基とマッチングしておくことができれば、被災者台帳の中の要配慮者の情報として活用できると考えている。
- ・住民基本台帳情報で居住が確認できない者についても、「居所」として実質的に居住の実態が把握できれば、被災者支援策の対象となる場合があるため、被災者台帳への掲載が必要となる。なお、当該把握については、市における調査、被災後の住民からの申請等申し出、アパートの大家や大学等学校からの連絡により入手することとなる。また、必要に応じて関係する地方公共団体が相互に連携して住所確認をしていく必要がある。
- ・固定資産税台帳の共有について、資産税課で被害認定調査を行うのであれば、そのデータは税の情報ではないため共有が可能となる。また、浦安市の事例のように他の目的で利用したデータを資産税課が用いるような台帳整備も有効である。地番情報のように登記簿に記載されている情報は公開情報として利用可能と解釈できる。税の減免に関する情報は、減免を行ったという事実については、被災者支援の情報となるため共有できると考えている。
- ・マイナンバーについて、各部署の所有情報に共通番号を与えるためにマッチング作業が発生する。住民基本台帳の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を基に、機械的にマッチングをかけることになるが、どうしても合致しないデータは手作業となる。その業務をどの部署が担当するのかについて検討が必要となる。加えて、個人番号をデータ項目とするなど、個人番号法に規定されている業務以外で活用する場合は、個人

情報保護条例の改正が必要となる（例：被災者の援護のために個人番号を活用する旨を規定）。

●今後の取組み事項

<第2回までに府中市で実施予定の項目>

- ・ 全体スケジュールの確認
- ・ 被災者台帳の所管部署の検討
- ・ 関係部署の洗い出し
- ・ 被災者台帳に関わるデータの持ち方を確認、収集方法、データ共有方法についてのルールの検討
- ・ 専門部会等の被災者台帳関係部署による幹部会議、担当者会議の開催

3) 第1回と第2回の間取組み

① 電子メールによる事前調査（10月14日～21日）

第1回検討会で設定した担当部署に加えて、地域防災計画で定められている担当部署を対象に以下の12項目について照会した。

- ・ 災害発生時に担当すると想定される被災者支援業務は何か
- ・ 担当業務に必要な受付書類があるか
- ・ 被災者台帳の活用により受付書類の省略が可能と考えるか
- ・ 担当業務の想定期間はどのくらいか
- ・ 保有情報のフォーマット（Excel、Word、固有のシステム）はどのような形式か
- ・ 保有情報の主なデータ項目は何か
- ・ 部署の組織規模はどの程度か
- ・ 保有情報の庁内利用においても情報提供に制限がある項目等があるか
- ・ 情報提供上の課題はあるか
- ・ 被災者台帳は住民サービスの向上から必須と考えるか
- ・ 被災者台帳は平常時から準備しておく必要があると考えるか
- ・ 保有情報の提供に関するルールを文書化・マニュアル化する必要があると考えるか

② 関係部署への個別ヒアリングの実施

上記①の回答結果を整理し、各関係部署における支援業務内容及び保有データを一覧化し、ヒアリングの際の資料とした。

4) 第2回の実施概要

① 日時 平成26年11月7日(金) 10:00~17:00

時刻	打合せ内容	対象職員等
10:00~10:40	関係部署個別ヒアリング	子ども家庭部（子育て支援課、保育支援課、児童青少年課）
10:45~12:00		福祉保健部（地域福祉課、生活援護課、高齢者支援課、障害者福祉課）
13:15~14:30		市民部（総合窓口課、市民税課、資産税課）
15:00~17:00	検討会 ・ 府中市の取組み状況の確認 ・ 個別ヒアリング実施報告 ・ 各部署の役割分担と業務に必要な情報について協議 ・ 情報共有の枠組みについての説明	行政管理部（防災危機管理課、情報システム課）、市民部（総合窓口課、市民税課、資産税課）、生活環境部（住宅勤労課）、福祉保健部（地域福祉推進課）、子ども家庭部（子育て支援課）、都市整備部（建築指導課）、教育部（指導室）、府中消防署予防課



写真2 第2回の状況

②関係部署個別ヒアリング

●被災者台帳の必要性、業務実施の際の課題などについてのヒアリング

部署		被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
子ども家庭部	子育て支援課	<p>●児童扶養手当における所得制限の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害があつて財産に損害を受けたときは、特例的に前年の所得による支給制限を解除し、後日災害を受けた年に所定以上の所得があつたことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとしたものである。 ・市外から転入された方は、罹災証明書等があれば所得の情報(所得証明書等)がなくても特例として手当を受給できる。ただし、後日災害を受けた年の所得が所定以上あつたことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することになってしまうので、所得証明書の交付事務が遅れているだけの場合は、所得証明書の交付を待って認定したことがある。しかし、認定までに時間を要するので、今後、市外との情報連携については課題である。 ・特例措置の期間は、損害を受けた月から翌年の7月までとなっているので、最短で8ヶ月、最長で19ヶ月となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給の情報は被災時に関わらず、他部署で必要となるケースがあると思う(例：就学援助、保育料減免等)。 ・現在は単独システムで稼働しているため、保有情報を全庁的に共有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳を整備するために必要な情報は、所得の情報、戸籍情報、住民票(参考)、居所、連絡先、被害状況(貸付業務に必要)である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳は平時から整備しておく必要があると思うが、情報の更新のタイミング等を考慮する必要があると思う。 ・生活再建支援金の支給などの支援実施状況に関する情報は業務としては必要ないが、市民サービスとして把握していることは必要だと思う。
	保育支援課	<p>●保育料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の場合、被災時に支援内容が決まるため、事前に明示することは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から保護者等と密接に連絡をとっており、被害状況、居所、連絡先等についてすぐに把握できる環境であるため、収集した情報を他部署へ発信することが可能である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模災害であれば、必要な情報は揃っている。被災者台帳の必要性は薄い。
	児童青少年課	<p>●育成料の減免・免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況が考慮されるため、被災者台帳は必要と思うが、まだ基準は決定していない(今後、整備予定)。保育支援課との連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ・放課後子ども教室の入会申込書に記載いただく情報(家族構成・身体状況・両親の勤務先等)を保有しているが、限られた情報のため、他部署で活用でき 		

部署		被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
福祉保健部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●義援金の支給 ●被災者生活再建支援金支給 <p>・担当部署がどこになるのかは、庁内合意がまだ得られていない。</p>	<p>るかは不明である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に民生委員から高齢者と障がい者の安否情報を上げていただくことになるが、要支援者の台帳を持っているのが高齢者支援課と障害者福祉課なので、そちらに提供することになると思う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本業務は民生委員の管理、中国残留邦人の管理であり、住民情報は扱うことがない。 ・被災者台帳は、メンテナンスについてルールを作成することが課題であると思う。
	生活保護課	<ul style="list-style-type: none"> ●生活相談 <p>・生活相談を受ける際、被災者台帳を活用できる可能性はあると思うが、被災者台帳の内容を理解していないためイメージがわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独自システムの「あゆむくん」は生活保護受給者の管理システムであり、担当課のみで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費を支給する際、義援金支給の情報が必要になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の応援等応急福祉業務には、被災者台帳が必要となるかは不明である。
	高齢者支援課		<ul style="list-style-type: none"> ・介護オンラインシステムの中の情報は、保険料・資格・認定結果であり、担当課のみで管理している（避難行動要支援者名簿の内容は入っていない）。 ・高齢者要支援者名簿を作成し、保管しているが、平時の共有はできない。 ・上記とは別に高齢者と障がい者の情報が含まれる避難行動要支援者名簿を保管している（年1回更新）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報の被災者台帳への活用においてはルール作りが必要である。
	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●特別児童扶養手当 ●特別障害者手当 ●障害児福祉手当 ●経過的福祉手当受給資格者の所得制限の解除 <p>・財産の半分の損害を被ったことを確認できることが必要。（現在は、申請書に記入のみで対応しており、罹災証明書が必要とは明記されていない。しか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報システムには住基情報にあわせて、手当の受給者の情報が入っている。 ・障がい者の情報は、手帳の情報（障がいの範囲）が入っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書と障害者受給台帳が紐付き、所得制限解除の対象者を把握できれば当課より受給資格者に案内することができる。

部署		被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
		し、罹災証明書で被害状況を把握することができれば、対応がスムーズにできる。)			
市民部	総合窓口課		<ul style="list-style-type: none"> 住基台帳の基本4情報と世帯構成は、現在関係各課の端末から閲覧できる(情報はリアルタイムで更新される)。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民情報の抽出については、新システムに移行する平成27年1月以降は随時可能となる。現行システムは該当機能がなく、年4回更新する閲覧台帳を利用するしかない。 住基情報を庁内で共有することは可能だが、外部提供が前提となる被災者台帳に基本4情報以外を掲載する場合は、情報によっては検討が必要である。 住基と固定資産税課税台帳とのマッチング手段としてはPナンバー(府中市独自の住民ID)を活用できるが、世帯情報については現況調査を行う必要はあると思う。 	
	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ●住民税の減免 ・内規的に設けている基準に沿って、被害状況、所得の情報(市民税課で保有)によって、減免割合を決定する。 ・被害状況を確認する際に被災者台帳を活用できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・所得の情報は各担当課より業務毎に閲覧の申請があり、妥当だと認められた時に閲覧可能である(市民の了解は、各担当部署で申請する際、市民の同意をとりつけているはずである)。 ・災害時における所得の情報の共有についての問題は特にない。その際、ネットワークのシステムエラー等がなければ、業務負担はない。 ・所得の情報を被災者台帳に載せることは、地方税法上できないことになっているため、問題があると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の情報を被災者台帳に載せることになると、データ量が膨大なため、更新のタイミング・コスト・手間等が課題となる。

部署	被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税減免 ・罹災証明書が必要である。 ●被害認定調査実施 ・大規模災害の際、資産税課だけで対応できるかが疑問であり、庁内の応援体制を整備する必要があると思う。その際、統括する部署として担当するという認識である。 ・被災者台帳は必要である。 ・誰が調査を行っても判定結果が公平になるための技術を身につけることが課題である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生し府中消防署が調査する場合に資産税課の家屋台帳を提供することはできるが、その際、個人情報の問題を整理する必要がある。また、提供の方法についても検討する必要がある。前例を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査と罹災証明書交付業務を並行して行うことは、業務量、マンパワー等考慮すると困難であると思う。

●市民部へのヒアリングにおけるアドバイザーからの助言・コメント

- ・被災者支援をする際の情報として、浦安市の場合は、被害状況のみで、所得情報は使用していなかったと思う。
- ・被害認定調査において、浦安市の場合、固定資産税課の職員だけでは現実的には難しく、建築指導課・都市部と連携して対応するとともに、小千谷市から経験者が応援に来てくれた。固定資産税課は担当課ではあったが、統括する部署として主に機能していた。
- ・被害認定調査と罹災証明書交付を同じ部署で担当することは業務量的に難しいと思う。
- ・被災者台帳の必要性についてよく理解することが大切である。被災者支援は居住者に対する支援のため、住基データと家屋情報とのマッチングが重要になってくる。住基データを保有している総合窓口課では、平時から、住基データの整備及びマッチング方法の確認作業が必要である。

③検討会における主な内容

●府中市の取組状況

第1回以降の取組みとして、事前調査結果の一覧及び各関係部署における支援業務内容と保有データの一覧を提示した。

●関係部署個別ヒアリングの実施状況について

関係部署個別ヒアリングの実施内容について説明がなされた。

●現状課題等に対するアドバイザーからの助言

<アドバイザー（浦安市）からの助言>

- ・ 住宅・生活に対する被災者支援を行う際、市民から被害認定に伴う罹災証明書をもって申請することを要請。しかし、罹災証明書は元々市役所が交付している証明書のため、被害認定については情報を保有していた。
- ・ 住民から申請していただく際には、市としても申請を受け付ける業務が発生した。申請ベースではなくて、市役所側から案内できるような仕組みにして、業務の効率化、市民の利便性向上を目指すべきであった。

<アドバイザー（内閣府）からの助言>

- ・ 被災者生活支援金や罹災証明書交付業務の所管部署について、地域防災計画の中では担当部署が決まっていないということだが、他の自治体であれば、福祉や被災者支援を行う部署、災害対応部署、大規模災害発生時に臨時に設置された部署などが対応している例が多い。こうした会議の場において、引き続き検討いただきたい。
- ・ 情報に関して、被災者支援システムを導入した際には、普段から共有したいとお話しをお聞きするが、災害対策基本法における被災者台帳は、平時に行政目的で収集された情報を被災者支援のために例外的に目的外使用を可能とするもの、被災者台帳は被災後に整備するものなので、平時からデータを入れておくことはない。
- ・ 但し、住基台帳のデータと各部署で保有しているデータ項目については、平時に市において「収集のための決まりごと（ルール）」を策定することと、マッチングできる体制を整備し、試行等も行うことが重要と思われる。住基4情報と世帯情報がそろっていれば最低限の基幹情報として活用できると思う。
- ・ 所得税と固定資産税については、災害対策基本法の規定ではクリアできない情報である。関係部署において共有する場合には、従前から同様、各市町村における個々の手続きにしたがった手順等を経ることが必要となる。
- ・ 固定資産税のデータについては、税の部署で住基データとマッチングさせ、税の担当部署で共有することはできるが、税の情報を他の部署とも共有するには、地方税法上の守秘義務とのバランスを検証のうえ、別途、個人情報保護審査会への諮問等、市の個人情報保護条例に沿った目的外使用の手続きを要するものと考えられる。
- ・ 被災者台帳の関係部署について、平時から市民の方に郵送による情報の伝達、電話等による連絡をされている部署は全てで有用だと考える。被災時の居所、安否について情報を共有し、把握し、必要な施策を実施することによって、市民に対して適切な行政サービスの提供ができると思う。

- ・ 高齢者や障がい者の支援について、避難所入所・仮設住宅入居や災害公営住宅入居等に際して「配慮を要する被災者」の情報は必ず必要になる。したがって、関係課において、把握している範囲で配慮が必要と判断される情報で、共有可能な情報を提供することが適切である。また、どの部署がその情報を所管するのかを検討いただくことになる。被災者台帳を共有しておくことで、どの部署が担当することになっても、要配慮者に対して適切な対応ができることになると思う。
- ・ 平時の火災の罹災証明書と自然災害による罹災証明書について、東京都庁でも東京消防庁とのすみわけについて検討していると聞いている。基本は従来どおりの役割分担で行うことになるだろうとのこと。火災で罹災証明書を交付した場合でも、地震による火災によって家が全焼してしまった場合については、自然災害による被害に対する支援金は支給される。また、交付情報の共有をする必要があるため、東京消防庁とも相談して決めておく必要がある。
- ・ 住基データや固定資産税情報の消防調査へ活用について、個人情報保護条例の解釈となるので、担当部署にお問い合わせいただきたい。家屋情報を救助活動に活用することにより、市民の生命・身体を守るための業務に活用するというのであれば、府中市の個人情報保護条例の規定に基づく目的外使用による対応が可能な場合があると考える。
- ・ この実証の着地点としては、府中市の地域防災計画の中で被災者生活再建支援金や義援金の支給、罹災証明書の交付部署が決まっていないことなど、課題が共有される場を作ることである。こういう場を基礎として、当事者意識をしっかりと持ち、来年以降も組織をつなげていくことが大切である。
- ・ 被災住宅の応急修理の具体的な業務は、災害救助法に基づき、基本的には都が行う業務だが、同時に都が市区町村に委任できる業務である。応急修理とは、被災された家屋に雨風をしのぐためにブルーシートを貼ったり、穴をふさいだりといった応急的な修理であり、その際、ブルーシート等を現物支給したり、建築業者に依頼して対応していただくことになる。担当部署が決定していない場合は引き続き検討が必要になると思う。また、災害救助法で要した経費は都に請求することになる。
- ・ 各課で所有している独自システムの情報については、被災者台帳に提供すべき項目が決定すれば、その項目について、定期的に抽出して各部署で保管し、システムが壊れた場合、ネット回線がなくならなくなった場合などにおいても非常時の備えとして最低限現状に近いデータは取り出せるようにしておくことはリスク管理として有効である。また、外部業者との契約内容が災害発生時にどういった対応になっているか確認しておいたほうがよい。
- ・ 家屋の被災に対する、罹災証明書の判定と応急危険度判定の取扱いについては、使い分けが生じる。応急危険度判定とは、建物の中に入ってはいけない、近づいてはいけないといった二次被害を発生させないためのものであり、被害認定は、被害を受けたことによる支援策を行うための被災者支援のための基礎データとなっている。応急危

険度判定は家屋毎に行うものであり、必ずしも台帳に載せて共有する必要はないが、事務負担等を考慮しつつ、掲載を希望する場合は台帳に掲載しても差し支えない。

- ・ 長期にわたって継続的に被災者を支援していくためには、関係部署が支援に関わる情報を共有し活用できる何らかのデータベースが必要となる。平時の備えとしては、住基4情報と世帯構成がCSVファイル等で出力できるような形にしておく必要がある。大規模なシステムを導入するのか、エクセルなどで対応するのかは、予算関係や、想定される災害の規模によって判断することになる。

④各部署の担当業務と業務に必要な情報について

- ・ 事前調査の回答結果を基に作成した各関係部署の役割分担（案）及び支援業務に必要な情報とその保有先一覧（案）を提示した。

●情報共有の枠組みについて

アドバイザーより被災者台帳整備にあたっての情報の考え方について助言が示された。

●今後の取組み事項

<第3回までに府中市で実施予定の項目>

- ・ 関係部署会議の開催（役割分担の合意・摺合せ）
- ・ 業務に必要な情報の洗い出し
- ・ 関係部署と担当業務の見直し・検討
- ・ 情報収集と共有方法の整理・検討

5) 第2回と第3回の間の取組み

①事前調査結果の更新

10月に実施した事前調査について、第2回以降に回答があった部署を追記し、回答の一覧表と支援業務内容及び保有データに関する一覧表の内容を更新した。

②電子メールによる必要情報の洗い出し調査（12月8日～16日）

被災者生活再建支援業務に必要な情報と、その情報の利活用部署を整理することを目的として、各関係部署にExcelベースの記入シートを配布し、以下の内容の記入を依頼した。

- ・ 所属部課名
- ・ 担当業務における被災者台帳の必要性（高い、中程度、低い、不明の中からの選択方式）
- ・ 担当業務に必要な情報項目の選択（候補リストからの選択方式、リストに無い場合は新たな情報項目として追記してもらう）
- ・ 上記で選択した情報項目について、下表に基づく記号の選択

(選択記号と判断基準)

選択記号	判断基準
●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自部署が保有している情報 ・ 庁内利用であれば手続きなしに他部署への情報提供が可能である。
◆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自部署が保有している情報 ・ 庁内利用であっても情報提供には個人情報保護審査会などの手続きが必要となる。
▲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自部署が保有している情報 ・ 他部署への情報提供は基本的にできない。
○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自部署は保有していないが、支援業務に必要な情報 ・ 情報を活用（利用、閲覧）するのみで、内容を更新する必要はない。
□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自部署は保有していないが、支援業務に必要な情報 ・ 情報を活用するだけでなく、必要に応じて内容を自部署で更新する可能性がある。 <p>※例えば、居所や連絡先などは、支援の申請や相談を受け付けた際に新たな情報として得られる可能性がある。そのような場合に、自部署で情報を更新する可能性があれば選択する。</p>

③情報保有部署との突合及び一覧表の作成

上記②の回答結果をとりまとめた後に、上記①の支援業務内容及び保有データに関する一覧を用いて情報保有部署との突合を行い、一覧表を作成した。

6) 第3回の実施概要

①日時 平成26年12月22日(金) 9:00~16:30

時刻	打合せ内容	対象職員等
9:00~9:40	関係部署個別ヒアリング	教育部学務保健課
10:00~11:00		市民部保険年金課
11:15~12:00		教育部指導室
13:15~15:15	検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市の取組み状況の確認 ・ 現状課題の共有 ・ 個別ヒアリング実施報告 ・ 業務に必要な情報について協議 ・ 情報収集・共有方法のルール化についての説明 ・ 被災者台帳の必要性や整備についての説明 	行政管理部(防災危機管理課、情報システム課)、市民部(保険年金課、市民税課、資産税課)、生活環境部(住宅勤労課)、福祉保健部(地域福祉推進課、生活援護課)、子ども家庭部(子育て支援課、保育支援課、児童青少年課)、都市整備部(建築指導課)、教育部(指導室)、府中消防署予防課
15:30~16:30	アドバイザー(内閣府)により、被害認定調査業務の内容及び実施体制についての説明	市民部資産税課



写真3 第3回の状況

②関係部署個別ヒアリング

個別ヒアリングが未実施であった関係部署に対して、被災者の生活再建に関わる支援業務、保有情報、情報共有上の課題、その他課題について、下表のとおりヒアリングを行った。

部署		被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
市民部	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険料減免 ●後期高齢者医療保険料減免 ・ 平時、災害時ともに発生。 【平時】所得が低い方や特別な事情がある方を対象に支援。 【災害時】条件が変わるとともに、必要な証明書（所得、場合によっては光熱費の領収書、残金の確認のため通帳のコピー）がない場合の対応、判断をどうしたらよいかが課題。火災の際は罹災証明書で対応しているため、それに準じた形になると思う。 ※被害状況によって支援内容や適用条件が変わるのか等現在規定がないため、他の市区町村がどのように運用したのかを教えていただきたい。 ●医療費一部負担金減免 ・ 通常は発生しないが、被災地から転住された方に対しては国が負担する形で減免対象となる。東日本大震災により福島から転住されたケースでは、国の規定により2年間免除になった。 ●国民保険料免除 ・ 日本年金機構が業務を実施。市では住民票がある人の申請を受け付け、その内容を年金機構に進達をしている。災害時の申請方法についても年金機構からの指示に従う。 ・ 住民票がなくてもDV被害者の方は減免対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自システム上でも情報を管理しており、国民健康保険は国保連合会と、後期高齢者医療保険は広域連合会とシステム結合している。 ・ 国保連合会と広域連合会はシステム結合された各市区町村の情報を閲覧可能だが、府中市からは他の市区町村の情報の閲覧はできない。 ・ 次期基幹システムの中に独自システムの情報が入ることになるが、独自システムはそのまま残る。 ・ 国民年金保険料免除について、申請に関わる情報のみ保有。実際に免除となったかどうかまでは把握していない。 ・ DV被害者の情報は直接的な表現を避けて、フラグをたてて管理し、情報漏えいに配慮している。 ・ DVに関する情報は児童相談所や女性センターから取得。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、後期高齢医療保険は独自システムに被害状況をどう取り込むのか、被災者台帳に独自システムの情報をどう取り込んでいくのが課題。 ・ 被災者台帳の中で支援に必要な情報は、罹災証明書の内容である。 ・ 保有情報を、他部で活用することはできないと思う。 ・ 申請状況を把握することができれば、まだ受けていない支援を市民に案内するという活用方法はあると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害弔慰金の支給」、「災害障害見舞金等の支給」、「災害援護資金の支給」について、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金の災害時対応による業務の増を考えると、窓口の混乱なども心配されるところから、役割分担についても担当課を庁内で再度検討する必要がある。
教育部	学務保健課	<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助費の支給 ・ 小学校22校、中学校11校対象 【平時】申請書を配布し、収入やひとり親家庭に対する援助（現金の支給）。 【災害時】罹災証明書を添付の上、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データはExcel形式で教育部単独で管理している。基幹システムの整備に伴い、データを移行している段階である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVに関する情報は課の担当者しか見ることができないため共有可能なデータはない。 ・ 被災時の居所について、台帳の整備方法が 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳から被害状況を確認できれば、罹災証明書添付の省略や、居所を把握することができ、便

部署	被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
	<p>申請してもらおう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は福島原発地域と被災地域に住んでいた方で府中市に転住された11名を対象に支給している。その場合、被災状況、所得の情報は必要としない。援助費用は国と市とで負担している。罹災証明書がなくとも住民票で代用している場合もある。 府中市で被災された方への援助経験はない。 支援業務は現在4名（内1名は休職中）で対応しているが、学校と連携しており、各学校に事務員が1名いる。 就学援助費制度は生活保護費の水準に合わせて各市区町村が規定を定めているが、災害時の規定は定まっていない。今後整備する必要がある。 就学援助が台帳に記載すべき項目なのかがまだ判断できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新頻度は1年に1回。 口座番号を保有しているが、他部とは共有していない。 情報は学校ベースで取得し、住基台帳と照合している。不整合があった場合、例えば、DVで避難してきている方は住民票がないため、就学名簿と照合している。 	<p>課題だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の被災程度を把握することによって、学校に行ける状況なのか、どの学校に行けるのかといった判断材料になると思う。 	<p>利だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法が適用された場合、教科書等の無償貸与が実施されるため、就学援助費との棲み分けの整備が必要だと思う。
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ●教科書等の無償貸与 <ul style="list-style-type: none"> 【平時】所得の低い方、DVなどで避難されてきた方を対象に行っている。 【災害時】災害救助法が適用された場合は規定に従って行う（罹災証明書が必要となるかどうかは不明）。 ●火災の際は罹災証明書に基づいて支援を行う。 ●特別支援教育就学奨励費 <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級（市内5校）に通っている児童の就学にかかる経費（通学、給食、学用品、入学準備金等）について、所得に応じて現金を支給。 対象者は府中市内で100名程度。 災害救助法の対象外であり、災害時の規定は確認しないと不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育就学奨励費について、就学援助費で支給されている項目は対象外であるため、学務保健課より学期毎に紙媒体で情報を取得。情報連携、情報提供について、文書化されたルールはない。 振込先の口座番号を保有。 臨床心理士が受ける教育相談の中に、障がい（主に発達障害）を理由とするものがあり、その情報を保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの情報は被災時に配慮すべき項目だと思うが、被災者台帳に載せるべきか否かは判断し兼ねる。障がい者差別につながる可能性もある。 必要な情報は保護者からの聞き取りと、必要に応じて生活援護課、子供家庭相談、保健センターと連携して入手しているが、センシティブな内容のため、情報を得るためには保護者の同意が必要。 子供家庭相談で行っている要保護児童対策協議会では、児童福祉法の規定により、個人情報保護法の規定を超えて情報共有できる。平時でもその枠組みで行って 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳に載せる個人情報について、本人の同意を前提に相談を受ける場合、保護者側で拒絶されてしまい、得られる情報も得られなくなってしまうのではないかと懸念される。 災害時の関係機関との連絡方法や連絡先が被災者台帳で把握できたら便利だと思う。

部署	被災者の生活再建に関わる支援業務について	保有情報について	情報共有上の課題について	その他課題等
			いるので、台帳がなくとも対応可能。 ・教科書等の無償貸与の情報を活用するのは主管課のみであり、共有すべき情報ではないと思う。	

③検討会における主な内容

●府中市の取組状況

第2回以降の取組みとして、府中市より被災者台帳作成に向けて事前に実施した調査について、関係部署からの新たな回答結果を加えた更新版資料に基づいて説明がなされた。また、各関係部署における支援業務内容と保有データの一覧についても更新版資料が提示された。本調査結果や個別ヒアリングを通じた大きな課題として、災害時における支援業務体制の整備が挙げられた。

●現状課題の共有

これまでの検討会や個別ヒアリングから抽出された被災者台帳導入に関わる現状課題と、それらに対する回答案の説明がなされた。

●個別ヒアリング実施報告

上記②の実施内容について報告が行われた。

●現状課題等に対するアドバイザーからの助言

前回の第2回関係部署個別ヒアリングの確認事項についてアドバイザーより回答があった。

<アドバイザー（浦安市）からの回答>

- ・ 所得情報について、浦安市の被災者支援における使用の有無を担当課に確認した。その結果、所得情報が必要な支援は、市税の減免と被災児童生徒の就学援助事業の2つであった（ただし、就学援助支援について、理由ははっきりとしていないが、実態として所得情報は利用されていなかった。）。市税の減免については、所得金額によって免除割合が設定された（所得金額500万円以下で半壊の場合1/2免除、全壊の場合は全額免除）。なお、税情報は担当課で保有しているものであったため、情報共有する必要性はなかった。
- ・ 所得情報の支援業務への活用について、浦安市の支援においては必要なかったが、各市区町村における支援業務内容によるため、庁内において整理が必要である。

●業務に必要な情報について

各関係部署が事前に記入した被災者生活再建支援業務に必要な情報について、一覧表にとりまとめられた内容として以下が説明された。

- ・ この一覧表は第3回までの成果を用いて情報保有部署との突合を行ったものであり、必要情報がどの部署に保有されているのかが分かるようになっている。
- ・ さらに、その情報の収集・提供にあたって、他部署への提供が可能な情報かどうか、可能な場合に手続きが必要かどうかを保有部署が事前に記号でマークを付けている。
- ・ このマークは保有部署が暫定的に付けたものであり、今後一つ一つの情報項目について精査が必要となる。

●被災者生活再建支援業務に必要な情報の一覧表について内容確認

関係部署に以下の内容を確認した。

<情報が必要な理由について>

- ・ 戸籍、国籍、在留情報
住宅勤労課 公営住宅入居手続きに必要。
- ・ 住所を定めた年月日
子育て支援課 貸付業務において東京都の居住年数が必要となる。
- ・ 農業者氏名
防災危機管理課 農業施設の被害状況の情報は重要度が高いと思われるため必要である。ただし、共通項目としての実用度が高いかについては検討する必要がある。

<所管部署が複数ある情報について>

- ・ 幼稚園名・・・保育支援課、学務保健課
 私立幼稚園は保育支援課が所管。公立幼稚園は学務保健課が所管。情報は別のもので、共有もしていない。
- ・ 障がい及び疾病程度・・・生活援護課、障害者福祉課
 障がいの程度、障害手帳の内容については障害者福祉課が保有。生活援護課で保有する情報は、生活相談を受けた際に聞き取りした内容の中に障がいの情報が含まれていた場合に保有している。その情報は、生活費の金額を決定するための条件として利用。
- ・ 在籍校や学年、生活保護受給有無・・・生活援護課、保育支援課、教育部指導室
 生活保護受給有無の情報は生活援護課が保有。その情報を保育支援課で二次使用して保育料の決定をしている。情報更新については生活援護課で行っている。

●アドバイザーからの助言

人的被害の情報の入手経路、所管部署について、アドバイザーから以下の助言が示された。

＜アドバイザー（浦安市）からの助言＞

- ・ 東日本大震災の時は、被害状況を月に1度県に報告する義務があった。その中に人的被害状況の項目も存在したが、消防や警察に問い合わせて記入した。市で把握することは難しい。

＜アドバイザー（内閣府）からの助言＞

- ・ 原則として、消防・警察から災害対応の窓口（通常は、安否確認システムの閲覧可能な防災危機管理課に入ることが想定される）に寄せられる情報である。
- ・ ごく稀に消防・警察で行方不明という扱いになっていて市外に避難されている方については、市役所に直接情報が寄せられることもある。
- ・ 消防・警察から災害対応の窓口寄せられる情報を基に様々な支援を実施し、安否の確認をすることになると思う。

●情報収集・共有方法のルール化について

情報収集・共有方法のルール化について説明された。また、情報収集（提供）のルール化に向けた作業イメージが提示された。

●被災者台帳の必要性や整備について

アドバイザーより被災者台帳の必要性や整備にあたっての考え方について、以下の助言が示された。

＜アドバイザー（浦安市）からの助言＞

- ・ 本市のホームページで東日本大震災の際の支援メニューと支援を実施するにあたり必要な情報を把握することができる。浦安市の住民165,000人中3,000人が外国人だが、外国人の方が被災した場合を想定した準備（外国人用パンフレット、通訳等）ができていない状態であった。このように、平時にないサービスが生まれる可能性があるため、事前に情報共有されていた方が円滑なサービスができると思う。

＜アドバイザー（内閣府）からの助言＞

- ・ 被災者台帳は、阪神淡路大震災の時から市町村で導入している実績があり、法律になったのは平成25年6月である。
- ・ 必要性について、1点目は、東日本大震災の時は、避難所や仮設住宅に入る際に高齢者や障がい者の方、小さい子供、男女の区別がされなかったため、生活環境への配慮が十分にできない事例もあった。避難所の運営部署と平時に障害者福祉に向き合っ

いる部署との間で情報共有できなかったことが原因である。被災者台帳を整備することにより、配慮を必要とする人に対する支援が可能になるということが挙げられる。

- ・ 2点目に、支給漏れの確認や、二重支給してしまうことを事前に防止できることが挙げられる。
- ・ 被災者台帳の整備については、Excel や被災者支援用のシステム、紙媒体などが考えられるが、予算と想定する災害の規模によって媒体が変わってくると思う。災害時は基本的にはシステム利用が可能な状況であるということが前提になるが、万一システムが使用できない状態であっても、基本情報のバックアップをとっておけば、Excel 等で管理することも可能である。

●今後の取組み事項

<最終回までに府中市で実施予定の項目>

- ・ 被災者台帳利活用部署と必要情報の調査（未回答部署への対応）

④被害認定調査業務の説明

アドバイザー（内閣府）より、資料「災害に係る住家の被害認定について／地震【木造・プレハブ編】」に基づき、被害認定調査に関して、市民部資産税課の担当者への説明がなされた。また、以下の項目について助言が示された。

<業務体制について>

- ・ 立上げ時の体制や応援の受け入れ方法の検討が重要となる。
- ・ 業務体制を検討するにあたって、府中市の被害想定をどこまで考えるかがポイントとなる。
- ・ 想定される災害規模に応じて調査量を割出し、その調査量に対して、罹災証明書の交付までにどのくらいの調査班が必要になるのかを検討する、例えば3人1組の場合に資産税課で何班まで対応可能かを検討し、不足するのであれば庁内外への応援要請を考える必要がある。
- ・ 罹災証明書の交付時期は、災害発生から1ヶ月が目安となる。
- ・ 他部署の人員も被害認定調査を実施して構わない。また、例えば建築士事務所協会等の民間機関に委託する方法もある。ただし、全体管理や業務補佐のため、資産税課の職員は班に1人ぐらいの割合で担当した方が良い。
- ・ 他の地方公共団体に応援を要請することもできる。その場合には東京都に調整をお願いするか、あらかじめ災害時の応援協定を結んでいる市町村と具体的な内容を決めておくと良い。

<職員の研修について>

- ・ 災害発生後の研修だけではなく平時の研修も重要となる。内閣府の講習用テキストや東京都の研修資料等を活用して庁内で研修できる体制の構築が望ましい。
- ・ 最初は他の市区町村等に講師をお願いし、その内容を庁内に展開していく方法もとれる。
- ・ 都が実施している研修や、ネットワークおぢや等の機関が実施している研修に参加する方法も有効である。そのための予算も確保しておいた方がよい。

<応急危険度判定との関係について>

- ・ 応急危険度判定は建物が危険かどうかを調査し、人命にかかわる余震等の二次災害防止を目的に行われる。被害認定調査は罹災証明書の交付に必要な調査で、住家の傾きや屋根、壁の壊れている程度や量によって判定が行われる。詳しくは内閣府の「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている。

<罹災証明書の交付部署について>

- ・ 調査実施部署と罹災証明書の交付部署が同じ場合、調査結果をより詳しく住民に説明することができるメリットがあるが、業務負担が大きくなるデメリットもある。

<罹災証明書交付にかかわる問題について>

- ・ 被害認定調査の中での多くの苦情は半壊か全壊か等の判断基準によるものである。罹災証明書自体が問題になった事例はないが、この調査結果が変更になり、訴訟になった事例がある。
- ・ ただし、被害認定と罹災証明書そのものが提起されたことはない。税や保険料の減免、被災者生活再建支援金の支給などの決定行為に対する訴訟となる。例えば、再調査依頼があり、その結果、被害の程度が軽くなったことによって、減免措置等も取り消しとなった際に、その減免措置等の取り消しに関して訴訟となった事例があった。
- ・ 数年後に罹災証明書の交付を要求された場合は、被害さえ確認できれば可能な限り交付すべきかと思う。

7) 第3回と最終回の間取り組み

①被災者台帳利活用部署と必要情報に関する調査結果のとりまとめ

第3回検討会において関係部署からの指摘事項を踏まえて調査結果の一覧表を更新した。

②災害対応マニュアルの改訂に関する関係部署との事前調整

防災危機管理課は、災害対策本部本部条例施行規則を改正するとともに本検討会での取り組みを受けて、被災者台帳システムの導入を前提に、災害対策本部マニュアル及び事業継続計画の平成27年度改訂に向けた取り組みを、3月20日に開催予定の府中市災害

対策等庁内検討委員会に付議する。

8) 最終回の実施概要

①日時 平成27年3月4日(水) 13:15~16:30

時刻	打合せ内容	対象職員等
13:15~14:45	検討会 ・ 受託事業者より、これまでの取組みを報告 ・ アドバイザー(内閣府)より、総括的助言について ・ 防災危機管理課より、今後の予定等について説明	行政管理部(防災危機管理課、情報システム課)、市民部(総合窓口課、市民税課、資産税課)、生活環境部(住宅勤労課)、福祉保健部(地域福祉推進課、高齢者支援課)、子ども家庭部(子育て支援課)、都市整備部(建築指導課)、教育部(指導室)、府中消防署予防課
15:15~15:30	市長への報告	行政管理部防災危機管理課
15:45~16:30	今後について	



写真4 最終回の状況

② 検討会の内容

●受託事業者より府中市の支援実証の取組みについて報告

主な報告事項は、以下のとおり。

- ・ 平成26年度被災者台帳調査の概要
- ・ 導入支援実証について
- ・ 府中市での導入支援実証の流れ
- ・ 府中市が本実証で得られた成果
- ・ 府中市で各アドバイザーが説明したこと
- ・ 今後の取組み

●アドバイザー(内閣府)より総括的助言

アドバイザー(内閣府)より、下記の助言が示された。

- ・ 災害は平時からの備え、部署の連携が大切であると言われるが、災害経験がない市町村では、具体的に何を備えていくべきか分からないことが大きな課題。
- ・ 府中市においては、災害発生時に発生する被災者支援業務について、内容を確認し、各部署が所有データを関係部署間で共有できたことが大きな成果の一つである。
- ・ また、今回の支援実証を通して、業務の担当部署が決まっていない事務があるということが認識できたことが重要なことである。
- ・ 今後、検討しなければならないこととして、担当部署を決めるための調整を行うに当たっても、この検討会の成果を活用していただきたい。
- ・ この検討会のような会議で、関係部署の担当者が顔を合わせるにより、災害発生時における円滑な情報のやりとりやコミュニケーションに結びつき、効率的に業務を進めることができる。来年度以降もこのような会議を続けていただきたい。
- ・ 今後、被災者台帳の整備方針について、防災危機管理課を中心に進めていただくことになるが、災害発生後、市役所では所有している情報が被災者支援においては一番の武器であり、また市民へのケアやサービスの提供をしっかりと行うためにも、必要な情報を共有できる被災者台帳の作成を進めていただきたい。
- ・ 被災者台帳について、エクセルやアクセスを使用するのか、もしくは、システムを導入するのか、その際、既存のシステムと新しいシステムをどうリンクさせるのか、また、共有できないデータの取扱いについての検討も進めていかななくてはならない。

また、災害発生後に想定される重要な業務について関係部署毎に下記の助言が示された。

部署名	災害時に想定される重要業務
情報システム課	既存システムの復旧業務がある。業務が止まらないように市役所の生命線を握る重要な役割である。また、被災者支援のシステムを導入する場合は、既存システムとの連携等もあることから、その運用支援も行っていただく役割があると思われる。
総合窓口課	市民の方々が最初に訪れる重要な部署となる。したがって、総合窓口課に情報が集約されていることが重要になる。被災者台帳を活用して市民の皆さんに向き合って支援いただきたい。
市民税課・資産税課	本来の税に関する減免等の被災者支援の業務に加えて、被害認定の調査という大きな業務が加わる。調査については、被害認定の調査と固定資産税減免のための調査があるので、効率的な調査を行うことを検討する必要がある。また、地方税に関する情報の取扱いも、基本は他の部署には提供できないが、被災者支援にどうしても必要な情報がある場合には、条例等に基づく手続き等を経て、対応することも検討が必要。
住宅勤労課	既存の公営住宅や、空き住戸に対して被災者の方を入居させる際、被災者台帳を活用して高齢者・身体障がい者等を配慮したサービスを行っていくことが重要。大災害時には、既存の公営住宅の管理に限らず、災害公営住宅の建設・入居・管理が加わってくる可能性がある。応急仮設住宅に

部署名	災害時に想定される重要業務
	については、既存の民間アパートを借り上げる場合もあり、入居者の管理が難しいが、他の部署にとっても重要な情報であるため、適切な管理が必要。また、避難所や仮設住宅における配慮が必要なため、被災者台帳の要配慮者に関する情報は重要になる。
地域福祉推進課	平時から福祉政策として対応されている要配慮者に対する支援や、災害発生後の新たな要配慮者に対する支援が発生するため、他部署と連携し、リーダーシップをとっていただくことが重要である。
生活援護課	災害発生により生活援護を必要とする市民が多くなる。平時より生活援護を必要とする方と災害発生後に必要とする方との支援の方法についての判断が必要となる。
高齢者支援課	災害発生直後から避難できない方への支援を行う必要がある。また、高齢者に配慮した避難所の割り当てを検討しなければならない。平時より、高齢者福祉施設を避難所として設定できるかの検討等、避難弱者に対する支援という重要な役割がある。
子育て支援課	他部署と連携して、両親が被災した子供のケアが必要である。
保育支援課	保護者の方との連携や、保育施設としての災害対応が必要である。避難所において、小さなお子さんを抱えている方向けの配慮等が必要である
建築指導課	東京都と連携しながら、二次災害の防止のために応急危険度判定を行っていただくことになる。技師の方は、公共施設の復旧に関する対応という大きな業務がある。
教育指導室	学校生活の再開にともない、教科書、学用品等の無償貸与、心のケア等の支援業務が多く発生する。教科書等の無償貸与は災害救助法に基づく業務になるため、防災危機管理課や東京都との連携も必要となる。
府中消防署予防課	人命救助と安否の確認がある。また、被害報告についての情報共有も必要となる。日頃から把握している危険な場所、避難行動要支援者の情報の共有が大切となる。

●防災危機管理課より今後の予定につき説明

- 被災者台帳の作成と運用の所管部署を行政管理部防災危機管理課に決定したことに伴い、被災者台帳作成に係るシステム導入について、情報システム課の協力のもと、関係部署と協議して検討していく。
- 関係部署との協議に関しては、被災者に関する情報の提供・共有・活用のルール作りが求められているため、平成27年度、府中市災害対策等庁内検討委員会及び、同専門部会において協議を進めていきたい。
- 平成27年度に防災危機管理課において災害対策本部マニュアルの改定および、事業継続計画の修正を行う。その中で災害時に発生する業務の担当部署を明確にし、庁内で共有する。

●関係部署からの意見・感想

- 今回勉強させていただいたことを踏まえ、迅速、的確、丁寧なサービスを心掛けたい。
- 今回の検討会を機に、災害時の対応について普段から意識する取組みを一層進めたい。

- ・ 被害認定調査が大変なボリュームになる。職員一人一人への業務内容の理解を進めていきたい。また、他の市町村との協力体制やネットワークの構築の必要性を感じた。今後、職員一人一人が公平な被害認定ができるような研修等を進めていきたい。
- ・ 地方税法の関係から、情報提供の可否について把握しきれていないことが課題と認識しており、今後調整していきたい。
- ・ 全体の体制を決定することは大切だと認識しているが、人を手厚くする部署の見極めが重要だと思う。また、情報の集約、内容を把握することはとても大切なことだと理解しており、全庁的に最低限の情報を共有できるような冊子等を作成する必要も感じた。
- ・ 各主管課において、何をすべきか現場レベルまで把握できる体制になれば良い。
- ・ 実際に被災を経験された浦安市のご意見等、大変参考になった。平時からの備えが大切ということだが、何を備えておくべきか決めないといけない事項が多くあることを理解できたことだけでも、検討会に参加してよかった。災害発生時に想定していないことが少しでも減らせるよう平時から備えができたらと考える。
- ・ 平成 28 年予定の第二次耐震化促進計画の改定の中で、住宅の耐震化率を 90%から 95%に引き上げ、その効果として復興の負担が少なくなるよう耐震化を進めていきたい。また、住宅・土地統計調査をよく分析し、耐震化促進計画を見直すなどの平時からの対策も進めたい。
- ・ 罹災証明書の発行について、東京都と関係区市町村との間で役割分担が明確化されていない。罹災証明書発行については協定さえ結べば行える。罹災証明書発行や被害状況調査の訓練については、関係部署と推進してほしいとの要請がある。専門部会に引き続き参加して検討していきたい。

③ 本取組みの市長への説明

内閣府より市長に取組み概要を説明し、御礼を述べた。

(2) 東京都八丈町

1) 実証の全体像

時期	訪問 (アドバイザー)	実施事項
8/29(金)	第1回 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への協力についての御礼、本事業の概要説明 ・総務課・税務課・住民課への被災者台帳に関する説明、質疑応答 ・導入支援実証スケジュール案のご提示、意見交換 ・八丈町における取組状況の確認 ・被災者台帳の所管部署の確認 ・関係部署の確認(業務種類、情報等の洗い出し等) ・第2回訪問における実施事項の確認・協議 ・第2回訪問までの取組事項の確認
	八丈町において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○業務種類・関係部署の洗い出し作業(継続) ○各部署の所管情報(データ)の持ち方を確認 ○役割分担(応援体制)の摺合せ
11/13(木) ～14(金)	第2回 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署管理職への被災者台帳に関する説明、質疑応答 ・被災者支援に関する各部署の役割、必要な情報の提示 ・被害認定調査の説明、質疑応答 ・第1回訪問以降の取組につき情報共有、課題等につきアドバイザーから助言 ・第3回訪問における実施事項の確認・協議 ・第3回訪問までの取組事項の確認
	八丈町において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な情報(データ)の検討(継続) ○業務種類・関係部署の確認・見直し・検討 ○情報収集・共有方法の検討(継続)
12/26(金)	第3回 (佐倉市、内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー(佐倉市)から取組事例紹介、質疑応答 ・佐倉市で運用中の Excel の紹介と試行
	八丈町において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・共有方法の検討(継続) ○情報(データ)の突合せ方法(使用ツール)等の検討(継続) ○今後の取組方針の検討
書面	最終回 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回訪問までの取組につき受託事業者より概要報告 ・第3回訪問以降の取組につき情報共有、課題等につきアドバイザーから助言 ・今後の取組方針につき意見交換 ・アドバイザーから総括的に助言

アドバイザー：

佐倉市役所 市民部防災防犯課 主任主事

鵜澤 裕貴氏 <第3回>

佐倉市役所 市民部防災防犯課 主事

岩本 啓佑氏 <第3回>

内閣府 政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付参事官補佐（被災者台帳等担当）

北村 崇史 <第1回～最終回>

2) 第1回の実施概要

① 日時 平成26年8月29日（金） 9:00～12:00

時刻	打合せ内容	対象職員等
9:00～9:20	ご挨拶、準備	総務課
9:20～9:40	本事業の概要説明、協力への御礼 ご挨拶	町長、副町長、総務課、 税務課、住民課
9:40～10:00	アドバイザー（内閣府）より被災者台帳に 関する説明	総務課、税務課、住民 課
10:00～10:20	上記説明に対する質疑応答	
10:30～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・八丈町における取組状況確認 ・取組に関するアドバイザーからの助言 ・被災者情報の開示・外部提供等に関する 質疑応答 ・アドバイザーの選定等に関して協議 ・今後の予定につき協議 	



写真1 第1回の状況

②会議の主な内容

●八丈町における取組状況

- ・被災者台帳の所管は総務課で、関係部署は税務課、住民課を中心としているが、さらに、教育課、建設課、福祉健康課、産業観光課等多くの部署が関係する可能性がある。
- ・町役場内で共有できる LAN やデータベースがあり、重要情報へのアクセスコントロールも可能である。
- ・災害発生時には、避難所への配置に職員を割かなければならないが、避難所の開設時に関わる担当職員の人数は明確に決まっていない。最近では状況に応じて早い段階で職員を招集することもある。

●取組に対するアドバイザー(内閣府)からの助言

- ・災害が発生した場合、総務課は司令塔として避難勧告や避難所の開設準備、東京都や国との連絡などを行うこととなり、被災者台帳の作成業務等まで担当することができるか検討する必要がある。各部署で保有している情報についてのマッチングと言った細かい作業もあることにも留意する。
- ・観光客を把握するために、宿の宿泊者名簿や観光客の家族からの連絡等により情報を入手する。これらの情報を整理するルール作りが必要。例えば、観光協会・旅行者・商工会等とも連携が必要であり、事前にこうした組織で情報を集約いただき、提供を受けるとすることも検討すべき。
- ・行方不明者の安否情報については問い合わせに対し回答可。ただし、問い合わせ者によって、居所等の情報は公開せず、存命かだけの回答にするなど個々の判断が必要となる。
- ・観光客は一時的な帰宅困難者との位置づけであれば、被災者台帳には掲載せず、他の避難者名簿等で管理した方が混乱しない。災害弔慰金については、住所地の市区町村から支給されるが、被災の情報を提供できるのは被災市区町村であるため、これらの情報も整理することが重要である。
- ・税務課で知り得た情報は、税の徴収のために知り得た情報かどうか個々に判断したうえで開示することができる。地方税に関する情報については、他の情報よりも厳格に運用する必要がある。一方で、例えば、税務課が災害発生時に行う事務とされている家屋の被害認定の調査結果については、税の業務ではなく、災害対応業務として調査するため、共有可能な情報である。
- ・住民基本台帳情報のうち、被災者台帳に掲載することとしている氏名、住所、性別及び生年月日のいわゆる基本4情報については、他の部署とも共有しても良い情報。住民基本台帳法の趣旨に沿った活用である。
- ・個人情報の第三者への提供の同意は、基本的には、災害が発生した後に紙ベースの同意書を取り付けることになる。
- ・住民基本台帳情報を基本とすれば、個人単位となるが、データ項目として世帯構成は被災者台帳に載せるため、世帯ごとの作成は可能である。被災者支援が世帯単位とな

るものが多く、世帯中での支給状況を確認するために、例えば、世帯番号のようなものを付番している市区町村もある。

- ・災害に関する関係部署については、現時点で想定している総務課・住民課・税務課の他にも、幅広い部署が関係すると思われる。避難所や学校で把握している安否等に関する情報については教育関係部署、仮設住宅や災害公営住宅であれば建設関係部署、要配慮者に関する情報を有しているのは福祉関係部署、観光客への支援や産業支援・物資の供給等であれば商工担当部署、被災者台帳の作成にシステムを活用する場合の他の部署のシステムとの連携や形式の統一化などについては情報担当部署など。

●アドバイザーの紹介及び選定

- ・佐倉市では平成25年台風26号被害による被災者支援について、Excelによる被災者台帳を整備し、効率的かつ迅速な被災者支援を実現している。八丈町にとってその取組は参考になると考えられることから、次回訪問時のアドバイザーとして内閣府より千葉県佐倉市の職員を推薦し、八丈町の承諾を得た。

●今後の取組み事項

<第2回までに八丈町で実施予定の項目>

- ・関係部署の洗い出し。現状の総務課、税務課、住民課に他の課を加えるか検討。
- ・被災者台帳に関わる各部署の所管情報（データ）の持ち方を確認し、収集方法や収集する部署について確認・検討。
- ・被災者台帳関係部署による担当者会議を設置するかを検討。

3) 第1回と第2回の間取組み

① 各課・係の被災者支援関連業務の整理

業務分掌を参考にして各課・係における被災者支援関連業務を整理。

また、アドバイザー（内閣府）から他市区町村における取組事例を提供いただき、各課・係における被災者支援関連業務のために必要な情報を整理し、これらを第2回の検討資料とした。

② 第2回への出席要請

第1回におけるアドバイザー（内閣府）からの助言により、被災者台帳導入に関係する部署の対象を拡大し、庁内の9つの課と病院事務局に対して第2回に出席するよう要請した。会議は管理職層と担当者層に分けて行うこととした。管理職会議においては被災者台帳の制度全般に関わる事項をアドバイザー（内閣府）より再度説明し、庁内での意識統一を図ることとした。また、担当者会議においては、被災者支援業務実務をさらにイメージしやすいよう具体的に説明を行い、各部署での被災者支援業務の確認・洗い出しにつなげることとした。

4) 第2回の実施概要

① 日時

平成26年11月13日(木) 13:30~17:30

時刻	打合せ内容	対象職員等
13:30~14:50	総務課との打合せ	総務課
15:00~15:50	管理職会議 ・アドバイザー(内閣府) より被災者台帳に関する説明	関係部署課長(総務課、企業課、税務課、福祉健康課、住民課、産業観光課、教育課、建設課、企画財政課)、病院事務局
16:00~17:00	担当者会議 ・アドバイザー(内閣府) 被災者台帳に関する説明 ・情報共有の類型 ・関係部署とその役割案	総務課(庶務係、文書係)、企業課(水道係)、税務課(課税係、徴収係)、福祉健康課(保健係、障がい福祉係、高齢福祉係、厚生係)、住民課(住民係、医療年金係、環境係、浄化槽係)、議会事務局、産業観光課(水産係、産業係、観光商工係)、教育課(生涯学習係、庶務係、スポーツ学習係)、建設課(管財係、建設係)、企画財政課(企画情報係、財政係)

平成26年11月14日(金) 9:15~10:40

時刻	打合せ内容	対象職員等
9:15~10:30	アドバイザー(内閣府) より、被害認定調査について説明	総務課、税務課



写真2 第2回の状況

② 総務課との打合せ

総務課とアドバイザー（内閣府）との打合せにおいて、今後の取組について整理した。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 防災全体に係る今後の方向性
- ・ 被災者支援のための情報共有に関する方向性
- ・ 関係部署の整理と管理職会議に向けた役割分担案の確認
- ・ 今後の進め方

<アドバイザー（内閣府）からの助言>

- ・ 職員数の減少や業務に習熟していた職員が定年退職することにより、これまで通りの仕組みでは業務が回らなくなるのではないか。災害発生時の情報共有の仕組みを準備しておくことで、業務負荷の軽減が期待できる。
- ・ 被災者台帳作成に当たっては、迅速な作成のため、住民基本台帳の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を基本として、各部署の情報を連携させる方式が良いのではないか。
- ・ 被災者支援業務として中心になるのは、支援金の支給や税・保険料等の減免である。これらを公平かつ漏れなく行うための準備が必要である。

③ 管理職会議

被災者台帳の制度概要と被災者支援について説明。

災害発生後には、被災者支援のために住民情報の目的外使用が法的に認められていることを、庁内幹部層で確認・意識統一した。

④ 担当者会議

被災者台帳の制度概要を説明し、役場内での情報共有の類型を提示。

総務課が業務分掌をもとに作成した被災者支援業務における関係部署とその役割を整理した資料を提示。各部署で見直し、総務課へ回答することを合意。

<アドバイザー（内閣府）からの助言>

- ・ 関係部署が保有しているデータのマッチング方法を予め決めておかないと、膨大な時間を要する可能性がある。
- ・ 被災者台帳は災害が発生してから作成するものであり、災害発生後に初めて住民基本台帳等の情報を目的外使用できるようになる。災害発生時点の情報を基にする。平時の住民基本台帳情報との一元管理は不可である。
- ・ 被災者台帳は災害が大きいほど、効果が大きい。なお、台帳は紙ベースやExcel等の媒体を問わない。

⑤ 被害認定調査について

アドバイザー（内閣府）より、内閣府資料「災害に係る住家の被害認定について／水害【木造・プレハブ編】」に基づき、被害認定調査について説明した。

以下のケースにおける対応方法等を解説した。

住民が不在、被害認定調査の前に住家が解体されてしまった、再調査を行っても被害認定結果に合意が得られない、増築がされている、短期間に連続して災害が発生した等。

<アドバイザー（内閣府）からの助言>

- ・町役場職員だけでは対応が困難な場合に備えて、建築士等との協定、つながりのある市町村との災害派遣協定などを締結しておくことと発災後にスムーズに動きやすい。

5) 第2回と第3回の間取り組み

① 各課の被災者支援関連業務の整理

第2回における資料に基づき、各課にて被災者支援業務と、支援提供のために必要な情報を確認、一部業務をリストに追加した。

また、各課での確認と並行し、八丈町例規集、東京都地域防災計画、国の被災者支援に関する各種制度を改めて確認、対象となる被災者支援業務を追加した。

② 第3回への出席要請

第3回において、佐倉市の被災者支援台帳を試用することから、試用の際には、被害認定調査を担当する税務課及び町役場の情報政策を所管する企画財政課に対して出席するよう要請した。

6) 第3回の実施概要

① 日時 平成26年12月26日(金) 9:30~15:40

時刻	打合せ内容	対象職員等
9:30~10:30	関係部署管理職・担当者会議 ・アドバイザー(佐倉市)より被災者支援取組の概要説明	総務課、企画財政課、税務課、住民課、福祉健康課、建設課、産業観光課、企業課、教育課、議会、中之郷出張所
10:45~12:00	関係部署担当者会議	総務課(庶務係、文書係、中之郷出張所)、企画財政課、税務課(課税係、徴収係)、住民課(医療年金係、浄化槽係)、福祉健康課(厚生係、障がい福祉係、保健係)、建設課(管財係)、産業観光課(産業係、水産係)、教育課(庶務係、生涯学習係)、議会事務局(庶務係)
13:00~15:40	被災者支援システム(Excelファイル)の紹介・試用	総務課(庶務係)、税務課(課税係)、企画財政課(企画情報係)



写真3 第3回の状況

② 関係部署管理職・担当者会議

東日本大震災における佐倉市の被災者支援取組について説明した。

主なポイントは以下のとおり。

佐倉市では以下の観点からExcelによる各部署保有型被災者台帳を構築した。

- ・庁舎やLAN環境、電源が使用できない場合にも使用できる。
- ・運用のために特別な研修等を行わずに使用できる。
- ・ランニングコストがかからない。
- ・大量の罹災証明書でも比較的容易に発行できる。

各部署保有型被災者台帳は、世帯主や被害認定結果を中心とした情報を防災所管部門が作成し、当データの提供を受けた関係部署が必要な形態に修正して使用するもの。被災者支援の実施状況を集約管理しないことで、特定部署へのロード集中を回避した。

各部署においてどのような被災者支援業務があるかを平常時から確認し、その提供のための手続きを整理しておくことが必要である。

③ 関係部署担当者会議

被災者支援に関わる取組において、担当者が認識しておいた方がよい事項について説明した。

主なポイントは以下のとおり。

- ・災害対応は平常時の延長線と考える（災害発生≠防災担当部署の仕事）。
- ・被害認定調査は全職員の業務と認識する（全庁協力して対応する必要あり）。

④ 被災者支援システムの紹介・試用

アドバイザーから提供された被災者支援システム（Excelファイル）について、パソコン操作をしながら概要を説明した。各項目の使用法や罹災証明書の差し込み印刷機能についても解説した。

7) 第3回と最終回の間取組み

① 被害認定調査対応体制の確認・検討

第3回において、アドバイザー（佐倉市）より被害認定調査は全庁挙げて対応することが必要であるとの助言を受け、総務課と税務課において調査員の技能や人員体制につき議論した。現状の体制では十分な対応が困難であることが課題と認識し、建設課から建築技師の支援を受けることや東京都の支援を受けて要員育成研修を実施することを継続して検討することとした。

② 被災者台帳作成方法の検討

第3回のアドバイザー（佐倉市）の被災経験時の対応方法を参考に、八丈町においても被災者台帳を災害発生後に作成することを再確認した。台帳の整備に当たっては各種システムの情報収集と、アドバイザーから提供された被災者支援システム（Excelファイル）の利用の検討を継続することとした。

8) 最終回の実施

最終回は、荒天による交通機関の欠航等により八丈町を訪問できなかったため、書面開催となった。アドバイザーからは今後の課題について、八丈町からは今後の方針をそれぞれ提示し、相互に確認した。

① 今後の課題

アドバイザー（内閣府）から今後の課題として、以下の4点が提示された。

- ・被災者台帳の整備方針の検討

被災者台帳の整備方法について、効率的な情報の共有が可能となるよう、AccessやExcel等の汎用ソフトの活用、システムの導入等の選択肢の中で、八丈町における方針を検討。

- ・継続的な職員に対する被災者台帳制度の周知

関係部署による会議を定期的で開催し、必要事項の検討、情報等の連携方法・手順等を確認するとともに、人事異動後も関係部署の担当管理職・担当職員等に対する制度の周知を図る。

- ・発災時の組織間協力体制の検討

避難所設営・運営、被害認定調査、来島者の把握・安否情報の収集等、担当課単独では対応困難な被災者支援業務における庁内・庁外組織との協力体制の構築を検討。

- ・被災者支援業務と地域防災計画との整合

より確実に被災者支援を推進するために、地域防災計画に実施事項を記載し明確化を図る。

② 八丈町における今後の方針

7)①のとおり、被害認定調査体制を更に強化するため、建設課の技師の協力を求め、調査要員育成研修の開催を検討していく。被災者台帳の整備に当たってはアドバイザーから提供された被災者支援システム（Excelファイル）の利用または民間事業者等の被災者台帳システムの情報収集・導入の検討を継続することとした。

(3) 福井県福井市

1) 実証の全体像

時期	訪問 (アドバイザー)	実施事項
8/25(月)	第1回 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への協力についての御礼、本事業の概要説明 ・被災者台帳に関する説明、質疑応答(内閣府) <以下、危機管理室との打ち合わせ事項> ・福井市から組織及び取組状況の説明 ・導入支援実証スケジュール案の提示・協議 ・今後の取組事項について協議 ・被災者台帳関係部署の確認(業務種類、情報等の洗い出し等) ・アドバイザーの紹介及び選定
	福井市において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○台帳を利用して実施予定の業務種類・関係部署の洗い出し作業 ○各部署の所管情報(データ)の持ち方を確認・一覧表の作成
10/8(水)	第2回 (石巻市)	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーから取組事例紹介、質疑応答 ・福井市から第1回訪問時以降の取組につき報告 ・関係部署から所管する援護事業の概要および課題の紹介 ・課題の克服方法等につき、アドバイザーより助言 ・関係部署への個別ヒアリングの実施
	福井市において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○アドバイザーの助言を実行 ○業務の種類・関係部署の見直し・検討 ○検討委員会、専門部会実施要領案の作成
12/17(水)	第3回 (新潟大学、内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市の取組状況につき報告 ・第2回訪問以降の取組につき情報共有、課題等につきアドバイザーから助言 ・検討委員会及び専門部会の設置につき、庁内で合意を形成 ・アドバイザー(新潟大学)から被災者台帳の活用方法の講話
	福井市において実施 (または作業、検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組からわかってきた課題の整理 ○アドバイザーの助言を実行 ○今後の取組方針の検討
1/21(水)	最終回 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回までの取組につき受託事業者より概要報告 ・福井市が整理した課題等につきアドバイザーより助言 ・今後の取組方針につき意見交換 ・アドバイザーより総括的な助言

アドバイザー：

石巻市総務部次長（原子力・防災担当）

二上 洋介氏 <第2回>

新潟大学 危機管理室 教授

田村 圭子氏 <第3回>

内閣府 政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付参事官補佐（被災者台帳等担当）

北村 崇史 <第1回、第3回、最終回>

2) 第1回の実施概要

① 日時 平成26年8月25日（月） 13：45～16：45

時刻	打合せ内容	対象職員等
13：45～14：00	ご挨拶、準備	危機管理室
14：00～14：30	アドバイザー（内閣府）より被災者台帳に関する説明	危機管理室、情報課、市民課、市民税課、資産税課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、保険年金課、住宅政策課、学校教育課等の幹部と担当職員、
14：30～15：00	上記説明に対する質疑応答	福井県安全環境部危機対策・防災課
15：10～16：30	助言を求める事項やアドバイザーの選定等に関して協議 今後の予定につき協議	危機管理室 福井県安全環境部危機対策・防災課
16：30～16：45	本事業の概要説明、協力への御礼 ご挨拶	市長



写真1 第1回の状況

②会議の主な内容

●福井市における取組状況

- ・平成 25 年の罹災証明書の発行状況は 22～23 件程度。家屋屋根の雪による破損等で、大規模な災害は起きていない。
- ・平成 15 年福井豪雨の際は、手作業とスキャナ取込で罹災証明書を約 4,000 件発行した。
- ・財団法人地方自治情報センター（現、地方公共団体情報システム機構）所管の被災者支援システムのキーを 2、3 年前に取得したが、災害で使用したことはない。担当は危機管理室で、情報課とも連携した。

●取組に対するアドバイザー(内閣府)からの助言

- ・関係部署で保有している情報についての把握、各部署で様々な形式で保有している情報の共有・提供ルールを定めていないと、大規模災害発生時に被災者支援システムを活用する段階で、データマッチング等を含めて、混乱が生じる。このため、平時における備えを行っていくことが重要である。
- ・被災者台帳については、形式は問わず、被害の規模が大きくない場合、Excel や Access でも処理可能であれば、問題ない。市町村にとって使いやすいものであれば良い。
- ・5 年、10 年単位の長期にわたる支援が必要な災害の場合は、被災者台帳が必要と考えられる。市役所についても、大規模災害発生時には総合的な窓口などの臨時的な部署が被災者支援を行うことがあるが、そこから、平時の体制に戻った時への被災者に関する情報の引継ぎや、人事異動があった後でも継続的な被災者支援を行うためにも、共有可能なデータを保有した方が良い。
- ・被災者台帳は、個々の行政目的で収集した行政情報の目的外使用を行うために、個人情報保護条例の例外的な規定を法令で規定したものであるため、原則、企業や集落の情報は掲載されない。
- ・個人事業者等の生業支援・生活支援としての支援措置を掲載することはあり得る。

●今後の取組事項

<第 2 回までに福井市で実施予定の項目>

- ・台帳を利用して実施する予定の業務種類とその関係部署の洗い出し作業
- ・各部署の所管情報（データ）の持ち方を確認し、一覧表を作成
- ・関係部署の個別ヒアリングの実施準備
- ・アドバイザーの選定

3) 第 1 回と第 2 回の間取組み

① 電子メールによる予備調査（9 月 4 日～16 日）

全ての課を対象に平成 26 年 9 月 4 日に発信し、回答期限は 9 月 16 日とした。

照会内容は、以下の5項目である。

- ・災害発生時に情報共有が必要と思われる援護事業の内容
- ・当該援護事業の実施主体
- ・災害発生時に当該援護事業の該当者につき把握可能か
- ・当該援護事業の実施状況の把握方法
- ・援護の条件と合致していることを確認する方法

② 第2回の出席要請課の絞り込み

平成26年9月16日～9月29日 85課室から23課室へ絞り込み。

第2回の中で個別ヒアリングを計画した。

9月29日に該当の23課室に事前ヒアリングシートを配布した。

4) 第2回の実施概要

① 日時 平成26年10月8日(水) 8:45～17:30

時刻	打合せ内容	対象職員等
8:45～9:00	ご挨拶、準備	危機管理室
9:00～10:00	アドバイザー(石巻市)より、石巻市における取組事例紹介について講話	危機管理室、情報課、市民課、市民税課、資産税課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、保険年金課、住宅政策課、学校教育課等 23課室から各1名 福井県安全環境部危機対策・防災課
10:00～10:45	全体会議 (各課室から大規模災害時の被災者支援業務の説明、課題、質問等の発表とアドバイザーからの助言)	
11:00～12:00	関係部署個別ヒアリング	男女参画・市民協働推進室、下水施設課、市民課、情報課、危機管理室ほか
13:00～17:30	関係部署個別ヒアリング	市民税課、資産税課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、保険年金課、住宅政策課、学校教育課、農村整備課、危機管理室ほか

② 全体会議の内容

全体会議は、以下の2部構成で実施された。

●石巻市における取組事例紹介についてアドバイザー(石巻市)から講話

東日本大震災における石巻市の対応と被災者支援の課題について触れ、被災者台帳の活用と東日本大震災を教訓とした被災者支援への取組みについて説明があった。

●各課室における大規模災害時の被災者支援業務の概要と課題について

出席した各課室からの説明後、アドバイザー（石巻市）から以下の助言が示された。

- ・被害認定調査と罹災証明書発行の部門は、同じ部署が望ましい（石巻市では、被害認定調査は資産税課で罹災証明書発行が別部門であったため、住民への被害認定調査結果の説明に苦勞した）。
- ・罹災証明書を必要とする業務が多く、このままでは発行部門がパンクする（石巻市では、途中から各課が被災者台帳でそれぞれ確認するようにした）。
- ・居所情報は、情報を入手した課が、随時情報更新・共有できる形が望ましい。
- ・住民登録をしていないこと自体が問題（石巻市では、広報誌などで登録を促した）。
- ・外国人の居住状況を把握することが困難であり、石巻市でも課題となっている。
- ・石巻市では、被災者台帳を各課がどこまで利用できるか整理中（アクセス制限は必要）。
- ・危険な建物に居住中の方への指導は建築指導課が実施している。



写真2 第2回の状況

③関係部署個別ヒアリングの概要と主な議論

関係部署個別ヒアリングは、第2回全体会議に出席の要請をした関係各課と危機管理室とで実施された。大規模災害発生時に想定される被災者への援護事業について被災者台帳の項目に追加すべき情報の有無、被災者台帳の閲覧により業務の効率化が図れるか否かといった具体的な検討を実施した。

部署名		被災者台帳の必要性、支援業務実施の際の課題など
都市戦略部	情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の情報は、閲覧は可能（目的はメンテナンスのため）。 ・災害時は、各課のシステムの復旧支援を担当する。 ・課内では、業務量の問題もありどこまで関与すべきかとの議論はある。 ・地方公共団体情報システム機構所管の「被災者支援システム」を試行した経験はあるが、操作が困難であった。

部署名		被災者台帳の必要性、支援業務実施の際の課題など
財政部	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法の関係で情報開示は困難（平時は絶対に無理） 災害時は、義援品の配分も担当しているが、職員は20名体制である。 義援品の配分状況を提供データに追加すべきか検討する必要あり。
	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> 県外の居住者（住基登録外）が被災地内に建物等を所有していた場合でも申請があれば減免は可能。 当課は40名しかいないが、災害時には被害建物調査も担当している。
	納税課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は、税金の徴収の猶予措置を担当。福井豪雨では、受付状況をExcel管理していた。土地家屋情報は資産税課にあるが、必要に応じて見ることができる。過去の税金分や過去からの不払い分の税金は、減免できない。 税情報の減免状況は、どこまで共有すべきかが課題。 災害直後は、支援物資の配送の役割がある。 資産税課の支援で被害認定調査をすることになるかもしれない。
市民生活部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 住基情報は、どの範囲で情報を出せば良いか、提供先部署ごとにどの情報が閲覧されるかについて知っておきたい。 平常時も都度、条例などを確認しながら情報を出している。 居所や外国人居住者情報は、住基情報では把握できない。
	清掃清美課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務は、一般廃棄物（燃えないごみ）処理手数料の減免。 災害ごみの処理は、災害発生日の翌日から実施するため、被災者台帳の活用は間に合わない。
	収集資源センター	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務は、重さ5kg以上の粗大ごみの一般廃棄物処理手数料の減免。
	クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務は、一般廃棄物（燃えるごみ）処理手数料の減免。 災害直後は、罹災証明書不要としたが、後日持ち込まれた場合は、罹災証明書の持参をお願いした（使用できるとして保管していたが、使えなかった暖房器具等）。 罹災証明書を被災者台帳で確認できても本人確認の作業は残る。
福祉保健部	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録地と居所が異なる場合や別に案内を送付している場合があるので、減免申請書自体も省略できないかと考えている。 現状では、精神の障がいを持つ方に関してデータ化された情報は少ない。
	子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専用のシステムの中で保育料の減免を管理している（平常時は、両親の就労状況など）。福井豪雨時は、各保育園を通じて申請を受けた。公立、私立とも制度は同じ。 現状のシステムでは、減免理由に大規模災害を想定していないが、検討する必要がある。
	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免。 日常業務はイーナスと福祉総合支援システムの両システムを使

部署名		被災者台帳の必要性、支援業務実施の際の課題など
		<p>用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で納期限の10日前までに減免申請が必要となっている。そのため、福井豪雨の時は、納期限を1ヶ月伸ばした。 ・ 申請書の項目に写真の添付欄があるが必ずしも必要ではない。
	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの更新が2ヶ月単位のため、最新でないのが問題である。 ・ 介護認定の有無（要支援か否か）は、把握可能である。
商工労働部	労政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時は、被災勤労者が金融機関から融資を受けた場合の保証料の減免、利子補給事業を実施する。 ・ 保有データは、融資を受けた方・融資状況・借入金融機関である。 ・ 融資の実施状況有無データを入れるか検討が必要。
農林水産部	農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料の減免方法について下水道関係所属と方法などをすり合わせる必要がある。 ・ 減免率は、10%、20%、30%、50%、100%と分かれているが、運用方法を確認する必要がある。
建設部	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の一時使用（1ヶ月～2ヶ月）と新たに応急仮設住宅を建設する場合に関係業務が発生する。 ・ 現行の保有データは、公営住宅管理システムで入居中の方のデータしかない。
	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者数は13名。建築概要書の情報は閲覧できることになっている。 ・ 災害時は、応急危険度判定のほか被害認定調査を担当している。
下水道部	下水管理課下水道お客様サービス室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援業務として、下水道使用料（上水の使用料と関連）の減免、汚水ます設置費用の徴収猶予、合併処理浄化槽維持管理事業補助、受益者負担金・分担金の徴収猶予などがある。 ・ 申請書は、それぞれの支援業務で必要となっている。 ・ 東日本大震災の被災者で避難してきた方に対応している。
	下水施設課施設管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の被災者支援業務として、し尿収集の処理手数料の減免がある。処理手数料は、業者が利用者から徴収し市に支払う流れとなっている。 ・ 過去5年間の汲み取り情報は把握しているが、申請は1度も出ていないのでトラブルもない。 ・ 市は、汲み取りのデータは保有しておらず、委託の民間業者が保有している。そのため、個人番号は付与されていない。 ・ 条例には罹災証明書が必要とは記載されていないが、実際は必要と思われる。
企業局	ガス・水道お客様課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援業務としてガス料金の支払延長措置や水道料金の減免がある。 ・ 現在はExcel管理をしているが、大規模災害の場合にどうすべきかは検討しないとイケない。ガスは、近畿ブロックのガス事業者の支援が見込まれる。 ・ 福井豪雨時は、被害程度により減免割合が変わった。東日本大震災時の受入被災者は100%。

部署名		被災者台帳の必要性、支援業務実施の際の課題など
教育委員会事務局	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の保育料減免事業は、子育て支援室と整合性をとって進めていく必要がある。申請は、幼稚園又は学校を通じて市に申請される。被災者台帳を活用できれば、こちらから対象者がある程度絞り込めると考えられる。 ・ 世帯収入は、市民税課からの情報で把握している。

<アドバイザー（石巻市）からの助言>

- ・ 被災者は、災害時は広報を見る余裕がなく、平時は関心がない。ここが広報の課題。
- ・ 民間業者が保有している情報が、個人情報に該当すると思われるが、この場合の本人同意をクリアできた場合は被災者台帳の活用が可能となる。
- ・ 一般廃棄物処理手数料減免の業務において、公園等での一時的廃棄期間の終了後、罹災証明書のデータを確認できるようにする方法が望ましい。
- ・ 被災者台帳を作成していくうえで、情報課の協力は必須と考えられる。組織としての合意確認が望ましい。
- ・ 税情報の共有は、石巻市でも課題となっている。今後、災害時に緩和される可能性もあるのではないかと考え、システム上の準備はしている。
- ・ 義援品は、石巻市では東日本大震災時に3つの課で対応した。配布は自衛隊に依頼した。また、民間運送業者との協定も検討中である。配分状況につき、ある程度は被災者台帳で把握できるようにしておくことが望ましい。
- ・ 石巻市の水害では、被害認定調査は翌日から3日程度で調査を完了させ、4日目以降から罹災証明書の発行を開始している。被害建物調査とそのデータ化が肝心である。その対応体制の整備が望まれる。
- ・ 被災者には、災害直後は税金の支払い状況に関係なく支援すべきである。
- ・ 石巻市では、精神に障がいがある方には、避難所生活が可能か否かの情報を被災者台帳に入れている。
- ・ 被災した個々の保育園児の状況把握にも被災者台帳を活用することが考えられる。
- ・ 避難行動要支援者名簿の把握の観点から、要介護度3～5の住民の把握は必要と考えられる。
- ・ 一般的に、罹災証明書は、住居及び店舗併用住宅を対象としている。事務所等には被災証明書を発行している。被災者台帳には罹災証明書のみ反映させている。
- ・ 石巻市では、市営住宅と応急仮設住宅の合計戸数が2,000戸になり、その運営は民間への委託を検討している。
- ・ 災害発生当初は、被害認定調査関係で忙殺される。災害復興住宅融資等は、相当時間が経過後に需要が発生する。



写真3 第2回における個別ヒアリングの状況

5) 第2回と第3回間の取組み

①第2回で実施した個別ヒアリングの整理

各課室とのヒアリングで明らかになった課題を抽出し、アドバイザーの助言を求めるものと自部門で確認すべきものとの整理した。

個別ヒアリングで確認した結果、被災者台帳関係部署会議コアメンバーから3課室が外れた。

②被害認定調査、罹災証明書発行業務遂行体制の強化

題記業務の関係部署を参集するにあたって、消防局予防課へ参画を依頼した。

また、広報部門の広報広聴課に参画を依頼した。

③検討体制の構築

部門ごとに情報提供ルール・情報共有ルール・情報活用ルールを決定するため、詳細な検討を進めていく必要がある。

そのため、全体会議の下に専門部会を設置・組織化することの是非につき検討した。被災者台帳に係る検討委員会設置要領（案）及び被災者台帳に係る検討委員会専門部会設置要領（案）を作成した。

6) 第3回の実施概要

① 日時 平成26年12月17日(水) 9:15~14:20

時刻	打合せ内容	対象職員等
9:15~9:30	ご挨拶、準備	
9:30~10:00	危機管理室と打合せ (当日の進め方、これまでの取組みについて、最終回について)	危機管理室
10:15~12:15	関係所属会議 ・危機管理室より、福井市被災者台帳に係る検討委員会及び専門部会の発足について説明 ・アドバイザー(内閣府)より、第2回の個別ヒアリング時の課題とその回答の解説 ・アドバイザー(新潟大学 田村教授)より、被災者台帳に関する事例説明 「効果的な生活再建支援業務とは」	被災者台帳関係所属 会議コアメンバー
13:15~14:20	アドバイザー(内閣府)より、被害認定調査について説明	資産税課、建築指導課、予防課、危機管理室、情報課



写真4 第3回の状況

② 関係所属会議の内容

●危機管理室より検討委員会及び専門部会について説明

説明の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 検討委員会の委員長は危機管理室長で、庶務や専門部会の運営は危機管理室が行う。

- ・今年度の導入支援実証が終了した後も、各所属の抱える課題点の協議解決、及び迅速で的確な被災者支援体制の整備に取り組むために、検討委員会及び専門部会を設置する。
- ・各専門部会で検討・協議し、検討委員会にて報告する。
- ・各所属の専門部会の振り分けは、情報共有の関連性や必要性があること、平時の通常業務の性質が似ていること、業務で使用するシステムに共通性があることにより振り分けた。
- ・課題としては、①情報提供・共有・活用のルール、②関係所属による情報共有、③システム等データ管理・運用体制の構築が掲げられ、2015年度は年間を通して協議したい。
- ・検討委員会と専門部会の設置要綱案を作成した。
- ・各所属の個別の問題について、検討会議として毎回関係所属全員に参集いただくのはスケジュール的にも困難であり、また結果として検討会議全体の流れが停滞してしまう可能性もあること等の理由により、専門部会を案として提示するものである。

●第2回の個別ヒアリング時の課題への回答につきアドバイザー(内閣府)より説明

担当課室	課題、悩み、問題点など	回答
清掃清美課 収集資源センター クリーンセンター	被災者本人の確認方法	被災者台帳情報提供の様式例(本人)によれば、住基カード、身分証明書、運転免許証、保険証等から判断する。
情報課	現行人員で対応可能か業務負荷が心配。	災害発生時の体制を内部で検討する必要がある。また、通常システムの運営を委託している業者等と、災害発生時にどのような対応を行うことができるのか(災害発生時に増加する事務については、オプション等で追加ができるような契約とする)などの検討が必要である。
市民課	居所の情報の把握方法	避難所名簿の作成、被害認定調査や各種支援制度の申請を行った際に確認。また、アパート等入居者については、被害調査時に大家などから入居者の確認を行うことも考えられ、学生については、学校からの情報提供を受ける(市役所では安否・所在・居住が分からない場合で、学校からの協力が得られる場合)。
	外国人居住者情報の把握方法	日本人と同様に住基法の適用対象であるものの、現実には判明した都度、台帳の情報に追加していく。調査票に連絡先欄を設け、調査時に住民から聞き取ることができれば記入する。
	外国人居住者情報の把握方法(住民登録への広報強化)	日本人と同様の基礎的行政サービスを受けられることを訴求し、住民登録を促していく。

担当課室	課題、悩み、問題点など	回答
	住基データの利用実態の把握	データ項目は関係部署で共有される。また、基本は、災害対策基本法に定める住所・氏名・生年月日・性別については、各部署において被災者の基本情報や居住確認、各部署で保有している情報をマッチングする際の基礎データとして活用される。具体的には、関係部署との会議の中で、活用方法についても明示する方が望ましい。
市民税課	義援品の配分状況をデータ追加について	追加している例が多い。
資産税課 建築指導課	被害建物調査の結果のデータ化について	個表のみの対応の場合、例えば、個表の入力作業を外部委託・臨時職員の雇用（資産税課、建築指導課または被災者台帳の情報入力担当部署（情報課？））により、システムやファイルに入力を委ねることも考えられる。
資産税課	被害認定調査の担当部門	被害認定基準が、固定資産評価基準を参考に作成・更新されているものであることから、一般的には、資産税担当部署が対応しており、これに加えて、市町村内の建築技師、協定に基づく建設業協会等の外部の支援などがある。「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府）」を参照。
子育て支援室	保育園児自体の情報管理	園児の安否、保護者の安否や現在の居所については把握したうえで、共有することが望ましい（減免や各種案内の送付、園児の精神的なケア等、他部署と連携して支援を行うことが効率的である場合が多い）
商工振興課	被災証明発行のためのフロー	特段、法令の定めがなく、市町村における自治事務であるため、フロー等は示されていない。被害の状況把握のための調査を行うのであれば、被害認定調査のフロー等も参考としても良いと思われるが、証明すべき事項等に応じて、市において判断。
住宅政策課	応急仮設住宅の管理業務	応急仮設住宅の入居及び退去の状況については、被災者の援護と考えられる。また、仮設に入居している場合は、当該仮設住宅が居所として登録される。
	被災者台帳項目にスムーズに追加するための管理方法	市において、被災者台帳作成担当部署と住宅政策課が、より効率的に提供・収集可能な手段を検討されたい。
建築指導課	応急危険度判定データの扱い	データとして整理されている場合、被災者台帳のデータ項目として入力することにより、仮の住まいの提供等の基礎資料となる。
ガス・水道お客様課	減免率等の把握の必要性	被災者支援に必要と思われる場合は追加した方がよい。
学校教育課	支援事業の状況をデータ化する必要性	データ化して含めることが望ましい。

●被災者台帳に関する事例説明「効果的な生活再建支援業務とは」についてアドバイザー(新潟大学 田村教授)より講話

被災者台帳を用いた効果的な被災者生活再建支援について説明があった。

③ 被害認定調査に関する説明

アドバイザー(内閣府)より、内閣府資料“災害に係る住家の被害認定について／水害【木造・プレハブ編】”に基づき、被害認定調査について説明、質疑応答を行った。

本打合せには被害認定調査に特に関連のある所属が参加し、被害認定調査・罹災証明・被災者台帳作成・広報検討専門部会のキックオフ会議とした。

7) 第3回と最終回の間の実施

①関係所属の保有情報項目に関する調査の実施

12月26日を回答期限として、各関係所属で保有する情報項目の見直しを要請した。この情報は、情報共有ルールの作成に使用する。

②市長への事前説明

危機管理室は、1月15日に市長に被災者台帳調査の導入支援実証に係る取組み状況について事前説明をした。

8) 最終回の実施概要

① 日時 平成27年1月21日(水) 13:45～16:20

時刻	打合せ内容	対象職員等
13:45～14:00	ご挨拶、移動、準備	危機管理室
14:00～15:00	関係所属会議 ・受託事業者より、これまでの取組みを報告 ・アドバイザー(内閣府)より、総括的助言について ・危機管理室より、今後の予定等について説明	被災者台帳関係所属 会議コアメンバー
15:00～16:00	今後について	危機管理室
16:00～16:20	市長への報告	



写真1 最終回の状況

② 関係所属会議の内容

●受託事業者より福井市の支援実証の取組みについて報告

主な報告事項は、以下のとおり。

- ・ 平成26年度被災者台帳調査の概要
- ・ 導入支援実証について
- ・ 福井市での導入支援実証の流れ
- ・ 福井市が本実証で得られた成果
- ・ 福井市で各アドバイザーが説明したこと
- ・ 今後の取組み

●アドバイザー(内閣府)より総括的助言

- ・ これまでの福井市の取組みに謝意を示すとともに改めて被災者台帳の重要性を説明。
- ・ 今後、この取組みを継続する重要性についても触れた。

●危機管理室より今後の予定につき説明

- ・ 各専門部会で検討すべき具体的テーマ案の提示

③ 本取組みの市長への説明

内閣府より市長に取組み概要を説明し、御礼を述べた。

第5章 チェックリスト

1. 被災者台帳作成チェックリスト(市区町村内導入編)

No	項目	内容	関連資料	チェック
ステップⅠ 平時からの備え 1 組織・体制 (1) 項目①～⑤				
1-1	項目①	<p>被災者台帳掲載項目を定めているかどうか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法令に基づく以下(1及び2)の項目(法定項目)は必須。 ・また、以下項目の具体的な内容については、内閣府が「データ項目の例示(以下「項目の例示」)」を作成しているが、当該例示項目で十分か検討が必要。例えば、以下のような施策等があれば、適宜項目の追加が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・都道府県における独自の被災者支援施策 ・個々の災害の発生を受け当該災害に係る被災者向けの特別の支援策 ・その他、項目の例示には記載されていない「被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項」 ・さらに、応急仮設住宅等を設置した場合は、次の項目を追加することが望ましい(応急仮設住宅等の所在地を住所または居所として掲載するほか、その入退去の状況(「入」「退」と示すことに加えて、入退去の年月日)についても被災者の援護に係る項目として掲載することが考えられる。)。 <ul style="list-style-type: none"> － 応急仮設住宅の入退去管理 － 復興公営住宅への入退去管理 ・逆に項目の例示の中で不要なものがあれば、それらの項目は除外し、被災者台帳には掲載しない。 <p>※ 項目の例示は、あくまでも「参考」であり、市区町村の実情等に応じて項目を設定でき、この例示にある項目を必ず準拠しなければならないものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 災対法 ・データ項目の例示 	
1-1	項目①	<p><u>1. 災害対策基本法第90条の3に規定する項目(法定項目)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ⑥ 援護の実施の状況 ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p><u>2. 災害対策基本法施行規則第8条の5に規定する項目(法定項目)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電話番号その他の連絡先 ② 世帯の構成 ③ 罹災証明書の交付の状況 ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
1-2	項目②	<p>被災者台帳掲載項目に関する情報（データ）を有している、または、発災後に作成・収集する部署（情報保有部署）は把握しているか。</p> <p>想定される情報保有部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応部署（被害の状況等、総括） ・住民基本台帳担当部署（氏名、生年月日、性別、住所または居所） ・福祉担当部署（介護保険料の減免、介護サービス利用料金の減免、要介護度） ・税担当部署（減免の状況等） ・住家の被害認定調査担当部署（被害認定調査の結果） ・被災者支援担当部署（各支援業務の支援実施状況） ・避難所（者）担当部署（避難所の所在地、避難者名簿、退所日） ・仮設住宅担当部署（入居日、退去日） ・生活資金等融資担当部署（融資の状況等） ・上下水道やガス担当部署（利用料金の減免） ・保育園、幼稚園、学校教育担当部署（保育料の減免、就学援助費、学用品の支給業務等） ・上記以外の部署が担当している場合 例：特設の総合的な窓口等 <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳掲載項目及び以下の関係部署等有している現在のデータの保有状況（どのようなデータ項目があるのか）、データの保有形式（システムか、Excel等のデータファイルか、紙媒体か）、どのようなデータの活用を希望しているか（他の部署が有している〇〇に関するデータが欲しい）、被災者台帳を作成した際の活用方法などについて、関係すると思われる部署への個別ヒアリングを行ったうえで、関係部署を確定させるステップを踏むことが必要。 ・被災者の避難先（居所）・連絡先の情報や第三者への被災者台帳掲載項目に関する情報の提供同意等の情報収集ルールを事前に検討しておくことが必要。 ・支援の実施状況等の情報を集約して管理するのか担当部署ごとに管理するのかを整理しておくことが必要。（情報を取得した部署において個別に更新する仕組みとするか、または、主管部署を定め、各部署は主管部署に情報を提供のうえで、この主管部署が一括して被災者台帳掲載項目に関するデータの情報を更新する仕組みとするかなどの検討・整理が必要）。 		
1-3	項目③	<p>情報保有部署における被災者台帳掲載項目に関する情報（データ）の保有形態は把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署が保有している被災者台帳掲載項目に関するデータの情報が、紙媒体か、Excel・Accessも含むファイル形式か、個別のシステムか、データリスト形式か、個人個人の個票形式かを把握のうえで、それらの情報を災害発生後に、どの様に共有すべきか検討。 ・情報を共有するために情報保有部署保有のデータ形式を変更する必要があるか検討。 ・情報保有部署において管理しているシステムからデータを抜き出す場合には、情報保有部署において、データ抽出までの作業方法をマニュアル化しておくことがより適切（保有データの抽出等に当たり、委託業者による作業またはプログラムの変更等を要する場合は、可能な限り、平時に取組んでおくことが望ましい）。 ・各部署が保有している情報の更新サイクルを平時から確認しておくことが必要。 ・共通の情報システムを複数の課で利用する場合のデータの更新状況の確認方法等を把握しておくことが必要（共通の情報システムを複数の課で利用する例：局や部単位で、局内・部内の情報を総合的に管理するシステムを運用している場合）。民間業者に業務を委託している場合は、迅速に当該民間業者からデータを提供してもらうとともに、当該業者がどのようなデータ管理をしているか、平時から確認しておくことが必要。 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> 各部署が保有している情報につき、前回更新時との差分データを速やかに抽出することが可能かどうかについて確認が必要。 		
1-4	項目④	<p>情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。また、被災者台帳について、理解を得ているか。保有情報について、被災者台帳情報として共有することについて、理解を得ているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生後の迅速な被災者台帳作成のため、平時から、特に、情報保有部署の理解と納得が重要であることを踏まえ、制度の説明等を行うことが必要。 情報保有部署に対し、どの情報をどの部署が活用するか、あらかじめ話し合っ合意しておくことが必要。 情報保有部署の担当者が異動する可能性があることを踏まえ、組織として説明を受けているとの認識が必要（異動の際の引継項目とすることが必要）。 		
1-5	項目⑤	<p>情報保有部署の理解と了解を得たうえで、被災者台帳掲載項目について、市区町村庁舎内に周知しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に、被災者台帳の活用によりどのような情報（被災者台帳掲載項目に関する情報）が共有できるのかを、事前に市区町村庁舎内の関係部署に広く周知することが必要（これにより、被災者支援を行う部署における当該情報の活用、それによる迅速、的確かつ効率的な被災者支援が実施できることになる。）。 平時から被災者台帳を活用することを前提に、被災者支援業務の事務フローを見直しておくことが望ましい。 複数の部署がそれぞれ保有する情報を突合する必要がある場合は、サンプルデータを使い、事前に試行しておくことが望ましい。 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
ステップⅠ 平時からの備え 1 組織・体制 (2) 被災者台帳関係部署①～②				
1-6	部署①	<p>市区町村庁舎内に周知後に、被災者台帳情報活用を希望している部署（情報活用部署）を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳情報を活用して被災者支援を行う部署については、その業務運用に係る調整、ルールの周知等、平時からの対応が必要となるため、あらかじめその部署の把握が必要。 ・「全庁的に活用」するため全部署を対象とすると判断する場合においても、特に、被災者台帳を活用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、その特定が必要。 <p>(想定される情報活用部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助担当部署 ・税担当部署 ・被災者支援担当部署 ・福祉担当部署 ・上下水道、ガス等の担当部署 ・生活保護等の担当部署 ・農林水産、商工担当部署（情報保有部署の可能性も有） ・教育担当部署 		
1-7	部署②	<p>情報保有部署及び情報活用部署に加えて、全体調整を行う関係部署を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報保有部署及び情報活用部署に加えて、市区町村内の全体調整を行う部署についても、関係部署とすることが必要。 ・「全庁的に活用」するため全部署を対象とすると判断する場合においても、特に、被災者台帳の情報を活用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、その特定が必要。 <p>(想定される関係部署)（情報保有部署又は情報活用部署となっている可能性も有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部署 ・消防担当部署 ・総合調整部署（首長直轄の全体調整部署） ・個人情報保護条例担当部署 ・情報化担当部署 <p>(被災者支援に係るシステムを導入しない場合であっても、情報保有部署においてシステムを整備している場合等、一定の関与が必要と思われる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税担当部署 ・教育担当部署（主幹部署） ・福祉担当部署（主幹部署） 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
ステップⅠ 平時からの備え 1 組織・体制 (3) 被災者台帳関係部署会議①				
1-8	会議①	<p>被災者台帳関係部署による会議を設置しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳掲載項目に関するデータ情報の取扱いを協議するため、情報保有部署及び情報活用部署に加えて、市区町村内の全体調整を行う部署など関係部署による会議を設置することが必要（会議については、部課長級の幹部会議、担当者による会議などが想定される）。 ・災害発生直後に業務負荷が大きく迅速な対応が求められる住家の被害認定調査、罹災証明書の発行業務及び罹災証明書の内容のデータ化は、関係部署で別途関係会議を開催することが望ましい（ただし、被害認定調査と罹災証明書の交付業務が同一部署の場合は不要となる場合も考えられる）。 ・各部署における被災者台帳掲載項目に関するデータ情報の取扱いなど方針決定については幹部会議、データの形式や具体的なデータのやりとりなど事務的な事項については担当者会議など、内容によって協議すべき事項を定めることが必要。ただし、主管部署と関係部署が直接個別に協議を行い、会議を設置しない運営も考えられる（参考：事例集「岩手県大槌町」等）。 <p>※会議における主な協議事項例</p> <p>○幹部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成に向けた全体スケジュール案の構築 ・被災者台帳を活用する支援業務の内容の確認 ・被災者台帳掲載項目の決定 ・関係部署における被災者台帳掲載項目に関するデータ情報の取扱いに関するルール（ポリシー）策定 （情報保有部署からの情報提供方法、情報活用部署への情報提供方法、情報の集約方法等） ・被災者台帳の整備方法の決定 （システム導入、Access、Excel 活用、紙媒体等） ・被災者台帳情報のアクセス権限決定 ・（コストを要する場合）被災者台帳維持管理に係る予算の決定 ・被災者台帳の主管部署において担当職員が不足する場合の応援体制の決定 ・首長等、幹部への報告事項 ・会議構成員（関係部署）の追加、削除、変更 等 <p>○担当者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の具体的な業務分担 ・被災者台帳掲載項目の具体的な収集・提供スケジュール作成 ・情報提供ルール作成（1-11 提供ルール①参照） ・情報共有ルール作成（1-12 共有ルール①参照） ・情報活用ルール作成（1-13 活用ルール①参照） ・幹部会議で決定したルールに基づく情報の具体的な取扱い ・（コストを要する場合）被災者台帳維持管理に係る予算の積み上げ 等 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
ステップⅠ 平時からの備え 2 被災者台帳作成 (1) 被災者台帳整備方法①				
1-9	整備①	<p>被災者台帳の整備方法はどのようにするか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口規模、想定される災害の被害、関係部署及びデータ数、コスト、人的資源などを総合的に勘案し、被災者台帳関係部署による会議等において整備方法を決定することが必要。 ・整備方法としては、通常の業務システムと連動したシステム、独立した個別システム、内閣府が提供する Access 版、Excel 版のファイル、自団体におけるデータベース作成、紙媒体等、多様な選択肢がある。 ・システムの導入等に当たっては、事前に次の点などに留意・検証を行うことが必要。 ・先行して導入している市区町村への問い合わせ ・制作者からのシステム内容や利点等の聴取 ・導入後は自市区町村において、災害時に運用が可能かどうか ・導入・運用に関するコスト ・導入せずに大規模災害が発生した場合に臨時に発生するコストの試算 ・職員が操作可能か（職員による操作が困難な場合、民間等に委託するか。委託する場合は、災害発生時に対応可能か） ・システム導入後に運用可能な市区町村の体制が構築されているか ・整備に当たっては、災害発生時には即時に対応可能なよう、平時から導入を行うか、災害発生後に速やかに導入するかを検討することが必要。被災者台帳の整備に関して、職員があらかじめ作成手順を習熟する観点からも、平時から整備することが望ましい。 		
ステップⅠ 平時からの備え 2 被災者台帳作成 (2) 被災者台帳作成手順①				
1-10	作成①	<p>被災者台帳の作成手順を定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成手順書または作成マニュアルを作成し、適宜見直しを行うことが必要。 ・作成手順書または作成マニュアルを関係部署で共有することが必要。 		
ステップⅠ 平時からの備え 2 被災者台帳作成 (3) 被災者台帳情報提供ルール①				
1-11	提供ルール①	<p>被災者台帳情報提供ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のルールに関し、次の点などをあらかじめ決めていくことが必要。 ・情報保有部署から情報提供を行う際のファイル形式 ・提供方法（システム等への流し込み、各部署で有している Excel 等の情報を電子メールにより提供、紙媒体を持参等） ・提供の期日（被災者台帳作成部署からの要請から○時間（○日）以内に情報を提供） ・データ更新の頻度（1日ごと、1週間ごと、2週間に1度等）を定めているか。 ・部署における主担当者が不在の場合の対応（複層的な提供と、情報拡散予防のための配慮の両立。複数の担当者が情報を共有することが望ましいが、不用な情報の拡散を防止するため、例えば、関係部署全員に対して情報を提供するなどの措置は可能な限り避ける必要あり。また、情報保有部署においても、担当者不在の場合でも、情報提供が行えるよう、情報提供ルールを共有することが必要。） ・被災者台帳掲載項目に関するデータ情報については、庁内だけではなく、都道府県、他の市区町村からも情報の提供を受けることが可能。一方で、他の地方公共 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
		<p>団体から情報の提供を受ける必要がある場合は、担当部署の決定、他の地方公共団体との提供に関するルールも定めることが必要（例：都道府県、広域連合、一部事務組合等）。大規模災害発生時の市区町村外避難者の支援に必要な範囲の情報提供については、避難先等の特定が困難なことから、事前にルールを定めることは困難であるが、一方で、市区町村間で、避難受入協定等を締結している場合には、相互で被災者情報の共有についてルールを定めることも可能。</p>		
<p>ステップⅠ 平時からの備え 3 被災者台帳活用 (1) 市区町村内における共有ルール①</p>				
1-12	共有ルール①	<p>被災者台帳共有ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳掲載項目に関するデータ情報は、特定の行政目的達成のために収集した行政情報を、被災者の援護の観点から目的外使用を可能とするものであるため、関係部署は限定することが必要。 真に機密性の高い重要情報は、共有しないこととすることが必要（例えば災害援護資金の融資の有無は共有しても融資金額までは共有しない）。 情報の共有が難しいものについては、その情報を利用しない支援の枠組みを準備することも検討することが必要（例えば所得等の税情報のように、税部局以外の部署が実施する支援の場合）。 被災者台帳掲載項目に関する情報についても、データ項目すべてを関係部署間で共有しなければならないものではなく、必要に応じて、「このデータに関してはこの部署とこの部署のみ」といった限定を行う事も検討。 不用意に情報が漏洩しないよう、職員には情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、必要に応じた漏洩防止措置を講じることが望まれる。 集約された情報を定期的に電子メールで共有（過去のデータはその都度破棄）、庁内 LAN 共有のフォルダ、サーバー、クラウド等。紙媒体の場合は、設置部署。 		
<p>ステップⅠ 平時からの備え 3 被災者台帳活用 (2) 市区町村内における活用ルール①</p>				
1-13	活用ルール①	<p>被災者台帳活用ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳掲載項目に関する情報について、どの部署が、どの支援施策を実施するために活用するのか、明確化することが必要。 被災者台帳掲載項目に関する情報を使用して、関係部署において個別のデータを作成する場合の情報の管理方法について、ルールを定めることが必要。 被災者台帳掲載項目に関する情報については、一定の手続き（提供先によっては、本人同意や個人情報保護審査会等）を経ることにより、他の地方公共団体への提供、本人への提供、本人同意を得て外部機関への提供が可能であるが、本人及び外部への提供に当たっての窓口となる部署を設定することが必要。 		
<p>ステップⅠ 平時からの備え 4 被災者台帳理解向上 (1) 首長を含めた幹部の理解①</p>				
1-14	幹部①	<p>被災者台帳について首長をはじめとする幹部の理解を得ているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳は、被災者支援を行うための基盤であり、多くの関係部署が関与することや、被災者台帳掲載項目に関する情報が被災者支援のためのトップの決断に大きく寄与することから、データ項目、作成方法、各ルールについて、首長の理解と納得を得ることが重要。 		

No	項目	内容	関連資料	チェック
ステップⅠ 平時からの備え 4 被災者台帳理解向上 (2) 職員への周知①				
1-15	職員①	<p>被災者台帳について職員への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳は、被災者支援を行うための基盤であり、多くの関係部署が関与することから、被災者台帳の趣旨、市区町村における活用方針等について、被災者台帳に関係する職員に周知することが必要。 より有効な被災者台帳の活用のため、定期的な研修の実施、訓練等に被災者台帳作成を盛り込むなど、職員への継続的な取組にも努めることが必要。 		
ステップⅠ 平時からの備え 4 被災者台帳理解向上 (3) 住民への周知①				
1-16	住民①	<p>被災者台帳について住民への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳は、住民にとって次のような効果が期待できることから、被災者台帳の作成について、平時から住民に広く周知することが必要。 本人同意を得ることで外部機関への提供が可能となり、例えば、公共料金事業者、社会福祉協議会、被災者支援等を実施している NPO に市区町村から情報提供を行うことで、被災者にとっては、ワンストップサービスでこうした様々な支援を受けることが可能となること 罹災証明書の添付を省略することが可能な（簡便な申請）手続きがあること 住民本人が被災者台帳掲載項目に関する情報を、容易に取得可能であること（これにより、支援全体の内容などを漏れなく確認できる） 被災者台帳作成により、支援の漏れの防止が期待されること 		

2. 被災者台帳運用における関係部署間の情報の取扱いについて

被災者台帳作成のための情報の収集・管理・共有方法として以下の形式が考えられる。

①データベース共有型

- ・ 庁内LANなどに「被災者台帳」のファイル・システム等を格納・保存
- ・ 共有については、システムにおけるアクセス権付与、パスワードによる管理
(該当する先進事例集掲載市区町村)

宮城県石巻市、東京都豊島区、兵庫県西宮市、岡山県津山市

①-1 データベース共有型

- ・ 情報保有部署がそれぞれ保有するデータを入力・更新



(特徴)

- ・ 特定の部署への入力・更新の負担がかからない
- ・ 各部署が責任を有する範囲内でデータを入力・更新するため、多くのデータの迅速な処理が可能
- ・ データの入力・更新頻度、入力方法等について、関係部署職員共有のルール作成が必要
- ・ 関係部署職員への入力方法等の研修・訓練が必要

①-2 データベース共有型 (担当部署入力のケース)

- ・ 台帳の作成は担当部署が実施し、活用は庁内LAN等で共有
- ・ 情報保有部署から被災者台帳作成担当部署 (担当者) にデータを提出
- ・ 被災者台帳作成担当部署 (担当者) においてデータを入力・更新

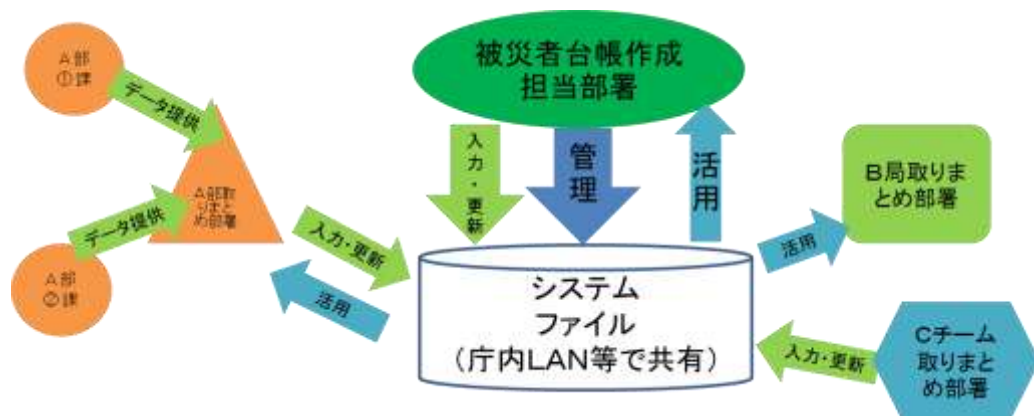


(特徴)

- ・データの所在が明確となり、担当部署において、情報の把握や、台帳の一元的な入力・更新が可能
- ・関係部署の負担が小さく、担当部署の負担も②担当集約型よりは若干緩和
- ・多くのデータが一時期に集中して提供された場合、処理しきれない可能性がある
- ・各部署のデータマッチングも担当部署が実施することとなり、多大な負担
- ・データの提供、更新情報伝達のタイミングや方法等について、関係部署職員共有のルール作成が必要
- ・関係部署職員への入力・更新の研修・訓練は不要

①-3 データベース共有型 (部署毎取りまとめ型)

- ・庁内LANなどに「被災者台帳」のファイル・システム等を格納・保存
- ・情報保有部署の取りまとめ部署がそれぞれ保有するデータを入力・更新



(特徴)

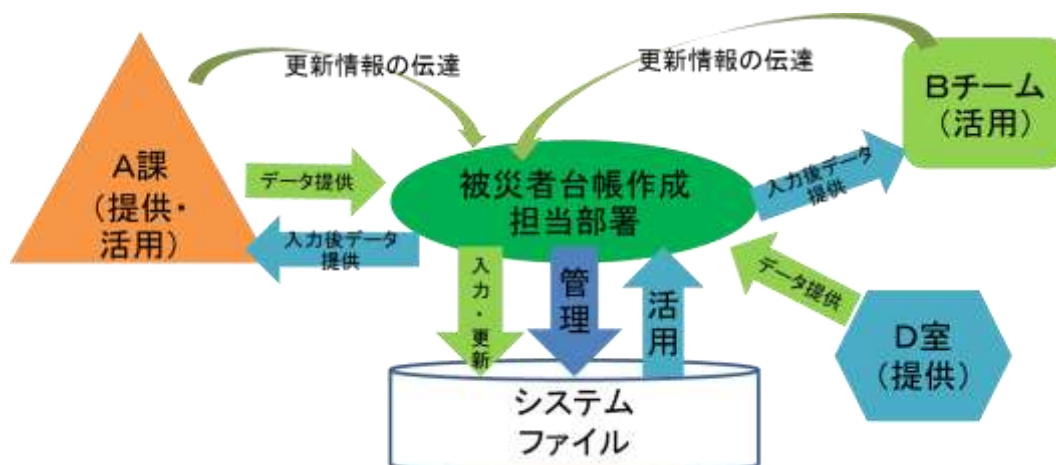
- ・まず類似関係部門の情報が整理される
- ・福祉、学校、上下水道など関係部門で効率的にデータを作成する
- ・データの入力・更新頻度、入力方法等について、関係部署職員共有のルール作成が必要
- ・関係部署職員への入力方法等の研修・訓練が必要

②担当集約型

- ・ 情報保有部署から被災者台帳作成担当部署（担当者）にデータを提出
- ・ 被災者台帳作成担当部署（担当者）においてデータを入力・更新
- ・ データを入力・更新した結果を関係部署で共有（被災者台帳作成担当部署から電子メールや紙の打ち出しによる提供、システムにおける情報更新の連絡）

（該当する先進事例集掲載市区町村）

岩手県大槌町



（特徴）

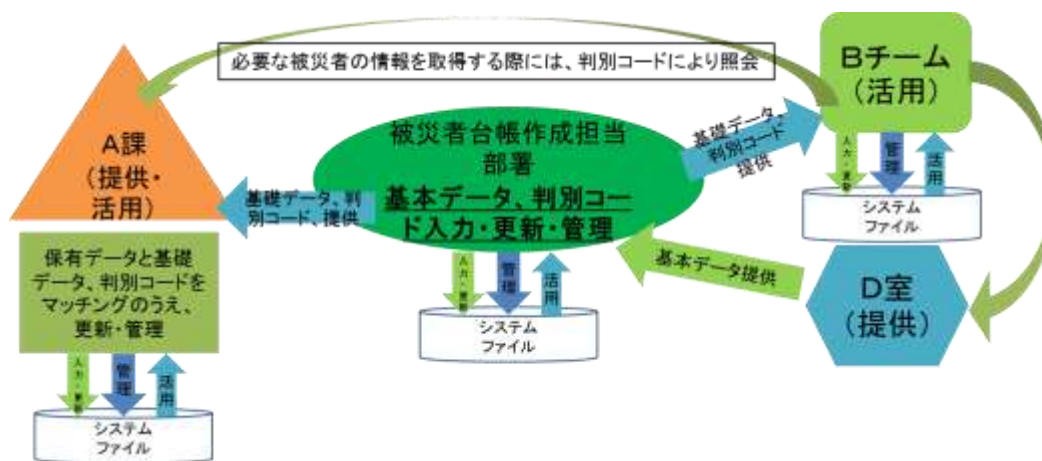
- ・ データの所在が明確となり、担当部署において、情報の把握が可能
- ・ 関係部署の負担が小さい
- ・ 多くのデータが一時期に集中して提供された場合、処理しきれない可能性がある
- ・ 各部署のデータマッチングも担当部署が実施することとなり、多大な負担

③各部署保有型

- ・ 被災者台帳作成担当部署が基本となる情報を入力・更新（氏名・住所・性別・生年月日、被害の状況、被災者が判別できるコード（「被災者番号」等））
- ・ 関係部署において、基本となる情報に加えて、各事務において必要とするデータを入力・更新
- ・ 基本となる情報以外の情報を求める場合は、被災者が判別できるコードにより、個別に照会し、必要なデータのみ入手（関係部署におけるデータの保有情報は被災者台帳作成担当部署において把握）

（該当する先進事例集掲載市区町村）

千葉県佐倉市、新潟県柏崎市



(特徴)

- ・各部署は、他の部署にデータを提供しなくても良い
- ・被災者台帳作成担当部署の負担が小さい
- ・被災者台帳掲載項目の全体的なデータを把握することが困難
- ・関係部署が有している情報を取得するためには、それぞれの部署に照会が必要
- ・保有部署は、照会に応じて、その都度、必要な情報を検索し、提供することとなる
(ただし、照会量が多い場合は、「基本となる情報」にすることでこうした状況は解決可能)
- ・更新・追加データの取扱について部署間でルール合意が必要

第6章 被災者台帳データ項目の例示

被災者台帳データ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
氏名 (災対法90条の3①)	氏名 (ふりがな(フリガナ))	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で掲載される。 ○住民基本台帳掲載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳掲載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・入力が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳掲載の氏名とは異なる氏名を記載・入力することも可。
生年月日／年齢 (災対法90条の3②)	生年月日 (年齢)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判明するもの。掲載は必須ではないが、市町村の判断により、データとして掲載・入力することも可能。
性別 (災対法90条の3③)	性別	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所／居所 (災対法90条の3④)	住所 居所	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。 ○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象としているといった事例もあり、被災者台帳に掲載することも想定される。
被害の状況 (災対法90条の3⑤)	<住家被害> 被害認定結果 被害認定日 <被災住民の人的被害> 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況 <家財等の動産被害> 被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の証明事項と同義。 ○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載。
援護の実施の状況 (災対法90条の3⑥)	<被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載。 ○例としては以下の項目が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊→半壊解体 加算支援金 賃貸→建設・購入・補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
	<p>支援制度 申請日 申請者 被災者と申請者の関係 支援の区分 支給日 支給終了日</p> <p>< 地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況 > 減免の実施の有無 減免の対象</p> <p>< 災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度 > 貸付金の種類 貸付金の有無</p> <p>< 災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居 > 給付の種類 給付の有無</p> <p>< 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置 > 特例措置の種類 特例措置の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金 義援金の主体ごと（日本赤十字、都道府県、市区町村等）に項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分回数ごとに掲載する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載する。 <p>○例としては以下の項目が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用場外となることから、貸付金種類と貸付の有無を記載する。
<p>要配慮者に関わる事項 (災対法90条の3⑦)</p>	<p>要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児 妊婦 持病(難病、特定疾病等) ペット有無 DV</p>	<p>○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待 本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
	児童虐待 外国人 支援を要する高齢者 上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。 <参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後に情報提供ネットワークシステムを介して取得することが可能な要配慮者情報> ※各種制度の対象であることを確認することによって、要配慮者であることを把握することが可能（支給額等を共有するためのものではない）。 ※以下項目は、市町村が被災者台帳作成に当たって、必要と認める場合は取得可能な事項であり、必ず掲載しなければならない項目ではない。 ※具体的に取得可能なデータについては、平成27年度調査を踏まえて、改めて提示する。 ・介護保険法による保険給付の情報 ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 ・児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 ・介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 ・災害救助法による救助（実費弁償額）に関する情報 ・児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関わる情報 ・母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 ・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
電話番号 (規則8条の5①)	電話番号 携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
連絡先 (規則8条の5①)	携帯電話のメールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則8条の5②)	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載。 ○世帯を認識するためがあると有用。
罹災証明書の交付の状況	交付日 交付枚数	○罹災証明書の交付実績を記載。

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
(規則8条の5③)	申請日 申請者	
情報提供先 (規則8条の5④)	台帳情報提供に関する 同意 同意する情報提供先	○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載。
情報提供有無・日時 (規則8条の5⑤)	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報(項目)	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載。
個人番号 (規則8条の5⑥)	個人番号	○被災者台帳作成に個人番号を活用する際に記載。
(調査)	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	○被害の状況を把握するための調査の履歴を掲載。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載。最終的な調査結果は、被害の状況として掲載。 ○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載できるようにするのがよい。
(建物)	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標(緯度、経度)	○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載。 ○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載。 ○法定項目ではないが、導入市区町村において、掲載している例がある項目。 ○登記情報等、公表されている(利用可能な)情報を基本とする。
(住家・非住家の別)	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載。 ○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。
(所有者氏名)	建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ))	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載するとよい。
(所有者住所/居所)	建物所有者の住所 建物所有者の居所	○所有者の住所/居所を記載。 ○所有者については法人である場合もあることから、この場合、所有法人の所在地を記載。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号 建物所有者の携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話のメールアドレス 建物所有者のファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。

参考資料

1. 被災者台帳に関する法令

○災害対策基本法（抄）

（被災者台帳の作成）

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）（抄）

点線は平成26年4月1日施行

傍線は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日

（被災者台帳の作成）

第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（台帳情報の提供に関し必要な事項）

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）を提供することができる。

3 法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

（防災会議への報告の様式）

第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十及び別記様式第十一のとおりとする。

附 則（平成二十五年九月三十日）

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中災害対策基本法施行規則第八条の二の次に三条を加える改正規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）
- 二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日

2. 関連通知

府政防第 6 0 号

消防災第 2 1 号

平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について（抄）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 4 号。以下「改正法」という。）の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 2 5 年 6 月 2 1 日付府政防第 5 5 9 号・消防災第 2 4 6 号・社援総発 0 6 2 1 第 1 号）により通知したところですが、下記に、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 8 6 条の 1 5 に規定する安否情報の提供等並びに法第 9 0 条の 3 及び第 9 0 条の 4 に規定する被災者台帳の作成等について、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 2 5 年内閣府令第 6 6 号）による改正後の災害対策基本法施行規則（昭和 3 7 年総理府令第 5 2 号。以下「施行規則」という。）の規定も踏まえた運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

第 1 安否情報の提供等（法第 8 6 条の 1 5 ・施行規則第 8 条の 3 関係）（省略）

第 2 被災者台帳の作成等（法第 9 0 条の 3 及び第 9 0 条の 4 並びに施行規則第 8 条の 4 、第 8 条の 5 及び第 8 条の 6 関係）

1 規定を設けた趣旨等

（1）被災者台帳の作成（法第 9 0 条の 3 並びに施行規則第 8 条の 4 及び第 8 条の 5）
災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務について

では、大規模広域災害時には支援の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない市町村の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われず、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れや手続の重複が発生することも少なくない。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災市町村の関係部署において共有・活用することが効果的である。

このため、法第90条の3として、災害時に被災市町村において円滑な被災者台帳の作成が可能となるよう、被災者台帳に記載し、又は記録する情報について明確にするとともに、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理している。

あわせて、施行規則第8条の4において、その作成に当たっては、各種の被災者支援に関する支給の申請等の際に把握した情報等に基づいて行うことができるという作成手続に関することを、また施行規則第8条の5において、法第90条の3が内閣府令で定めることとしている、被災者台帳に記載又は記録する事項を定めている。

(2) 台帳情報の利用及び提供（法第90条の4及び施行規則第8条の6）

法第90条の3の規定に基づき作成した被災者台帳に記載又は記録された情報については、被災市町村が自ら内部利用するのみではなく、被災都道府県等とも一定の情報共有を図ることにより、被災者に対する総合的な援護の実施がより一層可能となるほか、同種の支援が複数の団体によって重層的に講じられることを回避することも可能となる。

加えて、被災者台帳に記載又は記録された援護の実施の状況等を被災者本人に提供することにより、例えば家屋については被害を受けていない被災者についても被災市町村以外の団体等から支援を受ける際の手続がワンストップで円滑に行われるようになる等の効果も期待される。

ただし、当該市町村内部で目的外利用することにより収集した個人情報については、それぞれについて本来の利用目的（介護福祉行政の実施等）があり、これらの個人情報を「被災者の援護」という別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。そこで、法第90条の4において、災害時に被災市町村において作成した被災者台帳に記載又は記録した情報について、市町村内部での利用及び市町村外部への提供を行うに当たって個人情報保護法制との関係を整理する上で必要な事項を規定し、あわせて施行規則第8条の6において、法第90条の4に基づいて台帳情報を外部に提供する際に必要な手続等について定めている。

(3) 事務の性質について

本規定は、「できる規定」として設けたものであり、発災時における被災者台帳の作成等が市町村長の義務として課されるものではないが、本規定の趣旨を踏まえ、被災者支援

の総合的かつ効率的な実施の観点から、その活用について積極的に検討されたい。

(4) その他

施行規則第8条の4から第8条の6については、平成25年10月1日に施行された規定のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行の日に施行する規定を設けている。

以下、本通知中で用いる施行規則の条・項・号番号については、後者の規定が施行された場合における条・項・号番号を用いることとし、番号利用法が未施行の間においては、本通知中の「施行規則第8条の5第7号」は「施行規則第8条の5第6号」となることに留意されたい。

2 被災者台帳の作成（法第90条の3並びに施行規則第8条の4及び第8条の5）

(1) 被災者台帳の作成主体

法第90条の3第1項は、市町村長による被災者台帳の作成について定めるものである。本項に基づく被災者台帳の作成主体となるのは、被災地を所管する市町村の長（及びその補助機関である市町村の職員）である。

なお、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合」に該当するか否かについては、法第86条の15第1項と同様、災害による死傷者の発生、住家被害の発生等、何らかの人的・物的被害の発生等を踏まえ、市町村長が判断することとなる。

(2) 被災者台帳への掲載対象となる者

法第90条の3に基づき市町村長が作成する被災者台帳への掲載対象となる者は、当該市町村の地域に係る災害の被災者であり、当該災害により何らかの被害を受けた者の一切が該当しうるものである。

なお、災害による「被災者」とは、法第86条の15における解釈（本通知5頁）と同様に、被災の程度について具体的・定量的な基準のない不確定概念であるが、災害発生時に被災地に所在していた自然人については、広く本条の「被災者」と解するのが妥当である。また、当該被災市町村の住民でない被災者についても、対象となりうる。

具体的には、被災者台帳が「援護を実施するための基礎」とするものであることを踏まえ、当該被災市町村長が援護を実施することが想定される者であるか否かにより、判断することとなる。

(3) 被災者台帳の作成等

① 被災者台帳の作成（法第90条の3第1項及び施行規則第8条の4）

1) 被災者台帳の作成形式について

被災者台帳は、市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成することが

できるものである。作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適切な手段により作成されることが望ましい。

そのため、目的に合致するものとして作成され、法及び施行規則に規定する情報が記載又は記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えない。

2) 被災者台帳の作成に当たって利用する被災者の情報

被災者台帳の作成に当たり、利用する情報については、法令上特段限定しておらず、市町村がすでに内部で保有しているものや、被災者からの各種支援制度に係る受給申請等の際に得られたものを活用することが想定される所であり、施行規則第8条の4はそのことを確認的に規定するものである。

なお、被災者台帳の作成に際しては、「個人の氏名、生年月日、男女の別、住所」のいわゆる住民基本台帳の基本4情報について、住民基本台帳ネットワークを活用した確認を行うことができることとしている。具体的には、施行規則第8条の4に規定する「市町村長に対して行われる手続により得た情報」に含まれる基本4情報について、申請の受理又はその申請に係る事実についての審査として活用できるとされているので、留意されたい（住民基本台帳法別表第1から別表第5までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号））。

また、番号利用法の施行後は、同法第19条第7号に基づき、同表別表第2の56の2の項に規定しているとおり、市町村長は、被災者台帳の作成に関する事務のために、都道府県知事その他の情報提供者から、必要な情報の提供を、個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を活用し、情報提供ネットワークシステムを介して受けることができることに留意されたい。

② 被災者台帳に記載又は記録する事項（法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5）

1) 法第90条の3第2項で規定する事項

法第90条の3第2項第1号から第4号までに掲げる事項は、いわゆる住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報である。

第4号の「住所」とは、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、住民基本台帳に記載されている住所をいう。また、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでは至らない場所をいう。例えば、被災者生活再建支援金の支給に際しては、住民基本台帳上の住所の他、公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、支給の対象としているといった事例もあるので、そういった運用により、住所ではない居所を掲載することも想定される。

第5号の「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」とは、法第90条の2における罹災証明書の証明事項と同義であり、住家の被害は必須の記載又は記録事項と

したうえで、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等、被災住民の利便の観点から任意に罹災証明書の証明事項とする場合には、当該被害の状況を被災者台帳にも記載又は記録するものとするものである。

第6号の「援護の実施の状況」とは、支援漏れや手続の重複等を防ぐという観点から、例えば被災者生活再建支援金の支給等、当該被災者に対する各種支援制度による支援の実施状況等について記載又は記録するものである。

第7号の「要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」とは、被災者が高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者として、避難生活等において特に配慮が必要である場合にはその旨と、その事由を記載又は記録するものである。「要配慮者に該当する事由」については、きめ細やかな配慮が行われるよう、例えば高齢者であれば第2号において規定する生年月日のみでは把握できない要介護度区分や同居親族の有無等について、障害者であれば、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度等、必要な情報を記載又は記録することが適切である。

2) 施行規則第8条の5で規定する事項

法第90条の3第2項第8号の「前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」については、施行規則第8条の5第1号から第7号に規定している。

第1号の「電話番号その他の連絡先」は、被災者台帳の情報に基づき、支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者の連絡を取る際に必要となるものである。「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等が想定される。

第2号の「世帯の構成」は、例えば、世帯主に支給する被災者生活再建支援金、災害により死亡した者の遺族に支給する災害弔慰金等の各種の援護につき、当該災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（単数世帯）であるか、複数である世帯（複数世帯）であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があることを踏まえ、記載又は記録するものである。

第3号の「罹災証明書の交付の状況」については、法第90条の2に基づき罹災証明書の交付を受けている場合に、その証明する被害の種類ごとに、交付日等の交付実績を記載又は記録するものである。

第4号の「市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先」は、法第90条の4第1項第1号に基づき、台帳情報を提供することに関し同意をするか否かについて、その提供先も含めてあらかじめ被災者本人に確認し、記載又は記録するものである。実際に、同号に基づく情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担となることから、例えば避難所において避難所名簿を作成する際や、被災者生活支援金等の支給申請を受ける際に、当該手続において市町村が取得した情報を被災者台帳の作成に活用する旨とあわせ、作成した被災者台帳情報の提供先として同意する者についてあらかじめ確認し、被災者台帳に記載又は記録しておくものである。

第5号の「前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時」

は、被災者台帳情報という個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から、記載又は記録するものである。

第6号は、被災者台帳の作成に当たって、個人番号を活用する際には、個人番号を記載又は記録することとしたものである。

第7号は、市町村長の裁量により被災者台帳に記載又は記録する追加的事項である。法第90条の3第2項第1号から第7号まで、施行規則第8条の5第1項第1号から第6号までに規定されていない事項であっても、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める場合には、本規定を活用し、被災者台帳への記載事項に追加することが適切である。

なお、法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に列挙している事項は、必須の記載又は記録事項であることから、法定の被災者台帳を整備するに当たっては、その一部ではなく、全ての事項を記載又は記録する必要があることに留意されたい。ただし、各事項については、収集可能なものから順次記載又は記録することとし、被災者台帳として活用することを妨げるものはない。

③ 被災者台帳作成に必要な個人情報の利用（法第90条の3第3項）

被災者台帳の作成に当たっては、被災者の氏名その他の被災者に関する様々な情報を活用し、集約することが必要となる。法第86条の15第3項に関しても言及したところであるが（本通知9頁）、市町村の個人情報保護条例において個人情報の目的外利用を許容する例外類型の一つとして、「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であることから、法90条の3第3項において、被災者台帳の作成に必要な限度で、市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものである。

なお、本規定を活用することにより、市町村内部における必要な限度での個人情報の目的外利用については、個人情報保護審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取り扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

④ 被災者台帳作成に必要な個人情報の取得（法第90条の3第4項）

被災者台帳の作成に当たっては、市町村が自ら保有する情報の他、都道府県をはじめとする他の地方公共団体等において保有している情報についても、記載又は記録することが有効である場合がある。

このため、法第90条の3第4項は、被災者台帳の作成に当たって、市町村が、必要に応じて他の地方公共団体等に情報提供を求めることを可能とするものである。

情報提供を求められた地方公共団体等においては、一般的に、個人情報保護条例上、本人の同意がなくても第三者に個人情報を提供することを許容することとしている「法令等の定めがある場合」に該当するものとして、情報提供が可能となる。なお、情報提供を求められた側に対して応諾義務が課されるものではないが、本規定を設けた趣旨に鑑み、で

きる限り求めに応じることが望ましい。

(4) その他

被災者台帳は、発災後に作成されるものであるが、速やかに作成するためには、平常時から、被災者台帳の作成や運用に係るルールを決めておくことが重要である。その際、情報を集約する部局、情報を提供する部局、本人の同意確認や外部提供に係る申請を受け付ける窓口となる部局、システムを整備する場合はシステム担当部局等の関係部局の責任者による横断的な組織を構築して検討を行うとともに、訓練やシミュレーションを実施するなどの準備を行うことが望ましい。

3 被災者台帳情報の利用及び提供（法第90条の4及び施行規則第8条の6）

(1) 被災者台帳情報の本人又は本人が同意した者への提供（法第90条の4第1項第1号）

① 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建に向けて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、まず、自身がどのような状況に置かれているかを正確に把握することが重要であり、そのために自身に関する情報が集約された被災者台帳情報の提供を受けることは、有効な手段である。

このことから、市町村が保有している被災者台帳情報については、被災者本人に対して提供することができることとしている。なお、被災者台帳情報の提供を受けようとする際の所要の手續については、施行規則第8条の6において規定している（詳細については後述する。）。

② 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

被災者台帳に記載又は記録する被災者に関する情報は、本人又は後述する他の地方公共団体に提供するほか、例えば、民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生委員等などの被災者支援を行う団体等に提供し、公共料金の減免や、各団体等が実施している被災者の援護に関する施策の実施の基礎とすることも、有効な活用方法の一つである。具体的には、申請等に当たり罹災証明書の添付を必要としている被災者支援施策を実施する団体等に対し、被災者本人の同意と当該団体等からの申請の手續を経て、当該被災者に関する「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」の情報を提供することにより、当該団体等が、被災者に対する支援の実施に当たって従来求めていた罹災証明書の添付に代えられるようにすることも考えられる。

そこで、法第90条の4第1項第1号においては、市町村は、被災者本人以外であっても、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者に対して台帳情報を提供できることとしている。

運用に当たっては、2(3)②2)の、施行規則第8条の5第4号に係る記述におい

でも言及したところであるが、自身の台帳情報を提供することに関し同意をするか否かについては、あらかじめ被災者本人に確認しておくことが効率的である。

(2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用する場合（法第90条の4第1項第2号）

① 台帳情報の内部利用

法第90条の3第3項又は第4項の規定により、市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で被災者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係地方公共団体の長その他の者から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、関係部局が保有していた被災者に関する個人情報について、その本来的な利用目的を変更することなく、被災者台帳の作成という別の目的に限って目的外利用することを認めたものであり、被災者台帳に集約された個人情報を、被災者の援護という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。

法第90条の4第1項第2号は、こうした点を踏まえ、被災者の援護の実施に必要な限度で市町村が台帳情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、同号に基づく個人情報の利用については本人の同意を得ることを要しない。

同号を活用することで、例えば、「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」が市町村内部で共有されることにより、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策について、その添付を不要とし、市町村と被災者双方の負担軽減を図るとともに、支援施策を迅速に実施するといった運用を行うことも可能である。その際は、法第90条の2において罹災証明書の遅滞ない交付が義務付けられていることとの関係から、申請するに当たり罹災証明書の添付が不要となる支援施策等については、あらかじめ住民に対して十分に周知しておくことが適切である。

そういった具体的な活用方法を検討のうえ、関係部局との調整を進められたい。

② 個人番号の扱いに関する留意事項

特定個人情報（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の目的外利用が認められる場合は、番号利用法第29条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の各種規定を読み替えることにより、以下の場合に限定されている。

- ア 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
 - イ 激甚災害時等で一定の要件を満たす場合（番号利用法第9条第4項に規定する場合）
- また、地方公共団体については、上記の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いが

確保されるよう必要な措置を講ずるものとされているところであり（番号利用法第31条）、具体的には個人情報保護条例を別途整備し、特定個人情報の目的外利用が認められる場合を、上記ア又はイの場合に限定することが求められる。

このため、個人番号も含めた台帳情報を内部で目的外利用するに当たっては、上記ア又はイの場合に限定されることに留意されたい。

ただし、番号利用法第9条第2項に基づき条例であらかじめ個人番号を利用する事務（たとえば、被災者に対する援護に係る事務など）を定めることにより、上記ア又はイの場合以外の場合であっても、個人番号を含む台帳情報を内部で利用することは可能となるものである。

（3）他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合（法第90条の4第1項第3号）

被災者の援護については、被災市町村のみならず、例えば義援金の支給等のように、被災都道府県をはじめとする他の地方公共団体においても実施されるものがある。それらの適切な実施に資するためには、被災市町村において整備した被災者台帳の情報を、被災者の援護に必要な範囲で関係地方公共団体に提供することは有効であることから、法第90条の4第1項第3号に基づき、関係地方公共団体に台帳情報を提供できることとしている。ただし、その場合であっても、提供する台帳情報については、個人情報保護条例の例外として認められる第三者提供であることを踏まえ、必要最低限の情報とすることが必要である。

また、同号に基づく台帳情報の提供は、被災者に対する援護を適切に実施するために、関係地方公共団体が自らのニーズに基づき必要な限度で求めるべきものであることから、台帳情報を保有する被災市町村からのプッシュ型での提供ではなく、関係地方公共団体から求めに応じて提供するものとしている。具体的な申請手続については後述する。

実際の運用に当たっては、例えば、所定の手続を経て、被災者台帳に記載又は記録されている「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」を、他の地方公共団体、民間事業者等が提供を受けることで、当該地方公共団体等が被災者の援護を行うにあたり、被災者本人に対して申請時に罹災証明書の添付を不要とするといったことも可能となる。その際に住民に対して十分な周知を行う必要があることは、（2）と同様である。

（4）被災者台帳の情報提供に関し必要な事項（法第90条の4第2項及び施行規則第8条の6）

法第90条の4第1項第1号及び第3号の規定による台帳情報の市町村外部への提供に関して必要な事項は、同条第2項において、内閣府令で定めることとしており、具体的には施行規則第8条の6において定めている。

① 申請書の提出（施行規則第8条の6第1項）

法第90条の4第1項第1号又は第3号の規定により台帳情報の提供を受けようとする

る者は、市町村長に対し、施行規則第8条の6第1項各号に定める必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。これは、被災者台帳情報が、被災者に関する様々な個人情報が集約されたものであり、その外部提供に際しては、必要最低限の情報を適切に提供するために必要性を十分に確認するとともに、情報管理を徹底する観点から、書面の提出を求めることとしたものである。

第2号の「申請に係る被災者を特定するために必要な情報」とは、どの被災者に係る台帳情報の提供を求めるのかを特定するためのものである。被災者の特定に当たっては、被災者個人に係る氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる住民基本台帳の基本4情報等により個人を特定する方法だけでなく、特定の支援制度により支援を受けている者、罹災証明書の発行を受けている者、のように、被災者の属性を指定することで特定する方法によることも可能である。

第3号の「提供を受けようとする台帳情報の範囲」については、第2号により特定した被災者について、法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に規定する被災者台帳に記載又は記録する事項のうち、どの事項について提供を求めるかということを明らかにさせるものである。

第4号の「提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的」とは、第2号とあわせ、本人以外に対する台帳情報の提供に当たっては、その使用目的を明らかにさせるものである。

② 台帳情報の提供にあたっての留意事項（施行規則第8条の6第2項）

施行規則第8条の6第2項においては、市町村は、「当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき」を除き、台帳情報を提供できることとしている。

法第90条の4第1項に基づく台帳情報の外部提供は、例外的に認めているものであることを踏まえ、市町村においては、申請内容を精査し、具体的にどのような被災者支援策を講じるのかを十分に確認する必要がある。施行規則第8条の6第1項第4号において、申請時にその使用目的を明らかにすることを求めているが、申請者が当該台帳情報の提供を受けることにより、どのような被災者支援施策を講じる基礎として活用するのかを具体的に求め、使用目的が明確でない場合、被災者の援護の実施のために活用するという趣旨にそぐわない場合、使用目的と提供を求める台帳情報の範囲に合理性が認められない場合等においては、提供を控えることが適切である。

③ 個人番号の取扱いに係る留意事項（施行規則第8条の6第3項）

施行規則第8条の6第3項は、番号利用法の施行の日に施行される規定であるが、同項においては、被災者台帳の記載又は記録事項のうち、施行規則第8条の5第6号に規定する個人番号については、外部提供の対象としてはならないことを規定している。

これは、台帳情報の外部提供を行うにあたり、特定個人情報について、その提供、収集等に制限を課している番号利用法第19条及び第20条に抵触することのないよう、設けているものである。

(5) その他

法第90条の4に基づき、必要な限度で行う台帳情報の外部提供については、審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取り扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

また、本通知において示した、被災者本人からあらかじめ台帳情報の外部提供に係る同意を得ること及び施行規則第8条の6第1項に規定する申請に係る事務の参考として、別添のとおり様式例を示す。同様式例はあくまでも参考として例示であり、市町村が独自に様式を定めて制度を運用することを妨げるものではないことに留意されたい。